資料１

会　　議　　録　（要　旨）

会　議　名	第２回武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会
開催日時	令和２年８月２７日（木）　午後２時から午後４時まで
開催場所	中部地区会館　４０１大集会室
出席者（送付先）	出席者：和気座長、大谷委員、英保委員、清野委員、吉冨委員、伊豫部委員、遠藤委員、大久保委員、藤倉委員、星委員、石井委員、藤崎委員、木下委員、鈴木委員、植村委員 欠席者：山田委員 事務局：福祉総務課長、福祉総務課係長（福祉総務係）、コンサルタント（１名）
報告事項	⑴　第１回武蔵村山市地域福祉計画策定委員会の会議録（要旨）について ⑵　第１回地域福祉計画策定懇談会における指摘事項について
議題	⑴　副座長の互選について ⑵　地域福祉計画の素案（第１章～第３章）の検討について ⑶　その他
結論 （決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。）	⑴　本懇談会における副会長は、民生・児童委員協議会会長の大谷氏とする。 ⑵　今回の指摘事項を再度事務局で検討・修正し、次回報告する。 　素案における基本理念は、事務局にて複数案を示し、本懇談会においていくつか候補を検討する。その中から、策定委員会に諮り、決定する。 ⑶　次回の開催日は１０月８日とし、変更が生じた場合別途調整し、決定する。
審議経過 （主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。） （○＝委員、 ●＝事務局）	報告事項 ⑴　第１回武蔵村山市地域福祉計画策定委員会の会議録（要旨）について（参考「資料２　第１回武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会の会議録（要旨）」） 【説明要旨】 ●　資料１のとおりである。修正などがあれば、事務局までご連絡いただきたい。その修正を以て会議録を確定し、武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針、第 11 条及び第 12 条の規定に基づき、市政情報コーナー及び市のホームページ上で公開させていただくのでご了承願いたい。 ⑵　第１回地域福祉計画策定懇談会における指摘事項について（参考「資料２　第１回武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会の会議録（要旨）」） 【説明要旨】 ●　第五次地域福祉計画【素案】について、東京都地域福祉支援計画の概要について記載の追加をお願いする意見があった。こちらは、第１章の都の現状として追記している。 　また、前回の資料８「第五次地域福祉計画構成（案）」について、平成 28 年 12 月に施行された再犯の防止等の推進に関する法律において国の最新防止推進計画を勘案し、地方再犯防止推進計画を策定する努力義務が課せられたことに伴い、本市では単独計画ではなく本計画に位置付ける予定である。その際に目次等に記載するなど明確な記載をするよう指摘があった。また懇談会委員について警察関係者や刑事司法関係者を入れてほしいとのご要望があった。再犯防止の計画の位

	置付けについては、まずは計画への掲載を優先したいと考えているため、懇談会でご審議いただき決定したい。なお、策定委員会では、必要に応じて委員を追加することを同意いただいている。 　加えて、第２章に記載されている実際の自殺者の実態と、市民意識調査結果にずれがあるため、計画策定の際に考慮すべきとの意見があった。こちらは今後施策の検討の中でご審議いただければと思う。 【主な意見等】 ○　本懇談会ではすでに保護司の清野さんにご参加いただいているため、警察関係者や刑事司法関係者の方に正式に委員になっていただくよりは、必要に応じてご意見をいただく機会をつくるというかたちでもよいと思うがいかがか。 （一同異議なし） 議題 ⑴　副座長の互選について ○　こちらについては、民生・児童委員協議会会長の大谷さんにお願いしたいと思うがいかがか。 （一同異議なし） ⑵　地域福祉計画の素案（第１章～第３章）の検討について（参考「資料３　武蔵村山市地域福祉計画【素案】」） 【説明要旨】 ●　第１章から第３章について説明する。地域福祉計画は、各福祉計画の上位計画として考えており、その考え方に沿って素案を策定した。なお、素案中のデータは現段階で関係各課へ調査した結果を記載している。空白の部分は、今後数字が確定次第挿入させていただく。 　まず、資料３の９ページ、第１節「計画の作成と背景」では、地域福祉計画が策定されるようになった一般的な事柄と背景、近年における社会情勢の変化と地域共生社会の仕組みづくり、制度改革等の動向といった地域福祉計画の策定の必要性を述べており、本市の計画策定の状況と東京都の地域福祉支援計画を併せて記載をしている。新規に記載した内容は、10 ページの現行計画期間に策定された東京都地域福祉支援計画の概要、11 ページ以降の福祉制度改正等の動向と地域共生社会の考え方である。 　18 ページ、第２節「計画の性格と位置付け」では、地域福祉計画は各種保健福祉計画を包括し福祉の各分野における共通的な事項を定める上位計画として位置付けている。また、社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画を新たに位置付けに追加した。 　20 ページ、第３節「計画の期間」では、関連する福祉分野の諸計画の期間との整合性や改正社会福祉法に規定されている包括的な支援体制の整備にかかる検討を踏まえ、他市町村においても福祉分野の諸計画との計画期間の統一や福祉計画の一本化の動きが見られている。東京都においても平成 30 年度からの地域福祉支援計画において、高齢者保健福祉計画及び障害者・障害児施策推進計画と計画期間を合わせ３年を一期としている。こうした状況を踏まえ、本市においても他の福祉計画と足並みをそろえることが望ましいと考えられる。そのため、次期計画では、高齢・障害計画との一本化を想定し、６年の計画期間とすることを想定している。 　21 ページ、第４節「作成の方法」だが、計画のため、名称を「策定の方法」と修正させていただく予定である。こちらでは、本計画の

	策定プロセスについて記載をしている。 23 ページ以降が第２章「地域福祉に関する武蔵村山市の現状」である。25 ページ、第１節「武蔵村山市の現状」では、（１）「地域福祉の現状」において、現行計画に記載された内容の更新を行い、この５年間で新しく実施された事業等を踏まえ作成をしている。具体的には（１）「自立した地域生活に向けた相談体制などの充実」として、市民なやみごと相談窓口の設置に伴う事業実施状況について記載している。（２）「情報提供と広報、啓発の推進」として、福祉情報の発信等や公式ツイッターおよび公式フェイスブックページにおける情報の配信について記載している。（３）「民生・児童委員等の活動」として、民生・児童委員の課題として担い手不足の記載を新しく追加している。（４）「市民活動への支援」として、ＮＰＯ法人やボランティア活動について記載をしている。ＮＰＯ法人数はこの５年間で大幅な数字の増加がないため、新たにボランティア団体と構成委員数の推移を表に記載する予定である。（５）「権利擁護の推進」として、平成 22 年に開始した福祉サービス総合支援事業および、平成 25 年に開始した地域福祉権利擁護事業及び成年後見制度に介する内容を記載し、権利擁護事業の利用件数についてグラフの追加をする予定である。また、新たに子ども・子育てに関する権利擁護についても記載している。今後ご審議いただくが、権利擁護については本計画において成年後見推進計画として位置付け、記載をする予定となっている。（６）「福祉教育」として、特別支援学級との交流等について内容を記載している。 続いて（２）「高齢者福祉及び介護保険事業等の現状」である。この項目では令和元年度までの情報を更新しており、今後最新のデータを収集したい。また、高齢者世帯数の推移グラフ及びお互いさまサロンや生活支援コーディネーターについて新たに記載している。 33 ページ、（３）「障害者福祉の現状」についても、令和元年度までの情報を更新しているが、今後最新のデータを収集したい。また、難病医療等助成受給者数のグラフや新たな障害者福祉施策を追加させていただく。 36 ページ、（４）「子ども・子育て支援の現状」では、前回の委員会で指摘があったため、現行計画同様に入園児童数の推移等を記載させていただく。また新たに出生率、合計特殊出生率の推移グラフを追加し、ハグはぐ・むらやま等の事業についても記載をしている。 38 ページ、（５）「保険医療の現状」では、健康増進計画との整合を図る形で記載しており、新たに特定健康診査、国民健康保険医療費、後期高齢者医療給付費、自殺者数の推移についてのグラフを追加する予定である。なお、今後ご審議いただくが、自殺予防対策の取り組みについては、本計画において自殺対策総合計画として位置付け、記載をする予定となっている。 41 ページ、（６）「福祉のまちづくりの現状」では、バリアフリー等の取り組み状況について記載しており、新たにモノレール延伸の経過を追加している。また現行計画で防災や安全、安心への取り組みとして記載していた防災、防犯について、福祉のまちづくりに統合し、避難行動要支援者名簿に関する記載等、また、再犯防止に関する記載を新しく追加している。なお、今後ご審議いただくが、再犯防止の取り組みについては、本計画において再犯防止推進計画として位置付け、記載をする予定となっている。 43 ページからは、第２節「市民意識調査からみる地域の現状」で

	ある。こちらは令和２年１月に実施した市民意識調査の結果を記載している。前回配布した市民意識調査結果報告書の抜粋となるため、詳細は割愛するが、「地域を支える人づくり」、「住人主体による地域づくり」、「包括的な支援の仕組みづくり」の３区分の視点から記載している。また、56 ページ、第３節「市民意識調査からみる地域福祉に係る課題」も同様に３区分の視点から記載している。 58 ページからは、第３章「計画の基本的な考え方」である。第１節「めざすべき姿（基本理念・基本視点）」について、現行計画では、市民と事業者と市の計画として位置付け、同じ目線で福祉活動をするための道しるべとして基本理念である「誰もが身近な地域や家庭で安心して暮らせる福祉のまち」の実現を目指してきた。１章でもお示しした通り、近年の社会や制度の変化にともない、地域の問題を解決するためには市民、事業者、市が単独で活動を行うだけでは不充分であり、地域を構成するすべての人々がお互いに連携し福祉活動を推進することが必要である。そこで基本理念は開催された社会福祉法に記載されている地域共生社会の実現の趣旨を踏まえ、個人の尊厳が尊重され多様性を認め合うことができる地域社会を作り出し、住民主体による地域づくりを高めていくことを目指し、仮の案として設定、記載している。 60 ページ、第２節「計画の基本目標」では、基本理念を実現するための柱として三つの基本目標を設定しており、その基本目標ごとに具体的な施策を、施策の体系として記載している。基本目標は法改正の内容や都の支援計画等を踏まえ、人づくり、地域づくり、しくみづくりの三つを柱としており、取り組みの方向性は成年後見推進計画、自殺防止計画や再犯防止推進計画を本計画に位置付けることも考慮して整理している。基本目標は今後ご審議いただく第４章の内容次第によって変更となる場合があることを理解いただきたい。 63 ページ、第３節「エリア設定の考え方と将来人口推計」では、現行計画同様、地域福祉エリアを他の福祉エリアと整合を図る形で、四つのエリアに設定している。また、将来人口推計は、長期総合計画との整合性を図る形で掲載する。 【主な意見等】 ○　19 ページ、「計画の位置付け」で武蔵村山市第五次地域福祉計画の中に、縦に四つ大きな枠があるが、ここに再犯防止推進計画を一つ入れていただきたい。でないと、この第五次の地域福祉計画の中に再犯防止計画が入ってないようにみえる。 次に、42 ページ、（４）「防犯」の中で、グラフ掲載予定の中に、「市内再犯発生件数の推移」、「市内再犯率の推移」とあるが、市単独の数値では出ないのではないか。いわゆる警察単位のため、ここでは東大和警察管内、いわゆる東大和と武蔵村山の双方の合計数の再犯率となると思うので、ご検討いただきたい。 最後に 62 ページ、施策の体系の中で、３－６「再犯防止の推進」とあるが、例えば、「再犯防止の推進（再犯防止推進計画）」などの位置付けをしなくてよいのか。 ● 19 ページに示している図は、市の長期総合計画を最上位として、そこに加わっている計画を記載しており、その他の計画とすべて整合性をあわせている関係で、こちらでの記載は難しいが、改めてご指摘がございましたので、再犯防止の推進計画ということで、どこか目次の中で最初に項立てを行い、どこかに計画についてということで項立てを作らせていただく予定である。ページ数に制限はあるが、その中

	で計画ということを記載させていただきたい。 　また、42 ページの表は、東大和警察での数字ということで、出典元など数字の根拠を明記した上で作表を行う。 ○　一般的には平成 28 年の 12 月に再犯防止等の推進に関する法律が施行され、国がそれに基づいて再犯防止推進計画を作り、さらにそれに基づいて東京都も作成した。それに続く市町村の場合には、地域福祉計画の中に位置付けていくという例が多いと聞いている。したがって、19 ページで、確かに上位計画との関係ということからすれば、理解はできるが、その場合、この地域福祉計画のなかで再犯防止計画はどこに位置付けされていることになるのか。そのことを考えると、まず 19 ページの中に入ってこなければおかしいのではないかと思うため、ぜひ検討していただきたい。 ○　地域福祉計画の初期の頃であれば、まだ地域福祉も成熟していないため、先ほどの事務局のような説明でもよかった。ただ、伝統的な３分野である児童、障害、高齢におさまらない問題、例えばゴミ屋敷の問題や引きこもり、また今のご指摘のあった犯罪者の更生の問題や、自殺者の予防、住宅の確保などの問題、が次々と出てきた。これらを地域福祉で積極的に考えていきましょうということで、社会福祉法が改正され、地域福祉計画なるものが法定計画になり、地域福祉計画も初期の頃から比べると、変容してきている。 　19 ページの図はどちらかというと初期のころの捉え方で、その限りにおいては無難ではあるが、必ずしも新しい段階の地域福祉計画になってはいないのではないか。 　そうであれば、ご指摘のあった再犯の防止の計画や、自殺の計画、成年後見の利用促進計画、それから高齢者の居住確保安定プランなど、関連計画などの形でこの中に位置付けたほうがよいかと思うので、ご検討いただきたい ●　次の懇談会までに、ご意見の内容などを盛り込んだかたちで、お示しをさせていただく。その時に改めてご審議いただきたい。 ○　32 ページに、「生活支援コーディネーター」と表記がある。地域共生社会の問題が出てくるときは、ここで表現されている生活支援コーディネーターと、地域福祉コーディネーターが非常にクローズアップされる。 　昨年から社会福祉協議会でも、地域福祉コーディネーターを設置して、南部地域を中心に、引きこもりの方たちの家族会や子ども食堂を立ち上げたり、また関連したような会議を計画したりというかたちで活動をしている。 　生活支援コーディネーターや地域福祉コーディネーターはいろいろな制度を横につなげているなど重要な役割を担っていると思うので、32 ページのあたりに、取組などの内容を加えていただきたい。 ○　市では生活支援コーディネーターと、地域福祉コーディネーターは明確に区別されているのか。 ●　生活支援コーディネーターは、各包括支援センターのほうで第１層・第２層というかたちで市が決めて位置付けをしている。地域福祉コーディネーターは、社会福祉協議会のほうで独自に２名の職員を配置して、試行的に行っている。 ○　30 年ほど、地域通貨などを用いて自発的な助け合いの活動を行っていたが、参加してくれる人が少なく、続けるのが難しかった。今では、ボランティアも市が色々と力入れて支援しているが、当時は市や包括も一切関係ないところにいた。自分たちでコーディネーター的な

	役割を行っていたが、それでもなかなか広がらなかった。 ○　お話いただいたように、生活支援コーディネーターができるはるか前から、少額で家事援助サービスなどを行う住民参加型の福祉サービスを行う団体は存在していて、現在では全国に 2,000 以上ある。しかし、それぞれの団体をうまく組織化するなど、大きな力にすることがなかなかできなかった。そのため、生活支援コーディネーターが、住民のパワーを引き出して、ちょっとした生活支援のサービスは行っていきましょうということになっているが、財源が介護保険のため、障害者、児童、生活困窮者などに関する分野には手が出しにくい。そこで、まったく別の分野で地域福祉コーディネーターという人に、社会福祉協議会に入ってもらうことが始まっている。 　ただ、これらはあくまでも対象が高齢者か地域全体かという違いなので、この区別を自治体ごとにどのように整理するのかという問題を含んでいる。そのため、長期的にみれば、今のうちに、きちんと区別を整理して、市の方針を決めていくことが大事だ。 ○　30 ページの（６）「福祉教育」において、「特別支援学級の児童・生徒と通常の学級の児童・生徒の相互理解を促進させるため、都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒」と続いているが、特別支援学級に所属している児童と、都立特別支援学校に所属している児童は、それぞれ違う児童・生徒なので、この文面では、支援学級に所属しているお子さんたちが、理解を促進ために都立学校の児童・生徒の福祉視察をするという文章になってしまう。おそらく副籍制度のことを記載されていると思われるので、「都立特別支援学校の小・中学校に在籍する児童・生徒と、通常の学級の児童・生徒の相互理解を促進するため」などに文章に変更すべきだ。 ●　次回の懇談会までに整理・修正し、ご報告をさせていただきたい。 ○　１点目は 17 ページで、○「地域福祉の提供団体の多様化」の中に「ＮＰＯ法人等が年々増加しています」とあるが、全国的に見てもＮＰＯ法人は、平成 29 年から境に少しずつ減少を始めている。武蔵村山市でも、一番多いときで 26 法人があったが少しずつ減ってきている。一方、すべてが公益ではないが、一般社団法人は毎年 6,000 ずつぐらい増えてきており、ＮＰＯ法人の数超えている。ＮＰＯ法人等とあるので間違いでもないが、一般社団法人とどこにも書いてないため、誤解を与えないよう表現を工夫したほうがよい。 　２点目は、28 ページの（４）「市民活動への支援」の中で、センターに登録されている団体・個人とあるが、今年の３月末現在の数字が手元にあるので報告させていただくと、ボランティア団体登録が 161 団体、構成員は延べ 5,517 人、個人活動として登録されているボランティアの方は 208 人となっている。解説すると、団体・構成員はともに増えている。一方、個人は少し減っている。減少の原因としては、今までは登録された数をそのまま積み上げていたが、更新がない方々を集めてボランティアの活動の意思を確認したところ、高齢のためやめたいという方々が結構出てきているためだ。この数字を上げていくのが、われわれの使命だと感じている。 ○　17 ページの○「地域福祉の提供団体の多様化」の中に、「税制優遇の充実も図られてることから」と書いてあるが、認定ＮＰＯ法人にならないと税の優遇はない。ただ認定ＮＰＯ法人になる条件は厳しく、敷居が高い。そのためＮＰＯが増えているという意識はない。 ●　事務局としても正確な現状をお伝えしたいと思っているので、表記・数字等ご教示いただき、次回までに反映させて報告をさせていた

	だきたい。 ○　61 ページの第１行目に、第五次計画では、「第四次計画の基本目標を踏まえ、その後の社会情勢や国・県の動き」とあるが、ここは都に修正したほうがよい。 ○　基本理念、基本視点は表現が堅すぎると思うが、こちらが決定のものか。 ●　基本理念、基本視点は、最終決定のものではない。策定委員会においても、三つほど意見があげられている。一つ目が内容はこのままだとしても言い回しを柔らかい表現に変更する、二点目が市の福祉の考え方として前回から大きく変わっていないならば同じ理念を引き継ぐ、三点目が長期総合計画における福祉部門の理念・キーワードを用いる、である。そのため、この３方向から事務局で、案を作成させていただき、その中から懇談会で幾つか候補のものを選んでいただきたい。さらに選んでいただいた中から、庁内の策定委員会のほうで最終的な決定とさせていただければと、現段階で考えている。 ○　例えば、多様性を認め合い、すべての人を、地域社会を構成する一員として尊重していくことをあらわすソーシャルインクルージョンという考え方が現在主流になっている。このような理念をいくつか出して、平易な日本語で表現する。そして、もし説明の依頼があれば、それぞれ言葉に、どのような理念が組み込まれているということを解説できるようにしておくことが大事だ。 　そのような案を事務局で幾つか出していただき、あとは我々が議論して、これがよい、場合によっては、これとこれを組み合わせたほうがよいということを議論できればと思う。 ⑵　その他（参考「資料４　第３回地域福祉計画策定懇談会の日程について」） 【説明要旨】 ●　次回の第３回地域福祉計画策定懇談会は 10 月７日か８日を想定している。この２日で難しい場合は、別の日を設定させていただく。また、時間帯についても要望があれば事務局までご連絡いただきたい。 ３　閉　会 － 以上 －

会議の公開・非公開の別	☑公　　開　　傍聴者：　０　人 ☐一部公開 ☐非 公 開 ※一部公開又は非公開とした理由 （　　）

会議録の開示・非開示の別	☑開　　示 ☐一部開示（根拠法令等：　　） ☐非 開 示（根拠法令等：　　）
庶務担当課	健康福祉部　福祉総務課（内線：１５２）

（日本工業規格Ａ列４番）

資料２

基本理念・基本視点（案）

１　第四次地域福祉計画における基本理念等

現　行	第四次地域福祉計画	【基本理念】 「だれもが身近な地域や家庭で安心して暮らせる福祉のまち」
		【基本視点】 「市民と事業者と市の協働　～同じ方向を目指して～」
	第四次長期総合計画後期基本計画	【将来都市像】 「人と緑が織りなす夢ひろがるやさしいまちむさしむらやま」
		【福祉】 「安心していきいきと暮らせるまちづくり」

２　策定委員会及び策定懇談会での主な意見

当初提示案
【基本理念】　住民一人一人が互いに人格と個性を尊重し、助け合うまち 【基本視点】　「市民と事業者と市の協働　～同じ方向を目指して～」
意　見
・　基本理念及び基本視点の表現が堅すぎる。 ・　地域福祉の理念としてわかりにくいため、言い回しを柔らかくするなど表現を検討すべき ・　市の福祉の考え方として前回から大きく変わっていないならば、同じ理念を引き継ぐ形でもよいのではないか。 ・　長期総合計画における福祉部門の理念を引用するか、そこでのキーワードなどを用いて作成するのがよいのではないか。 ・　ソーシャルインクルージョンという考え方が主流の現在、このような理念をいくつか出して、平易な日本語で表現する。 ・　それぞれ言葉にどのような理念が組み込まれているということを解説できるようにしておくことが大事である。

３　意見を踏まえた事務局案

⑴　基本理念

現行計画と同様	①　だれもが身近な地域や家庭で安心して暮らせる福祉のまち
表現を変え、長期総合計画を踏まえた案	②　地域でつながり　共に支え合う　福祉のまち ③　地域で支え合い、誰もがいきいきと幸せにくらせる福祉のまち ④　誰もが住み慣れた場所で、互いに助け合い、安心して暮らせる福祉のまち ⑤　多様性が尊重され、地域のきずなを活かしながら、ともに支え合う福祉のまち ⑥　お互いを尊重し、支え合いながら、いきいきと幸せにくらせる福祉のまち

⑵ 語句の個別イメージ

「誰もが」「多様性」「すべての人」「お互いを尊重」「認め合う」	ソーシャルインクルージョン
（お互いに・ともに）「支え合う」「助け合う」	地域共生社会
「安心して」「幸せに」「自分らしく」「健康で」「明るく」	生活の質（ＱＯＬ）・主観的幸福
「地域」「住み慣れた場所」「身近な場所」	「地域」福祉計画であることを強調
「福祉のまち」	地域「福祉」計画であることを強調
「きずな」「つながり」「活躍（いきいき）」	第五次長期総合計画「人と人との絆をつむぐ誰もが活躍できるまちむさしむらやま」より着想

⑶ 基本視点

① 市民と事業者と市の協働　～同じ視点を目指して～	現行計画では、この視点に基づいて、各論が「市の取組」「市民の取組」「事業者の取組」という構成をとっており、今回も同様の構成をとっていることから前回と同様の視点を設定。
② 視点１：互い支え合う共生の視点 視点２：地域全体で福祉の課題に取り組む連携・協働の視点 視点３：福祉の課題を抱えるひとを誰も取りこぼさない社会的包摂の視点	基本目標に対応させるかたちでの設定

資料３

第４章　基本計画

第１節　地域を支える人づくり

1　福祉教育の推進と担い手の育成

目指す姿

福祉の担い手が育ち、きめ細かな福祉サービスが実現し、研修やボランティア講座など福祉教育が充実しているまち

現状と課題

■　地域共生社会の実現に向けては、「支え手側」・「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる社会を指します。そのため、自ら生活する地域に目を向け、そこで生じている課題を我が事として捉え、主体的に取組むことが必要です。

■　本市では、市立小・中学校の特別活動や総合的な学習の時間の中でボランティア活動等を行うことで、児童・生徒に社会の一員としての自覚と責任を持たせ、社会奉仕の精神の育成に努めています。また高齢者を支える新たな担い手の発掘を目的として、独自の認定ヘルパーを養成しており、その修了者に対して市内の介護サービス事業所とのマッチングを実施しています。

■　多くの市民にとって助け合いでできることと、してほしいことの要望（災害時の手助けや安否確認の声かけ）は同じであり、両者の思いを地域の中でどのようにして繋いでいくかが、地域福祉を「我が事・丸ごと」を捉える関係性の構築に向けて重要な課題となります。また、市民の意識としては、７割の人が「市民一人ひとりが、協力できることをする方がよい」と回答しており、公助のみよりも共助による助け合いの方が幅広く支持されていることから、地域共生社会の実現に向けて市民の理解は得られやすいと見込まれます。今後の理解と関心を高めていくことが重要です。

■　これらのことから、子どものうちから地域福祉に関心を持ち、互いに支え合うことの大切さを理解できるよう学校教育との連携を図るとともに、市民一人ひとりが互いの違いを認め合い、同じ地域の住民として交流することのできる意識を高めていきます。

市が行う主な取組

取組名	内容	所管課
広報・啓発活動等の推進	主体的にまちづくりに関わっていこうとする市民の意識を一層高めるために、市報やホームページ、ＳＮＳ等を活用した広報・啓発活動を推進します。 また、音声コード、活字文書読上げ装置等のメディアの活用も含めて、保健福祉等に関する情報を提供します。	秘書広報課 健康福祉部及び子ども家庭部全課
福祉教育・福祉学習の推進	市内小・中学校における福祉教育の充実に努め、小さい頃から施設訪問、体験学習等を行ってノーマライゼーションや「地域福祉計画」の理念等が成長とともに身に付くよう図ります。 また、副籍制度により都立村山特別支援学校や都立羽村特別支援学校等と市内小・中学校の児童・生徒が交流を図る中で、地域への理解と受け入れ等の交流も図り、次世代の人材育成を図れるよう支援します。 成人に対しては、講座や啓発講演会を開催する等、生涯学習の一環として福祉学習を推進します。さらに、社会福祉協議会が行う各種福祉講座や各年代層に合わせた体験学習等を支援してその充実を図り、市民の意識の向上を図ります。	福祉総務課 教育指導課 文化振興課
交流教育の推進	市内小・中学校の児童・生徒が、高齢者施設、都立村山特別支援学校、保健福祉総合センター（市民総合センター内）等への訪問を行い、体験活動や講話を通して、子どもたちと高齢者や障害のある人との相互の交流を進めます。	教育指導課
福祉人材の確保・養成	地域におけるきめ細かな福祉サービスを実現するため、介護保険制度や障害福祉の制度による福祉サービス事業者の参画の支援・促進と、ホームヘルパー等の福祉人材の確保を図るとともに、今後とも、人材の養成・研修の促進を行います。	高齢福祉課 障害福祉課

市民・活動団体にできることの検討

- 自分のまちの福祉関連情報に、“自分にも関係のあること”として興味を持って接する。
- 年齢、性別、国籍の違いや障害の有無など、さまざまな個性を持った人を理解し、同じ地域に暮らす住民として認め合う。
- 一人ひとりが地域を支える担い手である意識を持ち、地域にある様々な生活課題・問題の解決・改善のために何ができるのかを考える。
- 団体の活動において、ボランティアの受け入れや、連携に努める。

市内の事業者（所）にできることの検討

- ボランティアの受け入れや、連携に努める。
- 福祉や介護の活動や仕事に関心をもってもらえるよう、その魅力ややりがいを発信する機会をつくる。

2　様々な地域福祉活動や交流の促進

目指す姿

様々な地域福祉活動や交流が活発に行われているまち

現状と課題

■　全国的に、高齢化に伴って福祉活動の従来の中心的な担い手も高齢化し、また固定化する一方で、女性や高齢の方の就業者の増加に伴い、地域における担い手の確保はますます困難になっていると言われています。

■　市民意識調査（団体向け）の結果をみると、「活動の中心となるリーダーや後継者が育たない」と「メンバーが高齢化してきている」の人手不足が活動上の課題として挙げられており、団体が市民に望むこととしても、「活動への参加・協力」が過半数を超えています。

■　本市では、市民活動の推進と充実に向けた支援の場、市民活動の総合拠点として、市民総合センターに武蔵村山市ボランティア・市民活動センターを運営しています。武蔵村山市ボランティア・市民活動センターに要請のあったボランティアニーズに対して、登録団体や個人登録者を通じて実際に行われたボランティア活動の件数（ボランティアマッチング件数）は、令和元年において 320 件であり、直近５年の間、300 件前後を推移しています。また、実際に行われたボランティア活動に参加したボランティア活動人数は、令和元年において 106 人で、直近５年の間、100 人前後を推移しています。

■　市民意識調査（市民向け）の結果をみると、あまり積極的な近所付き合いを持たない人が多い一方で、30～39 歳では今後のつきあいを広げていきたいと考えている人が多いことがわかります。定住や子育ての始まりなどにより地域に馴染み始める時期に地域と接点を広げていくことによって、今後の地域福祉意識が根付く可能性があります。特に、近所づきあいが密であるほど、ボランティア・ＮＰＯ活動の経験率も高くなっています。

■　これらのことから、積極的な近所付き合いの機運を醸成するなど、地域の力の向上に繋げる取組や、より多くの人が福祉活動に参加するきっかけとなるよう、市民それぞれの属性や世代などに応じた取組の展開を図ります。

市が行う主な取組

取組名	内容	所管課
地域における交流の場・機会の確保	高齢者が身近な小学校で児童や地域行事を通じて地域住民と交流する、障害のある人が地域住民とともにスポーツを楽しむ、「子どもカフェ」及び「子ども食堂」で親同士や子同士が情報共有や悩みの相談を行う等、世代を超えてだれもが参加できるよう地域における福祉を中心とした様々な交流の場・機会の確保を図ります。	健康福祉部及び子ども家庭部全課
ボランティアやＮＰＯ活動への参画の支援	ボランティア・市民活動センターをボランティア・市民活動の総合拠点と位置付け、市民自らがサービスの担い手として積極的に地域と関わっていけるよう、ボランティア講座、ボランティアの人材育成等をボランティア・市民活動センター、地域包括支援センター、社会福祉協議会等の関係機関が連携して実施し、福祉の担い手の確保を図ります。 また、ＮＰＯ法人等の設立支援・助言、人材養成支援等を行い、市民活動を促進する中で、地域福祉活動への参画も促進します。	協働推進課 福祉総務課 高齢福祉課 教育指導課 文化振興課
市民の発想を生かす市政運営と自治会活動及び加入促進の支援	市民の自発的な活動に基づく提案・提言を市政運営に生かす場として、協働事業提案制度を実施し、市民との協働によるまちづくりを推進します。 また、自治会活動への各種補助金の交付等により、自治会が自主的な活動により活性化が図れるよう、魅力ある自治会づくりを支援します。	協働推進課
コミュニティ意識の醸成	コミュニティづくりを推進するため、市長を先頭に、職員がまちへ、現場へ積極的に出向く職員地域担当制の充実を図るとともに、ボランティア・市民活動センターの機能強化、事業の充実に努めます。	協働推進課

市民・活動団体にできることの検討

- 社会福祉協議会主催の行事に協力・参加するなど、積極的に交流するよう努める。
- ボランティア・市民活動センターが主催する夏体験ボランティアなどに積極的に参加する。
- 今まで培ってきた知識や経験を生かして、地域で活動する。
- 自治会に加入するなど、身近な人たちとの関係を築く。

市内の事業者（所）にできることの検討

- 職場体験など、学校等で取り組む福祉教育の機会に積極的に協力し、子どもたちや高齢者などとのふれあいの機会をつくる。
- ボランティア休暇制度の導入など、社員等がボランティア活動に参加しやすい環境づくりに努める。

【コラム】
お互いさまサロンやこども食堂

その様子の写真などあれば掲載

３　活動団体間のネットワークづくりの推進

目指す姿

活動団体間のネットワークが確立され、連携した活動が盛んに行われているまち

現状と課題

■　社会の多様化、複雑化に伴って、地域には新たな福祉的ニーズや、個別の制度の隙間に陥りがちな複合的な課題が生じる可能性があります。そのため、地域課題の変化に対応した組織の連携、ネットワークづくりを推進していくことが求められます。

■　市民意識調査（団体向け）の結果をみると、団体が地域福祉活動に際して連携・協力している団体（機関）について、「特にない」と回答した団体は１割未満であり、多くの団体が互いに連携して活動を行っている状況がうかがえます。また、過半数の団体が「ボランティアセンター」と連携していると回答しています。

■　このことから、ボランティア・市民活動センターを中心に据え、団体同士が相互に連携し、ネットワークをより一層強化することで、地域で支え合う力の相乗効果が発揮されるよう、地域住民に対する支援の手を充実します。

市が行う主な取組

取組名	内容	所管課
地域福祉活動団体等への支援	活動に関する情報や活動の場の提供を進めるとともに、 活動の自主性・主体性を尊重しながら、活動の場づくりや 研修等への支援を行います。	健康福祉部及び子ども家庭部全課
地域福祉活動団体間の連携強化の促進	ボランティア・市民活動センターを中心として、ボランティア団体や個人ボランティア、ＮＰＯ法人等が連絡・調整を行い、お互いに協力し合うことにより、ボランティア・ 市民活動がより活発・効果的に行われるよう、連携の強化・ 促進を図り、さらに地域福祉活動を推進します。	協働推進課

市民・活動団体にできることの検討

- 地域福祉活動団体等は、他の団体との交流・連携に努める。
- 自治会の活動については、子どもから高齢者まで全ての人を対象とした行事を取り入れるなどして、加入者にとって魅力的な内容にしていくよう努める。
- ボランティア・市民活動センターに登録して、積極的なボランティア活動に努める。

市内の事業者（所）にできることの検討

- 社内のボランティアサークルは、ボランティア・市民活動センターに登録し、積極的に他のサークルとの交流・連携に努める。

【コラム】
ボランティア・市民活動センター

第２節　市と市民が一体となった地域づくり

1　地域福祉活動の基盤の強化

目指す姿

地域福祉活動団体など自主的な活動が盛んに行われ、活動拠点の場や機会、活動のための情報等、活動環境が整備されており、支援を必要とする人と活動者を結び付けるコーディネート機能が充実していて、ボランティア団体・ＮＰＯ法人のメンバーや個人ボランティアが活動しているまち

現状と課題

■　日頃から、気軽に集まれる機会や場所があることは、生活するうえでの生きがいや、困ったときの相談のきっかけ、世代間の交流促進につながります。

■　また、支援を必要する人と、支援者や支援活動団体を適切につなぐためには、地域における資源（人・場所・情報）を整理し、マネジメントすることできる機関や人材の存在が不可欠です。

■　本市では、市民総合センターに武蔵村山市ボランティア・市民活動センターを開設し、市民活動の推進と充実に向けた支援の場、市民活動の総合拠点として運営しています。また、活動の場を拡充するため、公民館、地区会館等のコミュニティ施設の無休化を実施する等の支援をしています。

■　さらに、令和元年度から社会福祉協議会が、地域福祉コーディネーターを設置し、「子ども食堂の立ち上げとネットワーク化の支援」や、「引きこもり当事者家族会の立ち上げ支援」等の活動を行っています。また、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）が高齢者の生活支援・介護予防サービスの調整に努めています。

■　市民意識調査（団体向け）の結果をみると、今後の活動にあたり必要だと思う行政支援について聞いたところ、『必要』と回答した割合が高い項目については、「市民への情報発信」や「活動に関わる情報提供」といった情報提供と、「場所の提供」が特に高くなっています。また、活動をしている中で、地域の人々からどのような日常の困りごと、福祉における課題についても「だれでもつどえる場、情報交換が出来る場所が少ない」といった意見が挙げられています。

■　これらのことから、集いの場づくりや活動に関する情報の提供への支援を継続的に行うとともに、さらなる地域資源の発掘と、それらをつなぐコーディネーターの育成に取り組みます。

市が行う主な取組

取組名	内 容	所管課
福祉活動の場の提供	コミュニティ施設について、無休化等を推進するとともに、高齢者や障害のある人、子どもたち等全ての地域住民に開放し、身近な活動の場を提供します。 また、多様化する市民ニーズに効果的かつ効率的に対応するため、指定管理者制度の導入等を推進し、適切な管理運営体制の確保に努めます。	行政経営課 福祉総務課 高齢福祉課 障害福祉課 健康推進課 子ども青少年課 子ども子育て支援課
福祉活動推進のための情報の提供	ボランティア、ＮＰＯ法人、福祉サービス事業者等、様々な主体が地域福祉活動を行うに当たり、より効果的な活動ができるような情報提供に努めます。	協働推進課 健康福祉部及び子ども家庭部全課
コーディネート機能の充実	地域における利用者のニーズに応じた効果的かつ効率的な福祉サービスの提供を図るため、関係機関との連絡調整や協力依頼等サービスのコーディネートを今後も継続します。 また、地域全体で、事態が深刻になる前に問題を見つけ、迅速に対処できるような仕組みを協働で確立し、支援の必要な人の地域生活を共に支えていきます。	健康福祉部及び子ども家庭部全課

市民・活動団体にできることの検討

- 各種のボランティア活動に積極的に参加する。
- 定年退職を迎えた人や高齢者の持つ能力、技術及び経験を地域で生かす。
- 地域の文化・芸術などを育みながら活動を活発化させるとともに、地域福祉の基盤強化への連携に生かす。

市内の事業者（所）にできることの検討

- ボランティアの受入れ、連携に努める。
- 施設の空きスペースや未使用時の部屋などを、地域福祉活動団体に貸し出すなど、活動の場の提供に努める。

【コラム】
地域福祉コーディネーター
生活支援コーディネーター

地域福祉コーディネーターの活動（「子ども食堂の立ち上げとネットワーク化の支援」や、「引きこもり当事者家族会の立ち上げ支援」など）、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の活動の様子を示した写真などがあれば掲載

2　快適な生活環境の推進

目指す姿

バリアフリー化・ユニバーサルデザインが実現し、外出支援が整っていて、だれもが安心・快適に外出することができるまち

現状と課題

■　地域福祉においては、サービスや制度のみならずインフラの整備も重要な課題となります。年齢や障害の有無にかかわらず、すべての人にとって暮らしやすい環境は、自立した生活の基盤として不可欠です。

■　本市では、歩行空間の確保や道路拡幅、歩道などの段差改良や整備、視覚障害者誘導用ブロックの設置などの道路整備や、公園や公共施設におけるバリアフリー化に努めています。また、「都営村山団地」では、車椅子使用者世帯向けの住宅の整備と、生活援助員による日常生活支援サービスの提供を行う「シルバーピア運営事業」を実施しており、誰もが住みやすい住宅の整備を推進しています。移動手段の拡充に向けては、事前登録・予約制の乗合タクシー「むらタク」の運用開始や、多摩都市モノレールの延伸に向けた調整を進めています。

■　市民意識調査（団体向け）では、活動をしている中で、地域の人々からどのような日常の困りごと、福祉における課題について、「歩道に高齢者や障害者の歩行の妨げになる障害物がある」、「交通の便の悪い」といった意見が挙げられていました。

■　これらのことから、公共施設等におけるバリアフリー化を一層推進するとともに、誰もが活動しやすい移動手段の確保を目指し、市内の住環境の整備に努めます。

市が行う主な取組

取組名	内 容	所管課
バリアフリー、ユニバーサルデザインに配慮した生活環境の形成	「東京都福祉のまちづくり条例」及び「武蔵村山市まちづくり基本方針」に基づいて、公共的建築物や道路・公園等の公共施設等についてのバリアフリー化、ユニバーサルデザインを推進し、障害の有無や年齢等に関わらず、だれもが安心して生活できるような環境の形成を図ります。	環境課 都市計画課 道路下水道課 施設課
公共交通機関の整備とバリアフリー化、ユニバーサルデザインの促進	市民の足として重要な公共交通である多摩都市モノレールの上北台・箱根ケ崎間の延伸について、引き続き東京都に要請します。	交通企画・モノレール推進課
放置自転車対策等の推進	放置自転車クリーンキャンペーンや違反広告物撤去協力員制度を実施し、放置自転車や立て看板等をなくし、だれもが通行しやすくなるよう努めます。	道路下水道課
外出を支援する仕組みの充実	高齢者や障害のある人等だれもが外出しやすいよう、外出支援ボランティアの育成や組織づくりへの支援等に努めます。	協働推進課 高齢福祉課 障害福祉課
都営村山団地の整備の促進	都営村山団地再生計画に基づき、高齢者や障害のある人に配慮した住宅となるよう、エレベーターやスロープ等施設面の整備の促進について、引き続き東京都に要請します。	都市計画課

市民・活動団体にできることの検討

● 地域住民の視点からバリアフリーなどに関する点検・評価をする。
● 外出支援ボランティア活動に参加する。また、周りの人にも参加を呼びかける。
● 障害のある人が自由に行き来できるよう、自転車は決められた場所に置く。
● 視覚障害者誘導用ブロックの上に自転車等を置くのをやめる。

市内の事業者（所）にできることの検討

● 所有施設・設備のバリアフリー化に努める。
● スロープを設置するなど、高齢者や障害のある人が利用しやすい店舗づくりに努める。

【コラム】
ユニバーサルデザイン
社会的障壁など

3　安全・安心のまちづくりの推進

目指す姿

災害や急病等の緊急時に、支援が必要な人が地域住民から適切な援助を受けられるよう、平時からの備えに万全を期し、安心して生活することができるまち

現状と課題

■　自然災害はいつどこで起こるかわかりません。特に近年は、気候変動の影響で、風水害が局所化・激甚化の傾向にあり、平時からの備えが今まで以上に重要になっています。

■　本市では、資器材を助成するなどにより自主防災組織の結成を促進して育成するとともに、総合防災訓練等を通じて地域住民と相互に協力して連携活動できる体制を整備しています。また、高齢者や障害のある人、乳幼児や子ども、妊産婦等の安否確認や避難誘導等をスムーズに行うことを目的に、本市では避難行動要支援者名簿を整備するとともに、避難行動要支援者避難行動支援プラン（全体計画）を策定し、災害時等の避難支援活動を実効性のあるものにするため、避難支援等関係者と連携して、避難行動要支援者の具体的な避難方法等に関する個別計画整備を進めています。さらに、災害時、速やかに「災害ボランティアセンター」を設置できるよう協働推進課・社会福祉協議会・武蔵村山市ボランティア・市民活動センターの三者での取組を進めています。

■　市民意識調査（市民向け）では、災害時要支援者名簿登録の認知度については、「名称も内容も知っている」としっていると回答した人は１割程度であった。非常時に避難の支援が必要な人に対し、地域でどのように対応するかという議論に向けても、名簿登録の認知度向上は重要な課題だといえます。

■　防犯面では、日本における刑法犯の認知件数は、近年減少を続ける一方で、ストーカーに関する事案など子供や女性が被害者となる犯罪は後を絶たず、高齢者を狙った特殊詐欺の被害も深刻化しています。このような隣近所での異変に気付き、地域社会の安全安心を守るためには、日頃からの見守りや周囲への声掛けが欠かせません。

■　本市では、自治会等を母体とした自主防犯組織に対し、防犯パトロール資器材等を助成するなど、自主防犯組織の結成促進と育成支援を行っています。また、消費生活における安全性の確保に向けては、平成 29 年に緑が丘出張所での相談環境を整備し、消費者安全法に基づく消費生活センターを設置しました。

■　これらのことから、避難行動要支援者名簿の利活用や個別計画の策定、防災組織・防犯組織などを通じた地域の力の更なる強化など、日頃から緊急時に備え、いざという時に助け合える仕組みづくり・組織づくりを強化します。

市が行う主な取組

取組名	内 容	所管課
情報提供サービスの推進	電子メールで犯罪・災害・市政情報を配信する情報提供サービスについて、登録者数（犯罪情報、災害情報、市政情報）の増加促進及び即時性の向上に努めるとともに、配信内容を充実します。	秘書広報課
参加・体験型交通安全教育の実施	自転車の正しい乗り方について指導する自転車運転者講習会や、体験型交通安全教室（スケアード・ストレイト）の開催により、市民への交通安全意識の啓発に努めます。 また、市内における夏期交通防犯映画会を継続し、正しい知識の普及・啓発に努めます。	防災安全課
自主防犯組織の育成支援	安全・安心のまちづくりを推進するため、自治会等を母体とした自主防犯組織に対し、防犯パトロール資器材等を助成する等、自主防犯組織の結成促進と育成支援を行い、地域における防犯対策の強化を図ります。	防災安全課
自主防災組織の育成支援	「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助意識の醸成や災害時における市民・事業者・市が一体となった地域ぐるみでの防災行動力を向上させるため、災害対策用資器材等の助成を強化する等、自治会を中心とした自主防災組織の結成促進と育成強化を図ります。	防災安全課
避難行動要支援者対策の推進	避難行動要支援者避難行動支援プラン（全体計画）に基づき、引き続き個別計画の策定に努め、災害時等の安全・迅速な支援を推進します。 また、制度の内容について広く認知されるよう、引き続き広報活動に努めます。	防災安全課 福祉総務課 高齢福祉課 障害福祉課

地域の見守り活動の推進	自治会圏域等の身近な地域で、一人暮らしや認知症の高齢者等の見守りが必要な市民に、定期的な声かけや見守り等の“地域の見守り活動”を市民や民生委員・児童委員、ボランティア等と連携・協働のもと推進します。今後さらに、身近な地域で活動をしている組織・団体等がネットワーク化を図り、実情に即した活動となるよう支援します。	協働推進課 福祉総務課 高齢福祉課 教育総務課
市民に対する犯罪被害の防止対策の推進	市民、特に高齢者や障害のある人等を詐欺・窃盗、消費者トラブル等の被害から守るため、引き続き情報提供・啓発活動に努めます。 また、トラブル解決のための適切な助言、消費者相談の充実を図ります。	協働推進課 高齢福祉課 障害福祉課

市民・活動団体にできることの検討

- 道路や歩道への自転車等の放置をやめる。また、高齢者や障害のある人などの通行に配慮し、やさしい運転マナーに努める。
- 交通安全教室などに積極的に参加するよう努め、安全・安心のまちづくりの意識を高める。
- 自主防災組織などが行う防災訓練に参加する。
- 総合防災訓練等に参加した若い世代が、習得した知識などを地域の防災活動に生かし、防災意識を高めることで災害時に備える。
- 自治会、老人クラブや子ども会など、様々な地域活動に積極的に参加する。
- 自治会を中心に一人暮らしの高齢者や障害のある人などの見守り、話し相手、声かけ、ごみ出しの手伝い等を積極的に行う。
- 高齢者見守りネットワーク事業の地域見守り協力員となって地域の高齢者の見守りを行う。
- 一人暮らしの高齢者などに対し、積極的に挨拶・声かけを励行する。
- 高齢者の散歩の機会などを活用し、地域パトロール活動を行うよう心がける。

市内の事業者（所）にできることの検討

- 市などの行政機関と災害時の連携・協力に努める。
- 不審者に関する情報等の提供に努める。
- 緊急時には、市などの行政機関と連携し、高齢者や障害のある人、乳幼児や子ども、妊産婦等の支援に協力する。

【コラム】
災害時避難行動要支援者対策

あるいは地域における防犯・防災活動の状況を示す写真など
ともに活動の紹介

4　再犯防止の推進（武蔵村山市再犯防止推進計画）

目指す姿

人生において失敗や過ちを犯してしまったとしても、再び地域の一員として活躍することのできるよう、立ち直りを支えるまち

現状と課題

■　犯罪をした人の中には、出所時に住居や就労先がなく生活が成り立たないことから、再び犯罪に手を染める人が少なくありません。

■　法務省によると、刑務所へ再入所した人のうち、約７割が再犯時に無職でした。また、仕事に就いていない人の再犯率は、仕事に就いている人の再犯率と比べて約３倍高く、不安定な就労状況が再犯リスクに大きく影響しています。

■　本市では、「社会を明るくする運動」による広報活動に加え、更生保護活動を行う関係団体への支援を行っています。

■　市民意識調査（市民向け）では、犯罪や非行をした人たちの立ち直りへの協力意向について聞いたところ、「どちらかといえば思わない」と「思わない」と合わせた『消極的』な回答が過半数を占めている一方で、「思う」と「どちらかといえば思う」を合わせた『積極的』な回答は約３割となっています。犯罪や非行をした人たちの社会復帰のためには、地域の住民の理解と協力を得て、社会の中で孤立することのないよう支援することが重要であることから、理解促進に向けたより一層の広報・啓発活動の推進が重要であるといえます。

■　また、再犯防止のために必要なことについては、「居宅と仕事を確保し生活基盤を築かせる」といった経済的・環境的な取り組みと、「保護観察官や保護司の指導を充実強化」といった制度的な取り組みの２軸が特に高くなっています。

■　これらのことから、「武蔵村山市再犯防止推進計画」を策定し、人生において失敗や過ちを犯してしまったとしても、再び自身の能力を発揮できる経済的・環境的な場づくりと、犯罪をした人々の再犯を防止するために、社会復帰をするための支援、社会が受け入れる体制・意識づくりに努めます。

市が行う主な取組

取組名	内 容	所管課
就労・住居の確保の推進	生活のために犯罪に再び手を染めることのないよう、出所者の経済的な安定と自立を目的として、関係機関と連携し、収入の基盤となる仕事と生活の基盤となる住宅の確保を支援します。	
保健医療・福祉サービスの利用の促進	保健医療・福祉の支援を必要とする犯罪をした高齢者や障害者等に対して、十分な支援が行き届かず再犯につながることもあることから、地域での生活が可能となるよう、適切に保健医療・福祉サービスにつなげることを目指します。また、薬物等への依存に陥ることを未然に防ぎ、薬物依存からの回復に向けた支援を行います。	
非行の防止・学校と連携した修学支援の実施	悩みや心配ごとについて相談を受けるとともに、必要に応じて他の専門機関と連携して支援を行い、地域全体で青少年を見守り、健やかな成長を支えます。	
民間協力者の活動促進や広報・啓発活動の推進	犯罪をした人の社会復帰に向けた支援等の更生保護活動や広報・啓発活動を推進することで、立ち直ろうとする人を支え、犯罪や非行をする人を生み出さない地域社会を築いていきます。 【重点事業】 ・保護司等民間ボランティアの確保 ・再犯防止に関する広報啓発活動の推進	

市民・活動団体にできることの検討

● 出所者に対する差別や偏見を持たず、再び地域の一員として自立した生活ができるよう見守る。
● 青少年が悩みや心配ごとを抱え、非行に走ることがないよう地域全体で見守る。

市内の事業者（所）にできることの検討

● 出所者に対する差別や偏見を持たず、保護観察所等との連携を取りながら、雇用するよう努める。

【コラム】
保護司

5　地域における孤立と自殺の防止（武蔵村山市自殺対策計画）

目指す姿

誰もが地域で孤立することなく、生きやすいまち

現状と課題

■　自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。本市では、年間 15 人前後の人が自殺によって命を落とされており、年代も幅広く、男女に偏りがない状況です。

■　従来の福祉行政の中で、自殺は長らく「個人の問題」とされてきました。しかし、平成 18 年に自殺対策基本法が制定されて以降、「社会の問題」として、総合的に推進する動きがみられはじめました。そして、平成 28 年に、自殺対策基本法が改正されたことにより、自殺対策の地域間格差を解消し、いわばナショナルミニマムとして、誰もが「生きることの包括的な支援」としての自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう、全ての市町村が「市町村自殺対策計画」を策定することとされました。

■　本市では、市民向けの講演会や市職員向けのゲートキーパー研修を行うなど、命の大切さを訴える活動を実施しています。また、市民なやみごと相談や子ども家庭支援センターを通じて、市民に寄り添う支援を行うことにより、自殺対策を総合的に取り組んでいます。

■　市民意識調査（市民向け）では、自殺を考えたことの割合については、「考えたことがある」と回答した人は全体で２割以上となっています。年代別にみると、59 歳以下の若手から中年世代で３割以上と特に高くなっています。また、人とのつながりという点でみると、世帯構成が単身世帯、近所つきあいにおいて特に親しい人はいない人の割合が３割を超えて、特に高くなっています。自殺が個人的なことにとどまらず、人とのつながり・ソーシャルキャピタルの観点から、地域の中で解決するべき問題でもあるという意識が広がっていくように啓発に取り組んでいくことが重要です。

■　これらのことから、「武蔵村山市自殺対策計画」を策定し、ひとりで課題を抱えている人は発しているサインを地域全体で気づき、対処することができるよう、ネットワークの構築や、自殺に関する意識啓発、教育の推進、相談機能の充実、自殺対策を支える人材の育成に向けた取組の強化、生きることの促進要因への支援に努めます。

市が行う主な取組

取組名	内 容	所管課
地域におけるネットワークの強化	「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、行政、関係団体、民間団体、企業、国民等が連携・協働して、自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みの構築を目指します。	健康推進課
自殺対策を支える人材の育成	自殺対策には、さまざまな悩みや生活上の困難を抱える人に対しての早期の「気づき」が重要です。誰もが早期の「気づき」に対応できるよう、必要な研修の機会の確保を図り、「気づき」のための人材育成の方策を充実します。 【重点事業】 ・市民を対象とするゲートキーパー養成	
住民への啓発と周知	自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」として、社会全体の共通認識となるよう、積極的な普及・啓発活動を行います。また、自殺に対する誤った認識や偏見を払拭し、命や暮らしの危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということの理解を促進することを通じて、自分の周りにいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、思いに寄り添い、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていく機運を地域全体で醸成します。また、学校の教育活動の場において、児童生徒のＳＯＳの出し方に関する教育を行います。 【重点事業】 ・自殺防止啓発活動の推進	

生きることの促進要因の支援	自殺対策は、個人においても社会においても、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行う必要があります。誰もが安心して地域生活を送れるよう、居場所づくり、自殺未遂者への支援、遺された人への支援等に関する対策を推進します。 【重点事業】 悩みごと相談窓口での相談支援	

計画の目標

自殺総合対策大綱（以下「大綱」という。）の「自殺対策の数値目標」にあるとおり、対策計画が最終的に目指すものは、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」です。そのため、最終的な目標として「自殺者ゼロ」を目指します。

また、大綱における当面の目標では,「先進諸国の現在の水準まで自殺死亡率を減少させることを目指し、令和８年までに、自殺死亡率を平成 27 年と比べて 30%以上減少させること」としています。これを受け、本市の自殺対策計画においても、計画期間における当面の数値目標として、「令和８年までに，自殺死亡率を平成 27 年と比べて 30%以上減少させること」を掲げます。なお、計画期間途中で数値目標を達成した場合は、その時点でより高い数値目標の再設定を検討します。

市民・活動団体にできることの検討

- 生活の中で悩み事や心配ごとを一人で抱え込まず、周囲の人に相談する。
- 自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」として、地域の中で、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）に努める。

市内の事業者（所）にできることの検討

- 職員にゲートキーパー養成講座を受講させるなど、地域全体で異変に気付く仕組みづくりを支える。

第３節　包括的な支援のしくみづくり

1　福祉サービス充実の基盤づくり

目指す姿

介護保険サービスや各種福祉サービス等を必要とする人が、質の良い効果的なサービスを利用して、住み慣れた地域の中でその人らしく自立して生活することができるまち

現状と課題

■　近年、利用者の声を反映し、質の高い福祉サービスを事業者が提供するために、さまざまな福祉サービスに対し、公正中立第三者機関が専門的・客観的な立場から評価をする第三者評価の仕組みづくりの重要性が認識され始めました。

■　また、福祉や介護などに関する法律や制度、サービスの内容は複雑化しており、支援を必要としている人に必要なサービスや支援が利用できるよう、きめ細やかな情報提供や相談支援が求められています。

■　本市では、介護保険サービス、障害（児）福祉サービス、教育・保育及び子ども・子育て支援事業等などについて、各個別計画に基づきながら、その円滑な提供に向けて、基盤の整備を進めています。

■　市民意識調査（市民向け）では、福祉サービスを「利用している（したことがある）」人は約２割であり、そのうち、４割以上の人が「福祉サービスに関する情報が入手しづらかった」や「どのサービスがよいのかわからず、選びにくかった」などの理由で不都合や不満を感じていました。

■　また、福祉サービスの利用者していない人に、利用していない理由を聞いたところ、２割以上の人が「サービスの内容や利用の仕方がわからない」と回答しており、情報がそれを必要とする人のもとに届く仕組みの強化が必要とされています。

■　これらのことから、住民ニーズに合わせた継続的な基盤整備や質の確保、サービスの情報提供の拡充を推進します。

市が行う主な取組

取組名	内 容	所管課
サービス提供基盤の整備	福祉サービス事業者の市内への参入を支援・促進し、利用希望者が多様なサービスの中から自分に合ったものを選択して利用することのできる基盤の整備に努めます。 障害のある人が住み慣れた地域で暮らせるようグループホームの整備や保育所の待機児の解消を図るため、その基盤の整備に努めます。	高齢福祉課 障害福祉課 子ども青少年課
福祉サービスの提供	介護保険制度に基づくサービス等、高齢者や障害のある人のためのサービスを提供するとともに、その内容の充実に努めます。	高齢福祉課 障害福祉課
地域包括ケアシステムの体制整備	高齢者が住み慣れた地域で生活を継続していけるよう、市、地域包括支援センター、医療機関、介護サービス事業所、地域住民等の連携強化を図ります。 また、新しい介護予防・日常生活支援総合事業の実施に当たって、地域包括支援センター等に、地域ニーズの把握や既存資源を活用しながらサービス開発を行う生活支援コーディネーターを配置し、生活支援体制の整備を図ります。	高齢福祉課
サービス情報提供の推進	市報やホームページ等を活用し、福祉サービスの内容等の情報を積極的に提供します。	秘書広報課 健康福祉部及び子ども家庭部全課

市民・活動団体にできることの検討

● ボランティア団体やＮＰＯ法人に参加するなど、福祉サービスの充実に協力する。

市内の事業者（所）にできることの検討

● ホームページなどを活用し、福祉サービスの内容などをわかりやすく積極的に情報を提供する。

2　相談体制・情報提供の充実

目指す姿

福祉サービスについての苦情があったとき、利用者が気兼ねなく相談できる窓口が整い、情報提供が充実しているまち

現状と課題

■　全国的に、少子高齢化や世帯構成の変化等を背景として、障害者の高齢化、障害者や高齢者の生活困窮等のような複合的な課題が増加しています。他方で、介護する家族に注目すると、障害者の家族の高齢化、ダブルケア、ヤングケアラー等の問題が顕在化しています。このような介護される側、介護する側の両方の課題が組み合わさるケースも少なくなく、支援が必要な人の生活課題の多様化、複雑化が進んでいます。

■　従来の相談支援は、対象者別の福祉制度に沿った専門的な相談支援が中心でしたが、このようなことから、従来の相談支援だけで対応することが困難なケースが増加していると言われています。

■　本市では、多様な市民の相談に積極的かつ総合的に対応できる体制として、市民の利便性を確保する観点から、各種相談にワンストップで対応する窓口として市民なやみごと相談窓口を設置しています。

■　また、情報提供については、利用者のニーズに配慮した相談窓口を充実させるとともに、高齢者や障害のある人等の全ての利用者が使いやすくわかりやすい市のホームページを目指した情報発信に努めています。また、市報「むさしむらやま」では、福祉情報の掲載を行うとともに、関係各課において、パンフレット等を作成することにより福祉情報の提供をおこなっています。

■　市民意識調査（市民向け）では、福祉サービスと住民の架け橋であり、相談支援の主要な担い手でもある社会福祉協議会の認知度は２割半ば程度であり、決して高くはありません。

■　また、社会福祉協議会が行う活動・支援として、今後、充実してほしいものについて聞いたところ、「気軽に相談できる福祉総合相談の充実」と「障害者、高齢者に対する相談支援の充実」の相談支援に関することが上位２つを占めていました。

■　これらのことから、支援を必要とする人に適切な支援・サービスを提供していくため、社会福祉協議会などの関係機関と連携しながら、相談窓口の周知を図るほか、制度利用者の目的に対応した専門的な相談支援体制、身近なところで制度の枠を越えて相談できる体制の整備を通じて相談支援の質を高め、市民にとってより利用しやすく、より納得が得られる相談支援体制を構築していきます。

市が行う主な取組

取組名	内 容	所管課
相談窓口の充実	日常生活における悩みごとは、各課に関係する複合的なもの、制度の狭間にあるもの、対応する部署が不明確であるもの等があります。こうした市民の多様な相談に積極的かつ総合的に対応するため「市民なやみごと相談窓口」において、相談者の課題の解決に向けた支援を実施します。	福祉総務課
利用相談・苦情相談窓口の充実	福祉サービスの利用方法や手続の方法に関する専門的な相談や、利用している福祉サービスについての疑問や苦情の受付とその解決に向けた支援を行う「福祉総合相談窓口（社会福祉協議会内）」の利用の促進を図ります。	福祉総務課
情報提供の充実	地域包括支援センター、障害者地域自立生活支援センター、障害者就労支援センター、精神障害者地域活動支援センター、子ども家庭支援センター等専門性を生かした各相談窓口の充実を図るとともに、社会福祉協議会や福祉サービス事業者等の相談活動との連携を強化し、相談体制のネットワークの確立に努めます。	健康福祉部及び子ども家庭部全課
相談員の資質向上のための支援	市職員及び民生･児童委員をはじめとする相談員を対象とした研修会を実施する等、その資質の向上を支援します。 また、障害者差別解消法の施行に伴い職員対応要領を制定し、適切な対応を図れるよう努めます。	健康福祉部及び子ども家庭部全課
わかりやすい情報提供の推進	声の広報の発行、また、音声コード、活字文書読上げ装置等のメディアを活用し、アクセシビリティに配慮したホームページの作成、各種のパンフレット等多様な媒体によって、利用者の立場に立った福祉に関する分かりやすい情報提供に努めます。	秘書広報課 健康福祉部及び子ども家庭部全課

配偶者等からの暴力の防止等による被害者への支援等	配偶者等からの暴力の実態等に関する市民等の理解を深めるため、ＤＶ相談窓口周知カードやパンフレットを作成するとともに、市報やホームページ等多様な手段や機会を通して、情報の提供と早期相談の促進に努めます。 また、相談や関係窓口で対応する職員がそれぞれの部署の職責に応じて適切な対応ができるよう庁内連携組織を設置し、情報管理を徹底します。	協働推進課 福祉総務課 子ども子育て支援課

市民・活動団体にできることの検討

- ボランティア、ピアカウンセラーとして、様々な相談活動に参加する。
- 地域の中で民生委員・児童委員などの相談員との連携に努める。
- 自治会の活動などを通じ、お互いの顔が見えるような情報提供を心がける。
- 朗読、翻訳、通訳などのサークル活動に参加するなど、障害のある人などへの情報提供を手助けする。

市内の事業者（所）にできることの検討

- 各職員の相談スキルの向上に努める。
- 相談体制のネットワーク化への協力に努める。
- 安心してサービスを利用できるように、苦情解決責任者を配置するなど、利用者からの苦情への積極的な対応に努める。

3　権利擁護の推進（武蔵村山市成年後見制度利用促進基本計画を含む）

目指す姿

すべてのひとの権利と利益が守られ、住み慣れた地域の中で安心・快適に暮らしていけるまち

現状と課題

■　人権は、人間の尊厳に基づいて各人が持っている、固有の権利であり、社会を構成する全ての人々が個人としての生存と自由を確保し社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできないものです。

■　しかし、立場の異なる人への人権の侵害や、差別、暴力は依然として社会問題であり続けています。平成 30 年度おいては、児童相談所による児童虐待相談対応件数や、厚生労働省による養介護施設従事者等や養護者による高齢者への虐待判断件数は過去最高を更新し、障害者福祉施設従事者等や養護者による障害者への虐待判断件数も対前年比で増加しています。

■　本市では、子どもの虐待防止に向けて、子ども家庭支援センターを市の直営事業とすることで、子どもをもつ家庭の支援の拡充や関係機関との連携を強化するとともに、東大和警察と協定の締結し、虐待予防のためのネットワークの構築を図っています。

■　また、認知症、知的障害、精神障害等により財産の管理や日常生活等に支障がある方を社会全体で支えるための成年後見制度はこれまで十分に活用されていませんでした。高齢化の進行に伴い、成年後見制度の重要性は今後一層高まることから、平成 28 年に成年後見制度利用促進法が施行され、成年後見制度の利用促進が進められています。

■　市民意識調査（市民向け）の結果をみると、権利擁護事業や成年後見制度の「内容をよく知っている」人は決して多くない状況でした。現在対象となる人に限らず、広く市民全体に周知を図っていく必要があります。

■　これらのことから、すべての人が自身の持つ基本的な権利の行使を何にも妨げられることなく、地域の中で幸福な生活を営むために、人権・権利意識の普及啓発や、虐待防止施策の推進、意思決定などの支援に取り組むとともに、「武蔵村山市成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、地域連携ネットワークの構築や中核機関の設置、関係機関による連携体制の構築などの体制強化について検討を図ります。

市が行う主な取組

取組名	内 容	所管課
地域連携ネットワークの構築と中核機関の設置	地域連携ネットワークとは、必要な人が、本人らしい生活を守るための制度として成年後見制度を利用できるよう、各地域における相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みです。 ネットワークの構築にあたっては、被後見人のサポートのためのチームの整備や専門職による専門的助言等の支援のための協議会の設置等、地域における連携の仕組みづくりを目指すためのコーディネートを担う、中核機関の設置に向けて取り組みます。 中核機関の設置	
成年後見制度の利用促進	成年後見制度は制度の難しさや利用するときの複雑さ等により、市民にとって身近な制度とは言えません。また、行政、司法、医療及び地域等の関係者は、成年後見制度が本人の生活を守り、権利を擁護する重要な手段であると認識する必要があります。支援が必要な方が適切に利用できるよう、ホームページ等の活用や相談窓口の設置運営の取組を通じて利用者への啓発を行うとともに、支援が必要な方へのアウトリーチを図り、制度理解と成年後見制度の定着を図ります。	
成年後見制度の周知	成年後見促進計画に基づきながら、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の財産管理や身上監護を行う成年後見制度の周知を行います。	福祉総務課 高齢福祉課 障害福祉課
市長申立て制度の運用	判断能力が十分でない方で、成年後見人等が必要な状況にあるにも関わらず、本人や親族等がともに申立てを行うことは難しい場合、市長が家庭裁判所に成年後見人等の選任の申立てを行います。	福祉総務課 高齢福祉課 障害福祉課

成年後見制度利用の費用助成	成年後見制度を利用した方で、その費用の負担が困難な方に対し、成年後見人等に対する報酬費用の助成を行います。	福祉総務課 高齢福祉課 障害福祉課
権利擁護事業の充実	判断能力の不十分な人の権利擁護を推進するため、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の充実を図るとともに、市民後見人の養成や法人後見の実施について、社会福祉協議会と連携し推進します。	福祉総務課
虐待防止ネットワークの充実	子どもへの虐待増加に対応するため、子ども家庭支援センターが主体となる要保護児童対策地域協議会等の虐待防止ネットワーク事業の推進・充実や相談体制の強化に努め、虐待の防止や早期発見・早期対応を図ります。 また、高齢者や障害のある人に対する虐待を防止するために、地域包括支援センター及び障害者地域自立生活支援センターと協力して、自宅訪問を行う等、虐待の早期発見・防止に努めます。	福祉総務課 高齢福祉課 障害福祉課 子ども子育て支援課

【地域連携ネットワークの３つの役割】

①　権利擁護支援の必要な人の発見・支援

②　早期の段階からの相談・対応体制の整備

③　意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

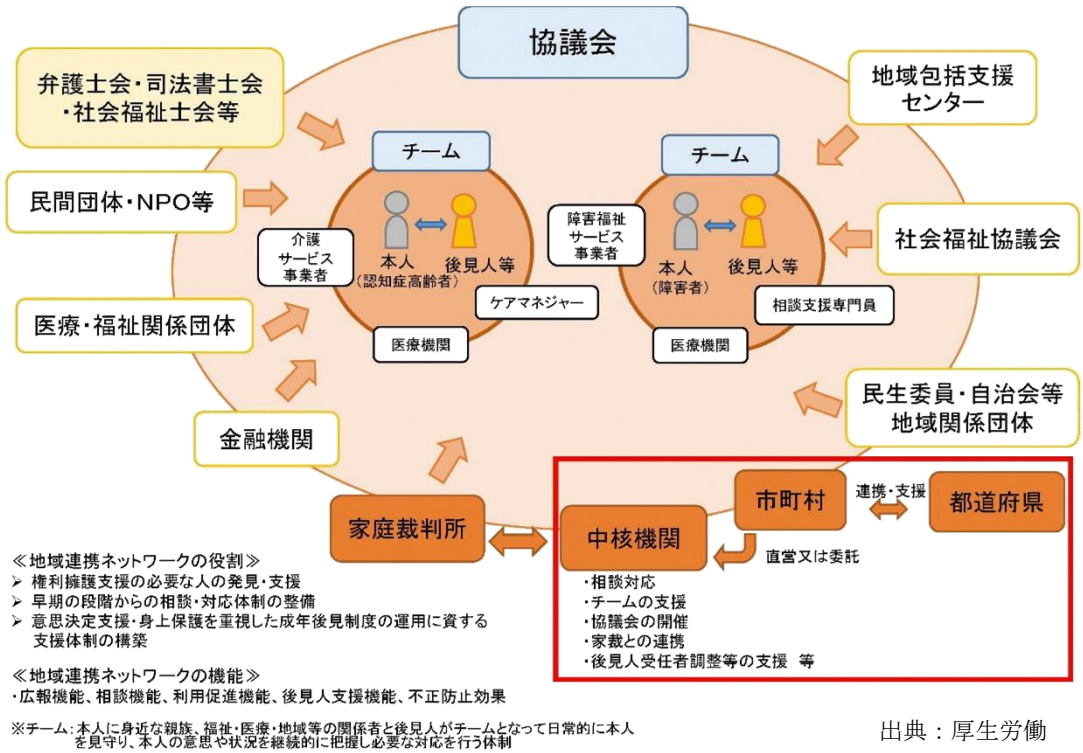

出典：厚生労働

市民・活動団体にできることの検討

- 一人一人が人権についての理解を深め、お互いを認め合う。
- 権利擁護のための各事業や制度の理解に努め、必要に応じて利用するよう心がける。
- あらゆる虐待を認識したときや疑いのある場合は対応機関に通報し、その義務についても周知する。

市内の事業者（所）にできることの検討

- 市や関係機関と連携し、判断能力の不十分な人の権利擁護に努める。
- 積極的に施設見学会を実施する等、オープンな施設とするとともに、地域との交流を推進し、虐待等の抑制となる環境づくりを図る。

【コラム】
成年後見制度
地域福祉権利擁護事業

4　保健・医療等の推進

目指す姿

保健・医療・福祉のネットワークが確立され、効果的なサービスの提供が実現しているまち

現状と課題

■　高齢化の進展により疾病構造が変化し、「病院完結型」から地域全体で治し、支える「地域完結型」の医療への転換が求められています。具体的には、「医療から介護へ」「病院・施設から地域・在宅へ」の観点から、医療と介護の連携と地域包括ケアシステム（まちぐるみの支え合いの仕組みづくり）によるネットワークの構築が必要です。

■　本市では、武蔵村山市医師会・歯科医師会・薬剤師会等と連携・協力し、身近な地域にかかりつけの医師や歯科医師を持つことの重要性の周知や病院と診療所との連携のあり方、在宅歯科診療の充実などの施策を推進しています。

■　また、地域で年齢に関係なく、いきいきと暮らし続けるためには、住民の健康を支える仕組みが不可欠です。しかし、本市の健康寿命については、介護保険の要介護２以上の認定を受けるまでの年齢をみると、東京都の平均を下回っています。

■　本市では、疾病等の早期発見や介護の予防、生活習慣に関する意識向上のため、特定健康診査や各種がん検診の受診勧奨を行うとともに、健康管理や身体活動、運動に関する取組の支援や、啓発活動に努めています。

■　これらのことから、保健・医療・福祉が一体的に、地域包括ケアシステムの構築を行い、地域全体での健康課題の把握や施策を展開するとともに、住民一人一人が自身の健康に対する関心を持ち、健康寿命の延伸に向けた活動を行えるような環境の整備と、意識の啓発を推進します。

市が行う主な取組

取組名	内 容	所管課
成人保健事業の推進	市民が生活習慣病等を予防して健康に過ごせるよう、成人を対象としたがん検診や特定健康診査等の保健事業について推進します。	健康推進課
母子保健事業の推進	母親と乳幼児が健康に過ごせるよう、母子を対象とした様々な健康診査や健康相談等の保健事業について充実を図ります。	健康推進課
予防衛生事業の推進	市民が健康に過ごせるよう、予防接種や結核検診等の予防衛生事業について充実を図ります。 予防接種情報システム「あんしん子育て予防接種ナビ」の利用を促進し、安全確実な接種に努めます。	健康推進課
休日・休日準夜における急患診療の推進	日曜日、祝日等の休日や休日準夜（午後９時まで）における急病患者の診療について、引き続き実施します。	健康推進課
特定健康診査等の推進	40歳以上の国民健康保険及び75歳以上の後期高齢者医療制度加入者等を対象として、生活習慣病の前段階であるメタボリックシンドロームの予防・改善等を目的とする特定健康診査等について推進します。	保険年金課 健康推進課
特定保健指導の推進	特定健康診査の受診結果に基づきメタボリックシンドローム及び予備軍の該当者に対しては、保健師や管理栄養士による食事や運動等についての指導・助言を行います。	保険年金課 健康推進課
調整機能の充実	高齢者、障害のある人、子育て家庭等からの福祉ニーズを把握して早期に福祉サービス事業者へ情報提供できる仕組みを確立するため、保健・医療・福祉の担当者の連絡会議を設置する等、相互の事業内容を把握し理解を深めるよう努めます。	高齢福祉課 障害福祉課 健康推進課 子ども青少年課 子ども子育て支援課
市民健康づくり推進協議会	健康づくりに関する様々な施策を検討する場として、市民健康づくり推進協議会を開催し、協議します。	健康推進課

健康づくり思想の普及・啓発	全ての市民に健康づくりの意識を定着させるため、健康教室を開催するほか、健康に関するイベントを実施して、健康づくり思想の普及・啓発を行います。	健康推進課
食育の取組	家庭、学校、地域等と協力し、食育の取組を推進します。 また、市と市民が一体となった食育活動を推進するため、食育推進ネットワークの充実を図ります。	健康推進課 学校給食課
保健・福祉総合システムの整備と活用	保健・福祉総合システムの充実に努め、個人情報保護に細心の注意を払いながら、効果的な保健・福祉サービスの提供の実現を図ります。	文書情報課 健康福祉部全課
高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施	高齢者の身体的、精神的及び社会的な特性（フレイル等）を踏まえ、保健事業と介護予防を効果的かつ効率的で、高齢者一人ひとりの状況に応じたきめ細かなものとするため、国の健康寿命延伸プランのとおり令和６年度までに事業を開始し、疾病予防や健康づくりの推進による地域の活性化を図ります。 実施体制の整備に向けては、医師会・歯科医師会・薬剤師会の医療機関や地域の関係機関と積極的な連携を図りながら、庁内の保険・医療・介護部門職員が連携し、地域の健康課題の把握及び事業プログラムの検討を行います。	保険年金課

市民・活動団体にできることの検討

- 健康診査、がん検診や人間ドックなどを積極的に受診し、自分の健康状態を自分でチェックする。
- 市が公募する委員会等に積極的に参加する。
- 健康づくりに積極的に取り組んで疾病予防・介護予防につなげ、健康寿命を可能な限り延ばす。

市内の事業者（所）にできることの検討

- 市などの行政機関と情報交換、連携に努める。
- 市などの行政機関と連携し、市民の健康づくりに協力する。

【コラム】
フレイル
地域包括ケアシステムなど

5 就労促進のための支援体制づくり

目指す姿

様々な年齢や立場の人全てが、身近な地域で就労することができるまち

現状と課題

■　経済的に自立した生活を送るためには、就労を希望するすべての人が、自分自身の力を活かして、働くことのできる地域づくりが重要です。しかし、障害者、高齢者、ひとり親、ひきこもり、在住外国人、出所者など、さまざまな背景により、働きたくても職を見つけることができない場合があります。

■　本市では、就労支援員やハローワーク等の関係機関と連携して就労支援・情報提供を行うなどの取り組みを進めています。

■　これらのことから、課題別・対象別に就労を阻害する要因の解消方法を検討するとともに、多様な雇用の場を確保に向けて関係機関や企業などと連携することで、誰もが自立した就労をすることのできる環境づくりを推進します。

市が行う主な取組

取組名	内 容	所管課
就労の場の確保	市の窓口や、市内関係機関できめ細かな相談を継続するとともに、訓練機関とのパイプを持ち就労に向けた相談、情報提供を実施しているシルバーワークプラザ、ハローワーク、東京しごと財団、障害者就労支援センター等と緊密に連携し就労の場の確保に努めます。	福祉総務課 高齢福祉課 障害福祉課 生活福祉課 ~~子ども子育て支援課~~
働くことができる環境づくり	高齢者、障害のある人、ひとり親家庭の母親等、地域のだれもが働くことができる環境づくりを進めます。	福祉総務課 高齢福祉課 障害福祉課 生活福祉課 子ども青少年課 子ども子育て支援課

市民・活動団体にできることの検討

- 自分の住んでいる地域や身近に働くことができず困っている人がいたら、相談窓口や就労の場等、情報収集を図るとともにそれぞれが可能な範囲で本人や周囲の関係者に情報提供する。
- 積極的に対応する機関に相談する等、自立促進を支援することで、だれもが住みやすい環境の実現に努める。

市内の事業者（所）にできることの検討

- 高齢者や障害のある人、ひとり親家庭の母親などを積極的に雇用するよう努める。

6　生活困窮者への自立支援

目指す姿

関係機関が連携し、各種相談に対応しながら就労・自立に向けた継続的な支援が図られ、生活に困窮した人を支え、自立が促進されるまち

現状と課題

■　近年、安定した雇用の揺らぎや所得の低下により経済的な困窮状態に陥る人々が増加しました。同時に、少子高齢化の進行や、単身世帯、ひとり親世帯の増加など世帯構造の変化、職場、地域社会におけるつながりの希薄化が進む中で社会的孤立のリスクが拡大し、貧困の世代間連鎖といった課題も深刻化しています。こうした状況のなか、最後のセーフティネットである生活保護制度における自立助長機能の強化とともに、生活保護受給者以外の生活困窮者に対する、いわゆる「第２のセーフティネット」の充実・強化が求められています。

■　本市では、就労支援員やハローワークなどと連携し、自立支援に向けたきめ細やかな就労支援を行うなど、なやみごとを抱えた人や生活困窮者に対する支援を、包括的に、早期に、創造的に進めていくため、庁内体制の整備や関係機関との連携を図っています。

■　また、社会福祉協議会では、緊急援護資金の貸付」や「生活福祉資金の貸付」、「緊急小口・総合支援資金貸付」、「フードバンク事業」など、多様な支援を展開しています。

■　生活困窮者自立支援制度の認知度について聞いたところ、「知っている」と回答した人は１割程度であり、決して高くはありません。

■　これらのことから、生活困窮者自立支援制度のより一層の周知を図るとともに、生活全般にわたり困りごとや不安を抱えている人に対して、問題が深刻化する前に、早期の支援が行えるよう努めます。

市が行う主な取組

取組名	内 容	所管課
自立に向けた相談支援	生活困窮者の様々な相談に一元的に対応し、的確な評価・分析に基づいた自立支援計画を策定する等して、関係機関との調整等を行い生活困窮者の自立を支援します。	福祉総務課
自立に向けた就労等支援	就労支援員による就労意欲の喚起、キャリアコンサルティング業務、履歴書の作成指導等、就労に向けた支援を実施します。 また、就労後も適宜面談等を実施し、定着に努めます。	福祉総務課
一般就労に向けた就労準備支援	就労することが困難な生活困窮者に対して、就労に従事する準備としての基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して行う就労準備支援事業を事業者に委託して実施します。 また、就労準備支援事業利用以降も就労することが困難な場合は、支援を実施する事業者をあっせんすることにより、引き続き就労を支援します。	福祉総務課
進学支援	中学３年生・高校３年生を対象として、塾費用や受験料の無利子貸付けを行う受験生チャレンジ支援貸付事業を継続的に実施し、生活困窮の家庭を支援します。	福祉総務課
子どもの貧困対策の推進	子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代をこえて連鎖することのないよう、子どもの未来応援プランに基づき取組を実施します。 また、受験生チャレンジ支援貸付事業の利用者等が学習できる場の提供について検討します。	福祉総務課 子ども青少年課 子ども子育て支援課 関係各課

市民・活動団体にできることの検討

● 身近な地域に、生活困窮者又はその条件に近い存在に気づいた時、その世帯への制度の周知や関係機関への情報提供により、地域の連携を深め助け合う。

市内の事業者（所）にできることの検討

● ハローワークなどから情報を収集し、国などの制度を理解して積極的に雇用するよう努める。

【コラム】
生活困窮者自立支援制度

7 生活保護受給者への自立支援

目指す姿

生活保護制度の適正な運用に基づき、生活に困窮した人が経済的な不安を解消し、医療・介護サービス等をより安心して受けることができるまち

現状と課題

■　生活保護制度は、様々な事情から生活が立ち行かなくなったとき、困っている方の状況や程度に応じて、日本国憲法第 25 条の理念に基づく健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その方の自立に向けて生活が向上するよう援助する制度です。厚生労働省によれば、日本全体の生活保護世帯数では、高齢者世帯の受給増加により、世帯全体は増加していますが、高齢者世帯以外の世帯については減少傾向が続いています。しかし、新型コロナウイルス感染症の流行による社会的な影響などにより、多くの年代で生活に困窮する人の数は増加する可能性があります。

■　本市における生活保護世帯数は、直近５年の間、微増傾向にあります。

■　誰もが地域社会の一員として、健康で文化的な生活が送れるよう、自立のための相談や就労の支援等を通じて、自立の助長を行います。

市が行う主な取組

取組名	内 容	所管課
生活保護制度の適正な運用	地区担当員（ケースワーカー）の訪問活動等によって生活保護世帯の生活実態を把握し、生活扶助費等の適正化に努めます。	生活福祉課
医療扶助費の抑制	後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進、社会的入院者の退院促進などとともに、被保護者健康管理支援事業等を通して、生活保護費に占める医療扶助費の抑制を図ります。	生活福祉課

生活の相談・指導の実施	生活保護世帯の自立を支援、促進するため、関係機関との協力による各種相談に対応できる体制を充実させ、適切な相談・指導を継続的に実施します。	生活福祉課
就労の促進	被保護者の就労支援により、就労支援員を配置し、ハローワークとの連携を強化して、就労の促進に努めます。 就労することが困難な生活保護受給者に対して、就労に従事する準備としての基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して行う就労準備支援事業を実施します。	生活福祉課

市民・活動団体にできることの検討

● 生活保護世帯が地域で安定した自立生活ができるよう見守る。

市内の事業者（所）にできることの検討

● 生活保護受給者に対する就労支援・生活支援等について、行政機関等との情報連携に努める。

８　重層的な支援体制の整備に向けた検討

福祉における総合的な流れとして、国は障害福祉、高齢者介護、児童福祉、生活困窮者支援等の制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会として、「地域共生社会」をコンセプトに掲げ、その具体化に向けた改革を進めています。地域共生社会の実現に向けては、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、令和２年５月に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、社会福祉法に基づく事業と、従来の対象者別支援の根拠となっている介護保険法、障害者総合支援法、子ども・子育て支援法、生活困窮者自立支援法の各法に基づく事業を一体のものとして実施する「重層的支援体制整備事業」が規定されました。

この「重層的支援体制整備事業」は、①相談支援、②参加支援事業、③地域づくり事業の３つを一体的に行うものとして提案されています。

本市においても、本計画の期間内において、「重層的支援体制整備事業」の創設に伴うメリット・デメリット等を整理し、事業の実施について検討します。

【重層的支援体制整備事業の枠組み】

①相談支援
○ 介護（地域支援事業）、障害（地域生活支援事業）、子ども（利用者支援事業）、困窮（生活困窮者自立相談支援事業）の相談支援にかかる事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める、包括的相談支援事業を実施 ○複合課題を抱える相談者にかかる支援関係機関の役割や関係性を調整する多機関協働事業を実施。 ○必要な支援が届いていない相談者にアウトリーチ等を通じた継続的支援事業を実施。
【関係が想定される課】 福祉総務課、…

②参加支援事業
○介護・障害・子ども・困窮等の既存制度については緊密な連携をとって実施するとともに、既存の取組では対応できない狭間のニーズに対応するため（※１）、本人のニーズと地域の資源との間を取り持ったり、必要な資源を開拓し、社会とのつながりを回復する支援（※２）を実施 （※１）世帯全体としては経済的困窮の状態にないが、子がひきこもりである 等 （※２）就労支援、見守り等居住支援 等
【関係が想定される課】 福祉総務課、…

③地域づくり事業
○介護（一般介護予防事業、生活支援体制整備事業）、障害（地域活動支援センター）、子ども（地域子育て支援拠点事業）、困窮（生活困窮者のための共助の基盤づくり事業）の地域づくりに係る事業を一体として実施し、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を実施 ○事業の実施に当たっては、以下の場及び機能を確保 ①住民同士が出会い参加することのできる場や居場所 ②ケア・支え合う関係性を広げ、交流や活躍の場を生み出すコーディネート機能
【関係が想定される課】 福祉総務課、…

【重層的支援体制整備事業のイメージ図】

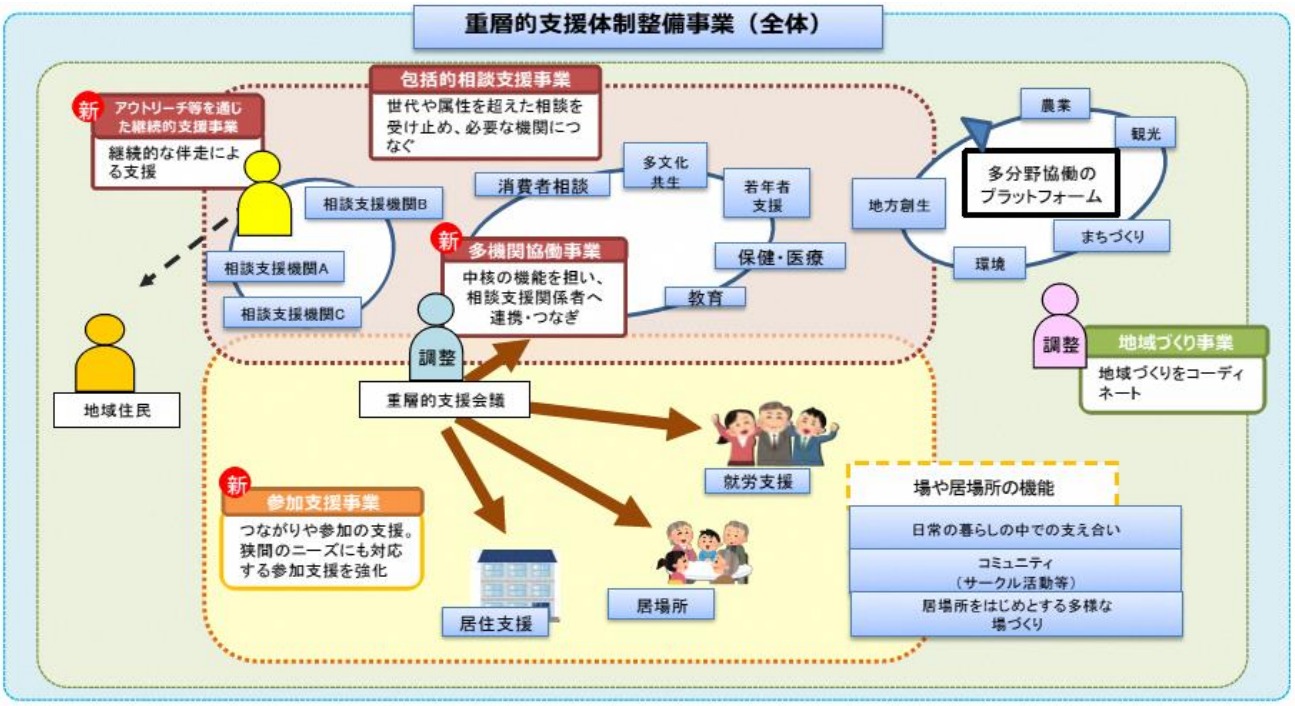

出典：厚生労働省

追加資料１

第２回武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会における指摘・修正点

頁は今回追加資料２のものとなっている。

懇：第２回策定懇談会指摘事項

頁	会	意見等の概要	素案への反映等（反映予定）
12	懇	「地域福祉の提供団体の多様化」のうち NPO 法人等の記載について、「増加」とあるが、NPO 法人は減少傾向にあり、一方、「等」に含んでいると思われる一般社団法人は増加している。 間違いではないが、誤解を与えるため言い回しの修正を。	内容を見直し、誤解を与える文章については削除している。
15	懇	位置付けの中に、「再犯防止計画」についても記載してほしい。	内包する他の計画と合わせ位置付けを記載。（未確定）
28	懇	福祉教育の記載について、特別支援学級と特別支援学校が文面上混ざってしまっている。対象が異なるため、復籍制度のことを言いたいのであれば、文章の修正を。	「復籍制度」について、内容を整理し修正している。
30	懇	「生活支援コーディネーター」に合わせ、「地域福祉コーディネーター」の記載も追加してほしい。	24 頁「ボランティア活動に関する主な取組」の中に記載している。
44	懇	再犯に関するグラフについて、市内では数値がでないので東大和警察署管内になると思う。	警視庁資料編さん室に統計情報を依頼中。
64	懇	基本理念及び基本視点の表現が堅すぎる。平易な日本語で、それぞれの言葉にどのような理念が組み込まれているか解説できるようにしておくことが大事である。	事務局及びコンサルにおいていくつかの案を提示し、先に懇談会の意見をいただき、絞り、策定委員会において最終決定する。
65	懇	上部説明の中に「国・県の動き」とあるが「国・都の動き」に修正を。	「国・都の動き」に修正。
66	懇	政策の体系の中に、「再犯防止計画」を明記してほしい。	他の内包する計画と合わせて記載を追加。（未確定）

第３回武蔵村山市地域福祉計画策定委員会における指摘・修正点

頁は今回資料３のものとなっている。

委：第３回策定委員会指摘事項

頁	会	意見等の概要	素案への反映等（反映予定）
15	委	公共交通機関のバリアフリー化について、市内循環バスはすべてノンステップバスとなったため記載の削除を。	市内循環バスのバリアフリー化についての記載を削除。
17	委	現状と課題について、「災害ボランティアセンター」の記載を追加してもいいのいではないか。	「災害ボランティアセンター」についての記載を追加。
24	委	健康増進計画の「こころの健康」という章立てがあるが、自殺対策計画についてはそちらではなく地域福祉計画に入れるのか。	どちらの計画に入れることも可能であるが、今回地域福祉計画に入れるということで調整している。
24	委	目指す姿について、「誰もが自殺に追い込まれることのないまち」の表現が、国の示す「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を参考としているものと思うが、ネガティブに聞こえるため、言い回しを再考してほしい。	「自殺」ではなく「生きる」というポジティブな表現へ修正。
28	委	地域包括ケアシステムの体制整備について、高齢所管だけでは実現できないといわれている。自治会や民生委員を所管する課についても追加をお願いする。	福祉総務課や協働推進課について追加する。
32	委	成年後見制度利用促進基本計画のみ「含む」という表現になっているがどういうことか。 わかりにくいため他の内包計画との整合をとり記載を見直してほしい。	権利擁護について、成年後見制度に含まれない「子どもの人権（虐待防止）」に係る記載があるため、含むという表現になっている。 ご指摘を踏まえ、見せ方について再検討する。
38	委	高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施について、実施主体は保険年金課のほかに健康推進課と高齢福祉課になるため、所管課について追加をお願いする。	高齢福祉課、健康推進課について記載する。

頁	会	意見等の概要	素案への反映等（反映予定）
40	委	就労の場の確保について、子ども子育て支援課では就労のための環境をづくりを支援するものであり、就労の場を提供するものではないため、記載の削除を。	子ども子育て支援課を削除。
48	委	重層的な支援体制整備について、これからの検討事項ではあると思うが、主体的に取り組めるようにするため、他のページと同じように所管課の記載などを追加したほうが良いと思う。	関係する課について記載を追加。
全体	委	内包する3計画について、取組にいきなり計画が記載してある構成が不自然である。計画の現状や位置づけは、内包であるのだから前の方で地域福祉計画と一緒に記載したほうがよい。 見せ方について、再考をお願いする。	ご指摘を踏まえ、内包する3計画の見せ方について再検討する。
全体	委	記載が現状とそぐわないものや、表現について見直しを。	関係各課へ記載内容の時点更新等を依頼中。
全体	委	前計画のように事業目標（数値目標）がない。 全部に目標値を設定したほうが良いが、すべてが数値化できるものでないため難しいと思う。節ごとになるのか、最低限代表的な、重要な施策の設定可能な目標を記載したほうが良い。 また、上位計画の長期総合計画が目標値を設定しているにも関わらず、地域福祉計画が各個別計画に目標設定を投げることはあり得ない。PDCA についても、目標値があった方が各段位評価しやすい。	目標値の設定について、記載する方向で再検討。
全体	委	「目指す姿（ゴール）」について、ゴールを削除願いたい。 福祉において、ゴールは存在しない、終わりはない。	「ゴール」について削除。

追加資料２

武蔵村山市第五次地域福祉計画

（令和３年度～令和８年度）

（素案）

令和２年 10 月５日

目次

第１章　計画について ..... － 1 －
　第１節　計画の策定と背景について ..... － 3 －
　　１　地域福祉計画策定の背景と趣旨 ..... － 3 －
　　２　武蔵村山市の状況 ..... － 3 －
　　３　都の状況 ..... － 4 －
　　４　新たな福祉をめぐる動向 ..... － 5 －
　　５　地域福祉活動を取り巻く動向 ..... － 12 －
　第２節　計画の性格と位置付け ..... － 14 －
　　１　計画の性格 ..... － 14 －
　　２　計画の位置付け ..... － 14 －
　第３節　計画の期間 ..... － 16 －
　第４節　策定の方法 ..... － 17 －
　　１　会議体による計画内容の審議 ..... － 17 －
　　２　市民意識調査による市民ニーズの把握 ..... － 17 －
　　３　意見提出手続（パブリックコメント）の実施 ..... － 17 －
第２章　地域福祉に関する 武蔵村山市の現状 ..... － 19 －
　第１節　武蔵村山市の現状 ..... － 21 －
　　１　地域福祉の現状 ..... － 21 －
　　２　高齢者福祉等の現状 ..... － 29 －
　　３　障害者福祉の現状 ..... － 31 －
　　４　子ども・子育て支援の現状 ..... － 34 －
　　５　保健医療の現状 ..... － 38 －
　　６　まちづくり施策の現状 ..... － 42 －
　第２節　市民意識調査からみる地域の現状 ..... － 45 －
　　１　市民意識調査（市民向け）の結果 ..... － 45 －
　　２　市民意識調査（団体向け）の結果 ..... － 56 －
　第３節　市民意識調査からみる　　地域福祉に係る課題 ..... － 60 －
　　１　地域を支える人づくり ..... － 60 －
　　２　市と市民が一体となった地域づくり ..... － 60 －
　　３　包括的な支援の仕組みづくり ..... － 61 －
第３章　計画の基本的な考え方 ..... － 62 －
　第１節　めざすべき姿（基本理念・基本視点） ..... － 64 －
　　１　基本理念 ..... － 64 －
　　２　基本視点 ..... － 64 －
　第２節　計画の基本目標 ..... － 65 －
　　１　計画の基本目標 ..... － 65 －
　　２　施策の体系 ..... － 66 －

第３節　エリア設定の考え方と将来推計人口 ..... － 67 －
１　地域福祉エリアの設定 ..... － 67 －
２　将来推計人口 ..... － 68 －

第１章　計画について

第１節　計画の策定と背景について

1　地域福祉計画策定の背景と趣旨

地域福祉とは、自助・互助・共助・公助をバランス良く、組み合わせながら、住み慣れた地域でその人らしい生活を送れるようにする仕組みのことです。

ここ最近の傾向として、全国的に少子高齢化、単身世帯の増加、非正規労働者の増加等が進行しています。これらを背景として、日常生活・地域生活を営むことが困難な人が増加しており、暮らしの支援ニーズが増大し、また、複雑化・多様化しています。

他方で、地域における人間関係の希薄化が進むとともに、従来の地域福祉活動の担い手の高齢化や後継者不足等も進んでおり、地域における互助力も弱まりつつあります。

このような社会情勢の中、従来の福祉を支えてきた社会保険、公的福祉等も影響を受けており、個別制度にとどまらない、制度全体の在り方が見直されはじめました。少子高齢化や経済成長の鈍化等、将来を見据え、いかに効果的で持続可能な社会保障制度を再構築するかが社会全体の課題です。

既に、制度改革の一環として福祉分野の改革も進められています。福祉分野の改革においては、従来、高齢者施策の一環として推進されてきた「地域包括ケアシステム」の高齢者以外への展開や、誰もが支え合う「地域共生社会」の実現に向けた取組がはじまりました。

地域共生社会の実現には、地域の実情に応じた仕組みづくりが必要となることから、市町村地域福祉計画の役割がこれまで以上に重要となります。このような状況を背景として社会福祉法が改正され、平成 29 年には市町村地域福祉計画の策定が努力義務化されました。

2　武蔵村山市の状況

○計画策定の背景

本市では、平成８年に「武蔵村山市地域福祉計画（平成８年度～平成 17 年度)」を策定後、平成 18 年に「武蔵村山市第二次地域福祉計画（平成 18 年度～平成 22 年度)」、平成 23 年度に「武蔵村山市第三次地域福祉計画（平成 23 年度～平成 27 年度)」、平成 28 年度に「武蔵村山市第四次地域福祉計画（平成 28 年度～平成 32 年度)」を策定し、市民参加と協働のもと、市民・事業所・市が一体となって福祉政策の推進に努めてきました。

令和２年度は「武蔵村山市第四次地域福祉計画（平成 28 年度～令和 32 年度)」の最終年度に当たり、これまでの福祉サービスの達成状況や本市の地域福祉を取り巻く現状、社会情勢、国の策定ガイドラインに示された新たに盛り込むべき事項等を踏まえて、引き続き、市民・事業者・市が一体となり福祉施策を推進するための事項を一体的に定める「武蔵村山市第五次地域福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

3　都の状況

○東京都地域福祉支援計画

東京都は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 108 条第 1 項に規定する都道府県地域福祉支援計画として、区市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項等について定めた、東京都地域福祉支援計画（平成 30 年度～平成 32 年度）を策定しました。この計画の中では、地域共生社旗実現に向けた地域課題の解決のテーマとして、「地域の支え合いを育む」「安心した暮らしを支える」「地域福祉を支える」の３つの柱が据えられています。

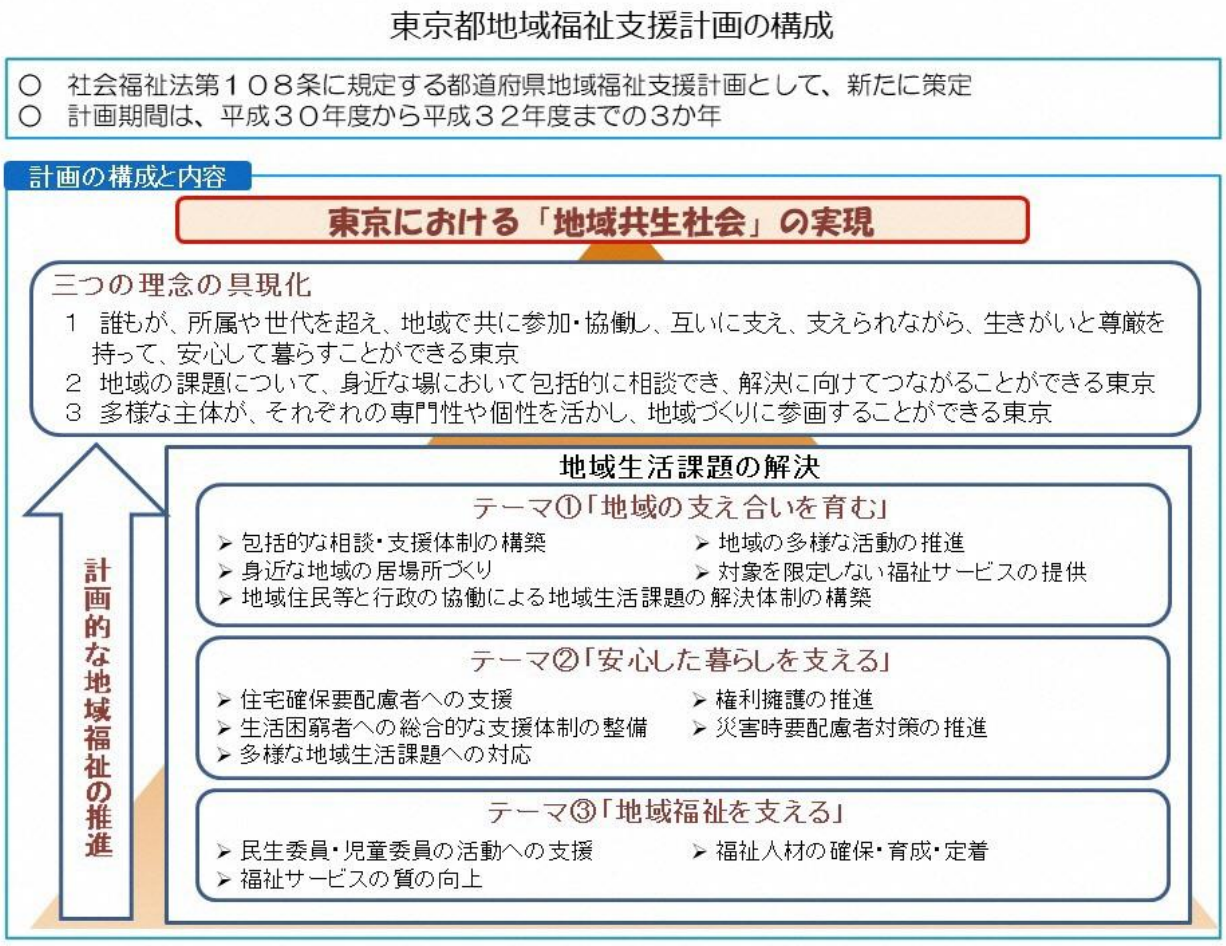

出典：東京都

4　新たな福祉をめぐる動向

○社会保障制度改革の全体の動向

平成 25 年８月に出された「社会保障制度改革国民会議報告書」では、すべての世代を支援の対象とし、また、すべての世代が、その能力に応じて支え合う全世代型の社会保障制度への転換の方向性を示しました。また、ＱＯＬ（Quality of Life：生活の質）の向上の観点から、様々な生活上の困難があっても、地域でその人らしい生活が続けられるよう、地域特性に応じて医療・介護、福祉・子育て支援を含めた支え合いの仕組みづくりを、まちづくりとして推進する方向性を明示しました。以上を受け、すべての世代が安心感と納得感を得られる「全世代型」の社会保障制度への転換が進められています。

○新たな福祉のあり方の方向性

平成 27 年に出された「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」では、①さまざまなニーズに対応する新しい地域包括支援体制の構築、②サービスを効果的・効率的に提供するための生産性向上、③新しい福祉サービスの提供体制を担う人材の育成・確保という３つの取組の方向性を示しました。支援の包括化や地域連携・ネットワークづくりの更なる推進と、地域住民の参画・協働によって、多様なニーズをすくい取る全世代・全対象型地域包括支援体制の構築、誰もが支え合う地域共生社会の実現を進めていくこととしています。ここでは従来の分野別・対象別のサービスや支援を基盤として、その横断的、包括的取組の方向性が強化されています。

さらに、平成 28 年には、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置され、「地域共生社会」が今後の福祉改革の柱として位置づけられました。従来、高齢者福祉・介護、障害者福祉、健康増進、福祉活動等の各施策分野において専門的サービス基盤整備や生活環境整備が行われてきましたが、これを基盤にしつつも、住民参加による総合的、包括的取組の方向性が明確に示されました。

平成 29 年には、地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）の最終とりまとめにより、福祉の領域を超えた地域全体で地域力強化を図る必要性が示されました。また、その視点として、①それぞれの地域で共生の文化を創出する挑戦、②すべての地域の構成員の参加・協働、③重層的セーフティネットの構築、④包括的な支援体制の整備、⑤福祉以外の分野との協働を通じた「支え手」「受け手」が固定されない参加の場、働く場の創造の５点が示されました。

従来、市町村には高齢者、障害者、子ども・子育てといった施策分野別に計画策定が求められており、各市町村では、対象者別にサービス基盤の整備や支援体制の整備を進めてきました。しかし今日では、社会経済の変化により、住民の支援ニーズは複雑化・多様化しており、従来の支援の枠組では対応が困難な複合課題や困難事例等が数多く顕在化しています。一連の制度改革は、従来の枠組での支援の限界を超えるための取り組みとなっています。

《制度改正等の動向》

年月	法令･方針等	要点
平成 25 年 8 月	**社会保障制度改革国民会議報告書**	・すべての世代が安心感と納得感の得られる『全世代型』の社会保障制度に転換を図ることとし、子ども・子育て、医療・介護、公的年金制度の各分野にわたって改革の道筋を提示。 ・介護保険制度改正では地域包括ケアシステムの構築、予防給付の地域支援事業への移行について提示。また、在宅生活の継続のため住民による支援も含めたサービス提供体制について提示。
平成 25 年 12 月	**社会保障改革プログラム法の成立･施行**	・受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るため、子ども・子育て、医療・介護、公的年金制度の改革について改革プログラムを提示。
平成 27 年 9 月	**新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン**	・改革の方向性として、ニーズに即応できる地域の福祉サービスの包括的な提供の仕組み、生産性の向上、総合的な福祉人材の育成・確保を提示。
平成 28 年 3 月	**社会福祉法の改正**	・社会福祉法人の地域における公益的な取組を実施する責務等の社会福祉法人改革 ・福祉人材の確保の促進等の措置 （平成 29 年 4 月施行。一部平成 28 年 3 月･4 月施行）
平成 28 年 6 月	**社会福祉法の改正**	・市町村の地域福祉計画策定の努力義務化、地域包括ケア体制の整備（平成 30 年 4 月施行）
平成 28 年 7 月	**「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部設置**	・地域のすべての住民が支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を福祉改革の基本コンセプトとして提示。
平成 29 年 5 月	**介護保険法の改正**	・高齢者の自立支援と重度化防止、地域共生社会の実現、制度の持続可能性確保に向けた改正。
平成 29 年 9 月	**地域力強化検討会最終とりまとめ～地域共生社会の実現に向けた新しいステージへ**	・福祉の領域を超えて地域全体で地域力強化を図る必要性を示し、地域力強化に向けて 5 つの視点を提示。
平成 29 年 12 月	**社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針**	・包括的な支援体制の整備を推進に向けて、適切かつ有効な実施を図るための事業内容、留意点等を提示。
令和元年 12 月	**地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加･協働の推進に関する検討会最終とりまとめ**	・中長期的な観点を念頭におきつつ、当面の課題として、市町村における包括的な支援体制の整備推進の方策を提示。 ・整備の在り方として、3 つの支援（断らない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援）を提示。

令和２年 ３月	**「成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書」を踏まえた体制整備の推進について**	・成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書を踏まえ、①地域連携ネットワーク及び中核機関等の整備、市町村計画の策定、②市民後見人や法人後見等の担い手の育成・活用の促進、③市区町村長申立の適切な実施、④成年後見制度利用支援事業の推進について、市町村等への要請事項を提示。
令和２年 ６月	**社会福祉法の改正**	・地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的支援体制の構築支援（重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた施策） ・社会福祉連携推進法人制度の創設

○「地域共生社会」の考え方

「地域共生社会」は、「「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる」社会です。このため、①「他人事」になりがちな地域づくりを住民が「我が事」として主体的に取り組んでいく仕組みづくり、②制度の縦割りを超えて、ニーズに「丸ごと」対応できるような相談支援やサービス提供の体制づくりが必要となります。

【「地域共生社会」とは】

出典：厚生労働省

地域共生社会の実現に向けて、市町村には、包括的支援体制の整備が求められています。社会福祉法第 106 条の３では、「市町村は（略）、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする」と謳われており、市は、地域住民自身が地域福祉を推進し、また、他の住民の相談・情報提供にあたれるようにするための環境整備に努めることとされています。

《地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ》

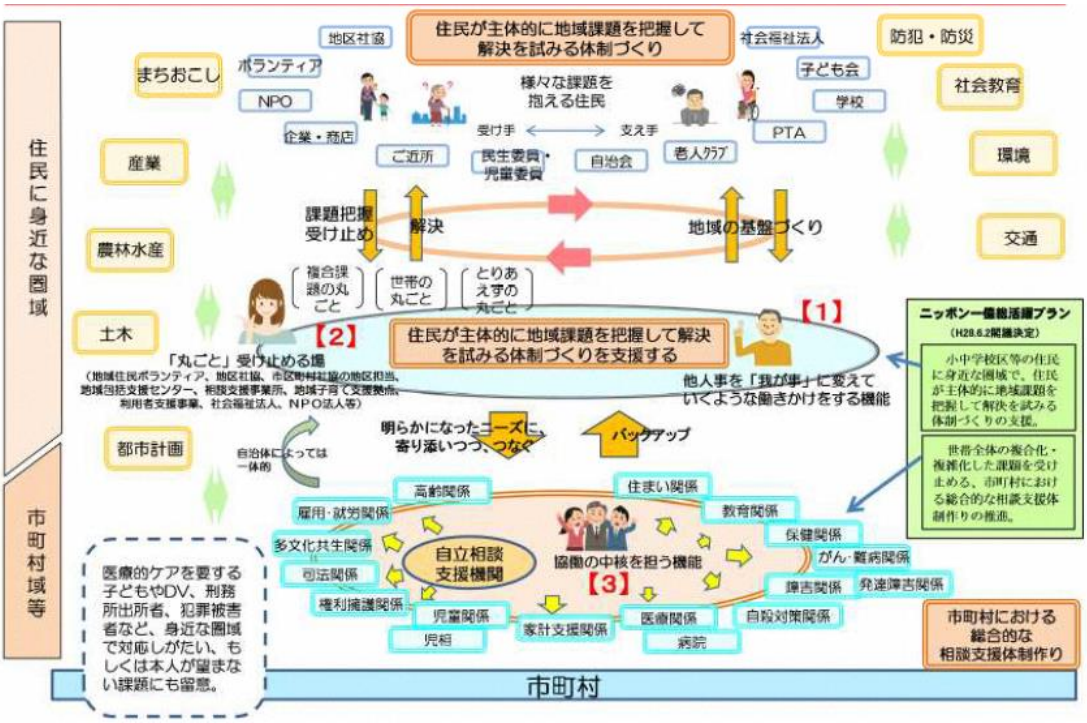

出典：厚生労働省

このような考え方の下では、従来の福祉の政策領域だけでなく、対人支援領域全体をとらえていくことが必要となります。対人支援領域全体をとらえた新たな支援体制の整備に向けて、３つの支援（①断らない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援）を一体的に実施する事業の図式が提示されました。

①断らない相談支援	本人・世帯の属性にかかわらず受けとめる相談支援
②参加支援	本人・世帯の状態に合わせ、地域資源をいかしながら、就労支援、居住支援等を提供することで社会とのつながりを回復する支援
③地域づくりに向けた支援	地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援

以上の考えは、地域共生社会の実現に向けた令和２の社会福祉法改正で条項に反映され、市町村には、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備やその他地域福祉推進の努力を求めるにあたり、保健医療、労働、教育、住まい、地域再生に関する施策等との連携に配慮するよう努めることも求めました（第６条第２項）。

また、包括的な支援体制の整備にあたって、社会福祉法に基づく事業と、従来の対象者別支援の根拠となっている介護保険法、障害者総合支援法、子ども・子育て支援法、生活困窮者自立支援法の各法に基づく事業を一体のものとして実施する「重層的支援体制整備事業」が規定されました（第 106 条の４）。

【新たな包括的な支援の機能等】

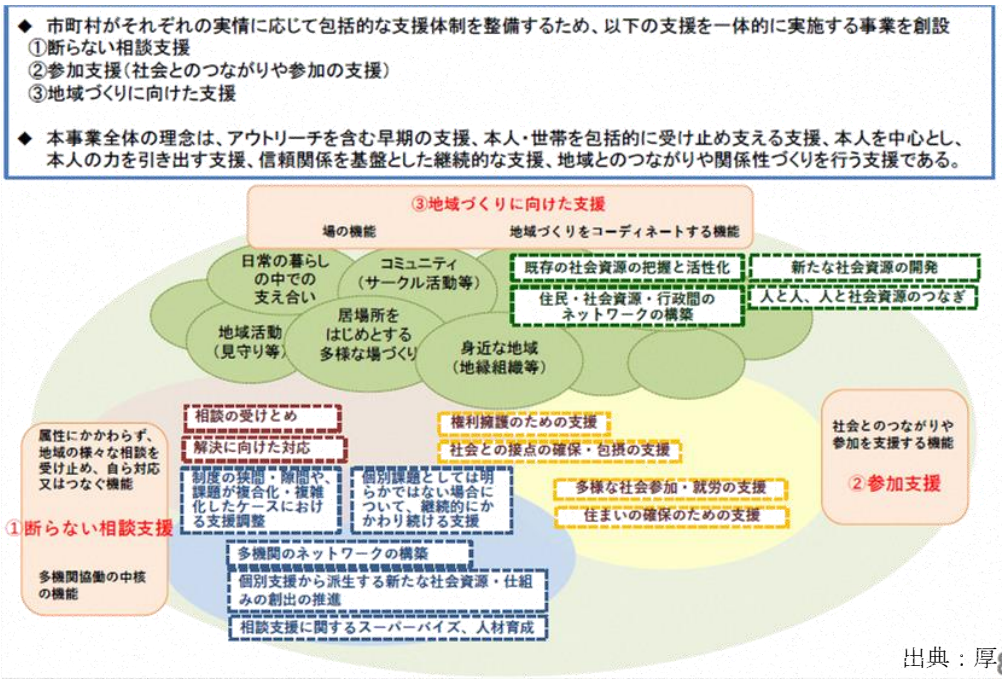

出典：厚生労働省

【多様な担い手の参画による地域共生に資する取組の促進】

１．概要

○地域における重層的なセーフティネットを確保していく観点から、住民をはじめ多様な主体の参画による地域共生に資する地域活動を普及・促進。
○地域共生に資する地域活動の多様性を踏まえ、住民などの自主性や創意工夫が最大限活かされるよう、画一的な基準は設けず、各主体に対し積極的な活動への参画を促す方策など環境整備を推進。

２．考えられる取組

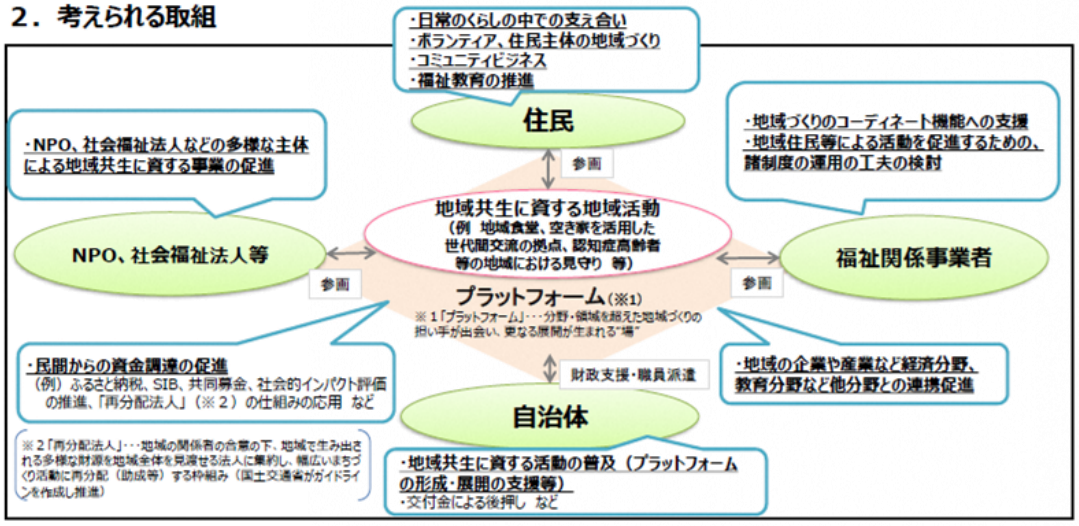

出典：厚生労働省

○再犯の防止等の推進に関する法律の成立

我が国では、平成 16 年度以降、刑法犯の検挙件数が減少する一方、検挙者に占める再犯者の割合である「再犯者率」が増加しており、安全で安心して暮らせる社会を構築する上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が課題となっています。

そのため国では、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることを鑑み、平成 28 年 12 月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行されました。

本市においても、再犯の防止等の推進に関する法律の趣旨及び第２条の規定を鑑み、就労、住居、医療・保健、福祉、その他の関連施策等との有機的な連携を図り、総合的な再犯防止を推進するため、本計画で再犯防止に関する施策を取りまとめ、「武蔵村山市再犯防止推進計画」（以下「再犯防止推進計画」という。）として位置づけます。

○自殺対策基本法の成立

我が国の自殺者数は、平成 10 年に年間３万人を超えて以降、高い水準で推移していました。そのため、平成 18 年に「自殺対策基本法」を施行し、国をあげて総合的な自殺対策の取組を推進した結果、自殺者数は減少傾向にありますが、依然として多くの方が自殺により尊い命を亡くされています。

このことを受け、平成 28 年４月には「自殺対策基本法」が改正され、新たに自殺対策を「生きることの包括的な支援」と位置付け、地方自治体に自殺を防ぐための計画策定が義務付けられました。

また、画一的な取組から地域における実践的な取組へと、転換を図っていくことが必要という考え方に基づき、平成 29 年に新たな「自殺総合対策大綱」が閣議決定されました。

本市においても、自殺対策基本法の趣旨及び第 13 条の規定を鑑み、これまで「武蔵村山市健康増進計画・食育推進計画」における「こころの健康」分野として行ってきた自殺対策を、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策と有機的に連携させながら、「生きることの包括的な支援」として、総合的な自殺対策を推進するため、本計画で自殺対策に関する施策を取りまとめ、「武蔵村山市自殺対策計画」（以下「自殺対策計画」という。）として位置づけます。

○成年後見制度の利用の促進に関する法律の成立

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害等により、日常生活で必要な判断能力が不十分となった人を社会全体で支えるための制度です。しかし、成年後見制度はこれまで十分に活用されていませんでした。認知症高齢者や精神障害者等の増加、家族のあり方の変化等を背景として、成年後見制度の重要性は今後一層高まることから、国では成年後見制度の利用の促進を図るため、平成 28 年５月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されました。

本市においても、成年後見制度の利用の促進に関する法律の趣旨及び第 14 条の規定を受けとめ、地域連携ネットワークの構築や中核期間を設置し、関係機関による連携体制を構築する等、成年後見制度の利用促進に向けた体制強化について検討を図るため、本計画で成年後見制度の利用の促進に関する施策を取りまとめ、「武蔵村山市成年後見制度利用促進基本計画」（以下「成年後見促進計画」という。）として位置づけます。

○「2040 年問題※１」への対応

65 歳以上の人口がピークに達すると見込まれる 2040 年（令和 22 年）に向けて、地方自治のあり方の検討が進められています。総務省が設置した「自治体戦略 2040 構想研究会」では、人口減少下において満足度の高い人生と人間を尊重する社会を構築するため、平成 30 年に報告書をとりまとめ、人口減少下での住民の暮らしの維持を地域の公共私で支える考え方を示しています。その中で、医療・介護に関しては、元気な高齢の方が支援を必要とする高齢者の支え手にまわる仕組み、圏域内の自治体の連携による医療・介護サービス供給体制、ＡＩ等の技術革新の成果の導入等の対応を挙げており、また、子育てに関しては、共働き社会に対応した保育サービス、安定的な就労環境とワークライフバランス等を挙げています。

この対応の方向性において、地方公共団体には、地域における公共私相互の協力関係を構築するプラットフォーム・ビルダー※２への転換が期待されています。また、社会のあり方として、ソーシャルワーカー※３等による組織的な仲介機能、住民の暮らしを支えるために働ける新たな仕組み等が求められています。このほか、シェアリング・エコノミー※４の環境等、従来の福祉の域にとどまらない要素も求められています。

以上を踏まえ、平成 30 年からの「第 32 次地方制度調査会」では最適な公・共・私のベストミックスその他の必要な地方行政体制のあり方について調査審議が行われています。

※１【2040 年問題】：平成 30 年４月に自治体戦略 2040 構想研究会でとりまとめられた「自治体戦略 2040 構想研究会　第一次報告」には、高齢者人口がピークを迎える 2040 年頃に想定される課題として、子育て、教育、介護、インフラ、公共施設など、自治体行政の主要分野における危機について議論したとされている。

※２【プラットフォーム・ビルダー】：基盤づくり（役）。

※３【ソーシャルワーカー】：要介護高齢者や障害者、あるいはその家族等に対し、日常生活を送る上での不安や困り事等に対する支援業務を行う人。

※４【シェアリング・エコノミー】：物やサービス等を、多くの人と共有・交換して利用する社会的な仕組み。

5　地域福祉活動を取り巻く動向

○社会福祉法人の「地域における公益的な取組」による地域福祉の充実

福祉サービスの供給体制の整備及び充実を図るため、平成 28 年に社会福祉法が改正されました。第 24 条第２項には「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない」と明記され、社会福祉法人に「地域における公益的な取組」の実施に関する責務が規定されました。

これは、社会福祉法人本来の、非営利で公益的な役割をより明確にするために設けられた規定です。少子高齢化や人口減少等が進行していく中、社会福祉法人の創意工夫による多様な地域公益的な取組を通じて、地域の福祉ニーズに対応したサービスの充実が図られていくことが期待されています。

○地域福祉の提供団体の多様化

従来の伝統的な地縁型の地域活動や社会福祉法人による社会福祉事業・地域公益事業に加えて、特定非営利活動促進法（ＮＰＯ法）の度重なる改正や公益法人改革等を背景に、今日ではＮＰＯ法人や、公益性の認定を受けた一般法人・一般財団法人等、多様な団体が地域福祉の一翼を担っています。

また、地域社会への貢献も含むＣＳＲ（Corporate Social Responsibility：企業の社会的責任）活動も広く定着しており、企業・事業所も地域福祉の担い手、あるいは支援者として期待されます。

地域共生社会の実現を図るうえで、地域における多様な活動主体に目を向けることが一層重要となっています。

○地域活動の資金調達方法の多様化

地域活動や社会貢献活動等のプロジェクト資金の調達では、クラウドファンディング（不特定多数の人からの資金調達。一般的にインターネットを介して行われている）が急速に広がっています。また、企業のＣＳＲ活動への働きかけを通じた支援の確保等の動きも広がっています。さらには、非営利活動が広がる中で、そのプロジェクト資金の調達の方法等も多様化しており、他方ではそれに呼応して、寄付や社会的投資、支援のスタイルも変化してきています。

欧米を中心として国際的には、社会的インパクト投資も注目されはじめています。社会的インパクト投資とは、経済的な還元だけではなく、社会的改善効果を生み出すことも目的とした投資です。日本でも、その基盤整備が進められており、平成 30 年には、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（休眠預金活用法）が施行されました。この法律は、国や自治体による対応が困難な社会課題の解決を目的とする民間団体の公益活動（①子ども及び若者の支援、②日常生活等を営む上で困難を有する者

の支援、③地域活性化等の支援の３分野の活動で、その成果が国民一般の利益の増進につながるもの）の促進を目指すものです。

社会的インパクト投資の一種に、「ソーシャルインパクトボンド」があります。これは、行政、事業者、資金提供者等が連携して社会問題の解決を目指す成果志向の取組であり、事業者が成果を達成した場合に行政から資金提供者に報酬を支払う仕組みです。

「終活」と地域活動等との関係性も見え始めています。個人の財産の有効活用の選択肢として、遺言により、自分を支えてくれた団体あるいは自分が応援する団体等に財産等を寄付する遺贈寄附が注目され始めています。

このように、近年、寄附や社会的投資等を含め、地域活動の資金調達方法が多様化してきていることから、地域における主体的な活動の促進に向けて、資金調達のノウハウや基盤整備の動向に注目していくことが重要となっています。

第２節　計画の性格と位置付け

1　計画の性格

本計画は、社会福祉法第１０７条（市町村地域福祉計画）に基づく法定計画です。また、本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づく市町村成年後見制度利用促進基本計画、自殺対策基本法第13条に基づく市町村自殺対策計画及び再犯の防止等の推進に関する法律第２条に基づく市町村再犯防止推進計画を内包しています。

《福祉分野の個別計画と地域福祉計画》

社会福祉法第１０７条
一　地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
二　地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
三　地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
四　地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
五　前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

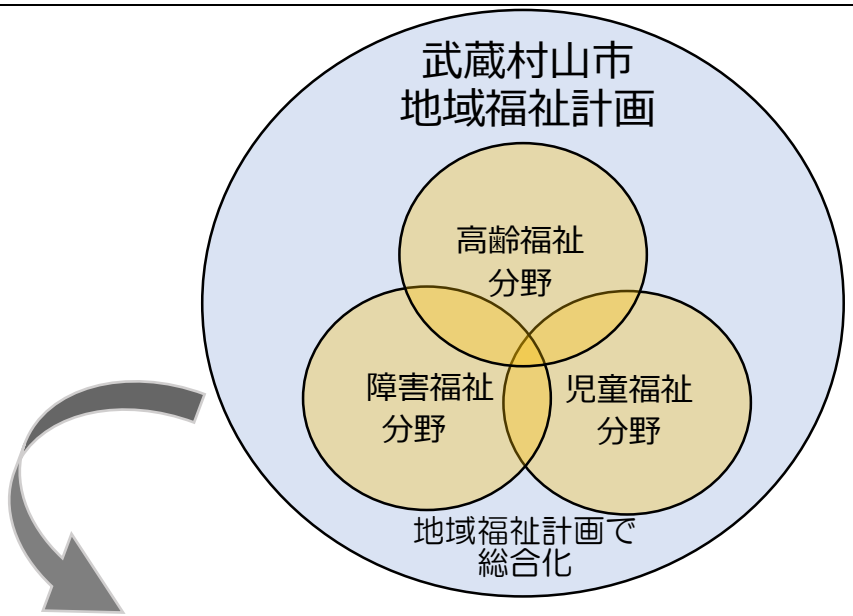

【分野を横断する取組み】

・地域包括ケアシステム（包括的で継続的な支援）
・住民参加型活動の推進（生活支援・援助サービス、支え合い活動、団体との連携）
・担い手（ボランティア・サポーター等）の育成・確保
・啓発・教育・情報提供（福祉への理解）
・相談支援（総合相談・相談ネットワーク）
・社会参加・交流・生きがい（居場所、参加・交流機会）
・安全・安心（見守り・孤立防止・災害時避難行動支援、困窮者支援、権利擁護・成年後見制度利用促進、再犯防止の推進）
・まちのバリアフリー・ユニバーサルデザイン　等

2 計画の位置付け

本計画は、武蔵村山市第五次長期総合計画を上位計画とし、その理念や将来都市像、施策に掲げる目標等を踏まえて策定します。また、国及び東京都がそれぞれに策定する関連の計画や、市が策定した各種計画との整合・連携を図ります。

本計画は、既存の各種保健福祉計画（高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、食育推進計画・健康増進計画）を包括し、地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項を定める上位計画として策定します。

本計画を受けた具体的な福祉の活動計画として、武蔵村山市社会福祉協議会が地域福祉活動計画を作成します。活動計画では地域住民の地域福祉への参加意識の高揚を図り、住民や地域の諸団体活動への参加や協力、連携等、多様な地域福祉の活動やサービスの推進を図っていく行動的な施策や事業を行っていきます。

《関連計画との関係》

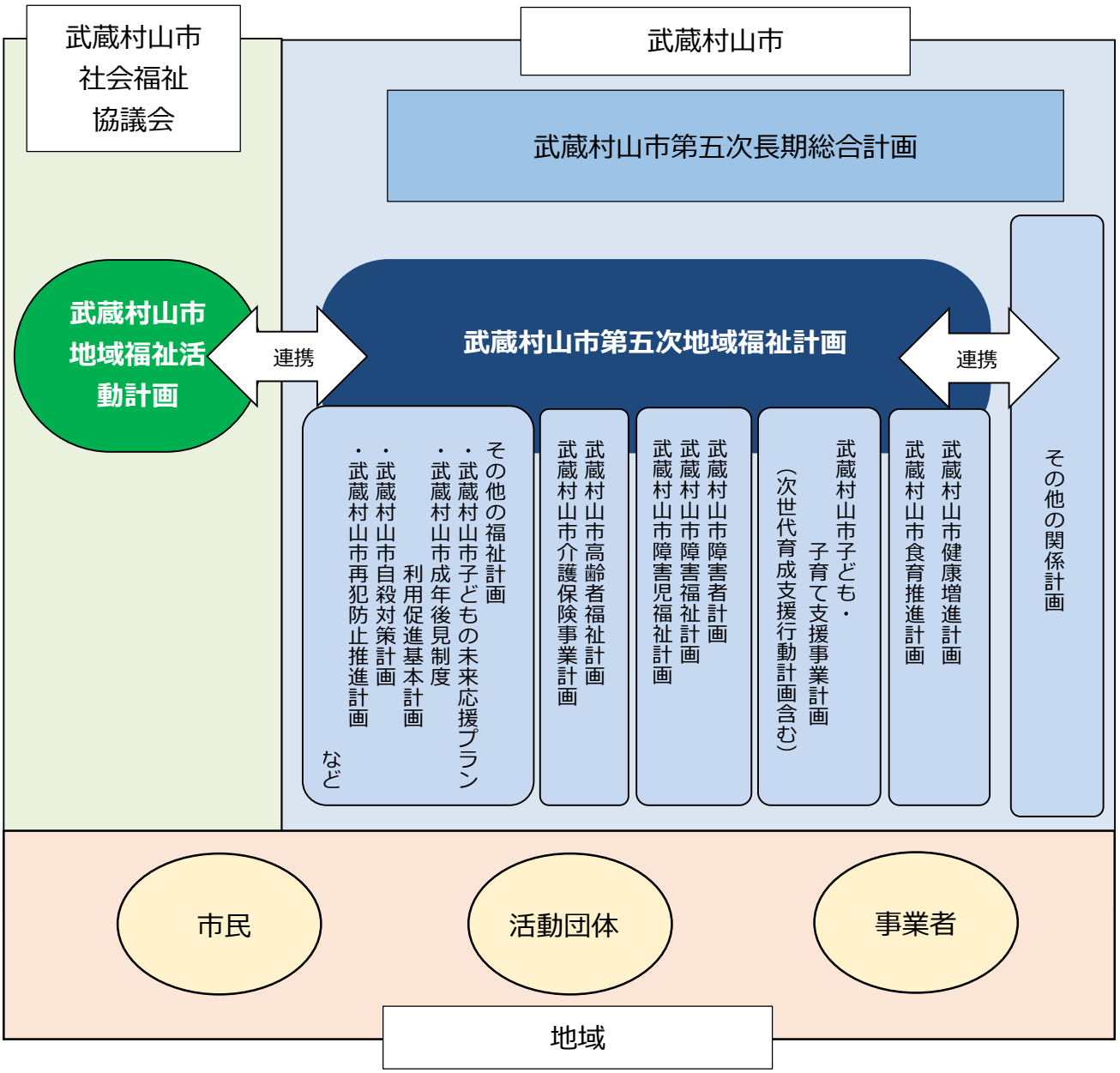

第３節　計画の期間

計画の期間（本計画に内に記載される、成年後見制度利用促進基本計画、自殺対策計画、再犯防止推進計画を含む）は、長期総合計画と整合を図るとともに、次期計画以降において、３年毎に改定される高齢者福祉計画、介護保険事業計画、障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画との一体的な策定を行うことを前提に、令和３年度から令和８年度までの６年間とします。なお、社会状況の変化や関連計画との調整を考慮し、必要であれば見直しを行います。

（武蔵村山市における関連計画の期間）

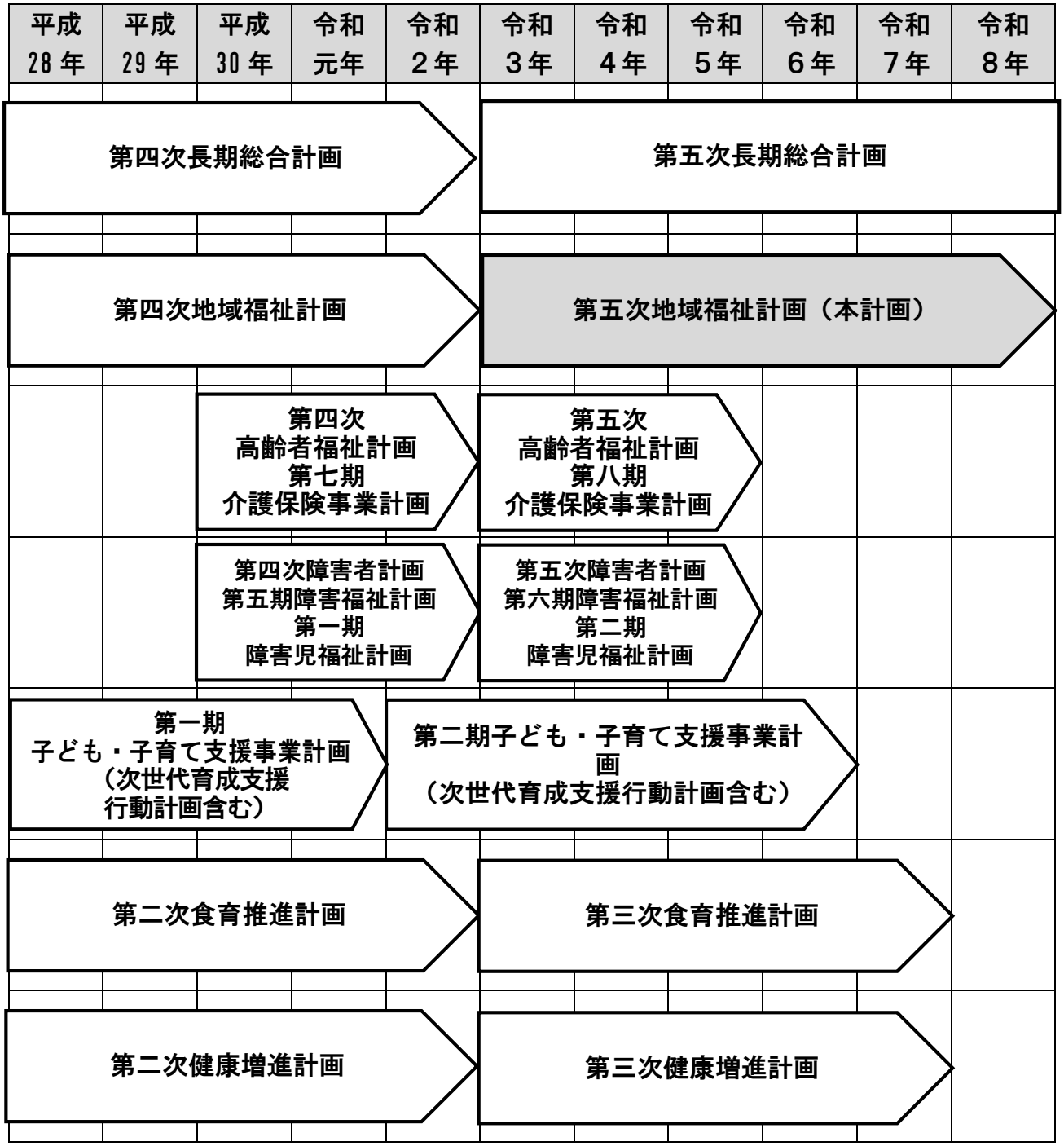

第４節　策定の方法

1　会議体による計画内容の審議

⑴　武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会

武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会（以下「策定懇談会」という。）は、市民組織代表者、医療・社会福祉団体代表者等１６人の委員で構成され、本計画の全般について審議を行いました。

⑵　武蔵村山市地域福祉計画策定委員会

策定懇談会の作業を円滑にするため武蔵村山市地域福祉計画策定委員会を設置しました。同委員会は、 市職員１３人で構成され、計画作成にあたり必要な事項の検討や調整を行いました。

2　市民意識調査による市民ニーズの把握

⑴　地域福祉に関する市民意識調査（市民対象）

本計画に地域福祉に関する市民の意見や考え方を把握し、反映させるため、市内居住の18歳以上の市民3,000人（無作為抽出）を対象に、令和２年１月８日（水）から令和２年１月26日（日）まで市民意識調査を実施したところ、1,018人から回答を得ました。

⑵　地域福祉に関する市民意識調査（福祉団体関係者）

本計画に地域福祉に関する福祉団体関係者の意見や考え方を把握し、反映させるため、武蔵村山市ボランティア・市民活動センターに登録している107団体を対象に、令和２年１月８日（水）から令和２年１月26日（日）まで市民意識調査を実施したところ、63団体から回答を得ました。

3　意見提出手続（パブリックコメント）の実施

広く市民の意見や要望等を収取するため、〇月〇日（〇）から〇月〇日（〇）まで意見提出手続（パブリックコメント）を実施しました。

〇受付方法：

〇周知方法：

〇資料閲覧の方法：

〇意見提出者：

〇意見数：

第２章　地域福祉に関する
武蔵村山市の現状

第１節　武蔵村山市の現状

1　地域福祉の現状

⑴　自立支援等について

①　自立支援等に関する現状

■市民なやみごと相談窓口の相談人数の推移

市民なやみごと相談窓口における相談件数は、平成 28 年に事業を開始して以降、増加傾向にあります。

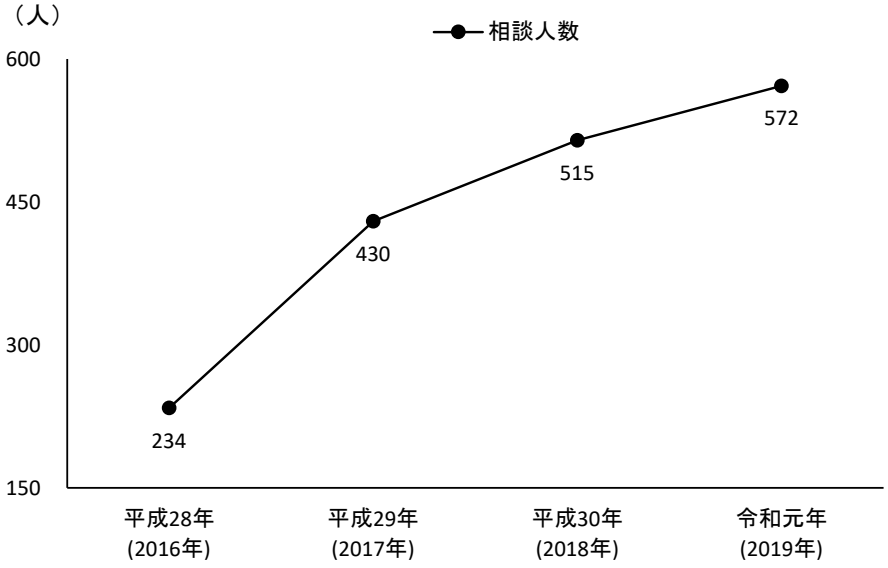

各年度末現在

■市民なやみごと相談窓口における就労支援等の推移

市民なやみごと相談窓口に寄せられた相談内容のうち、就労支援対象となった人数は、令和元年で 53 人となっており、そのうち 60.4%（32 人）が実際の就労に繋がっています。

また、生活保護相談窓口への紹介の対象となった件数は、令和元年で 42 人となっており、そのうち 42.9%（19 件）が実際の制度利用に繋がっています。

	平成 28 年 (2016 年)	平成 29 年 (2017 年)	平成 30 年 (2018 年)	令和元年 (2019 年)
就労支援対象者数	48	71	73	53
うち、就労決定者数	30	17	27	32
就労へ繋がった割合	62.5%	23.9%	37.0%	60.4%
生活保護相談窓口への紹介件数	19	41	45	42
うち、生活保護開始件数	12	29	22	18
生活保護へ繋がった割合	63.2%	70.7%	48.9%	42.9%

各年度末現在

■生活保護世帯数の推移

生活保護世帯数は、令和元年度において 1,224 世帯であり、平成 29 年度以降は横ばいの傾向にあります。

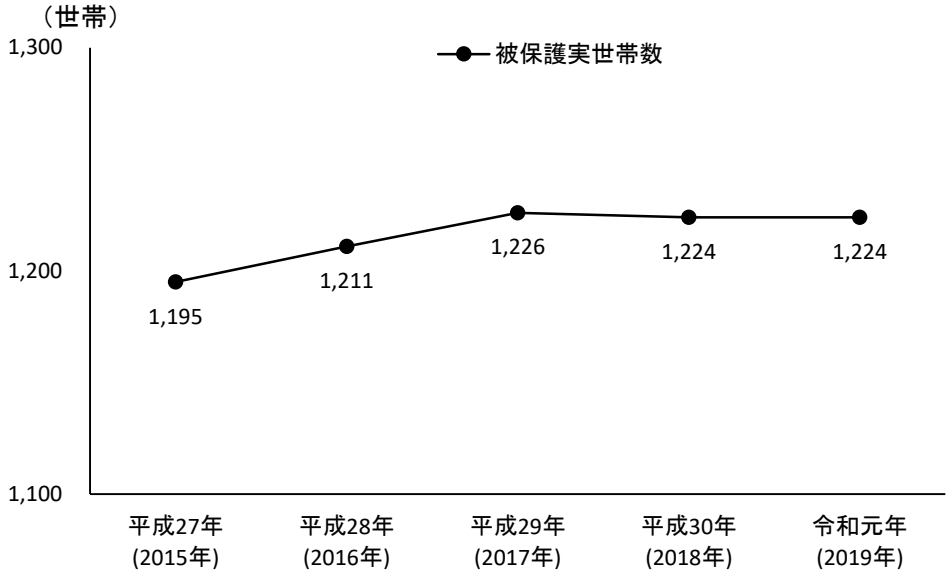

各年度末現在

②　自立支援等に関する主な取組

○自立した地域生活に向けた相談体制等の充実

多様な市民の相談に積極的かつ総合的に対応できる体制として、市民の利便性を確保する観点から、各種相談にワンストップで対応する窓口として市民なやみごと相談窓口を設置しています。

また、平成 27 年４月から生活困窮者自立支援制度がはじまり、生活保護世帯への支援だけでなく生活困窮者に対し、生活保護に至る前の段階で、自立に向けた支援を行うことによって、課題がより複雑化・深刻化する前に自立の促進を図るため、包括的な支援等を行うことが必要となります。これを受け、社会福祉協議会では、「緊急援護資金の貸付」や「生活福祉資金の貸付」、「緊急小口・総合支援資金貸付」、「フードバンク事業」等、多様な支援を展開しています。

そのため、就労支援員やハローワーク等と連携し、自立支援に向けたきめ細やかな就労支援を行う等、なやみごとを抱えた人や生活困窮者に対する支援を、包括的に、早期に、創造的に進めていくため、庁内体制の整備や関係機関との連携を図っています。

⑵　ボランティア活動について

①　ボランティア活動の現状

■ボランティアマッチング件数とボランティア活動人数

武蔵村山市ボランティア・市民活動センターに要請のあったボランティアニーズに対して、登録団体や個人登録者を通じて実際に行われたボランティア活動の件数（ボランティアマッチング件数）は、令和元年は 320 件であり、直近５カ年の間、300 件前後を推移しています。また、実際に行われたボランティア活動に参加したボランティア活動人数は、令和元年は 106 人で、直近５カ年の間、100 人前後を推移しています。

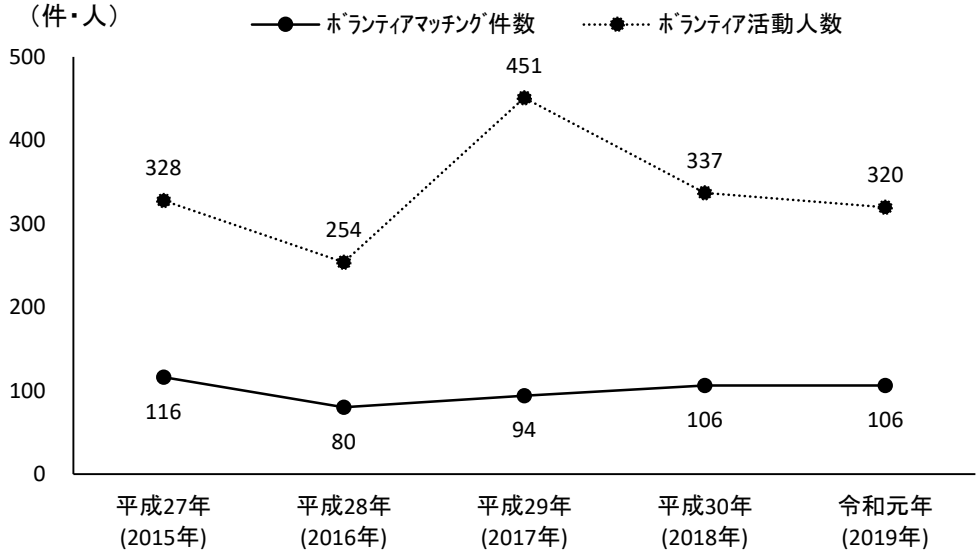

各年度末現在

②　ボランティア活動に関する主な取組

○市民活動への支援

近年、市民によるボランタリー（自発的）な活動は、多様化した市民ニーズに応え、行政サービスを補完するものとして大いに期待されており、行政と市民との協働も様々な施策の実現に欠かせないものとなってきています。

このような背景から、市民総合センターに武蔵村山市ボランティア・市民活動センターを開設し、市民活動の推進と充実に向けた支援の場、市民活動の総合拠点として運営しています。武蔵村山市ボランティア・市民活動センターでは、住民一人一人にボランティア活動や市民活動を身近に体感してもらうため、平成 28 年度から市民活動の見本市として「元気フェスタ」を毎年開催おり、令和元年度現在の参加者は 4087 人でした。また、広報誌「コラボ・バ」の発行や、市民活動団体を紹介する「市民活動ナビ」の発行を通じて、市内の団体の活動の周知にも努めています。

ボランティア活動や市民活動は、課題解決に向け、市民による多様な活動が展開され、市民一人一人の自己実現やよりよい「まちづくり」を目指して行われるものであり、近年は、市民活動への関心が高まっていることから、ＮＰＯ法人の設立に向けた動きに対し、本市における法人設立の支援や助言、人材養成への支援等も行っています。また、活動の場を拡充するため、公民館、地区会館等のコミュニティ施設の無休化を実施する等の支援をしています。

また、社会福祉協議会が令和元年度から地域福祉コーディネーターを設置し、「子ども食堂の立ち上げとネットワーク化の支援」や、「引きこもり当事者家族会の立ち上げ支援」等の活動を行っています。

⑶　権利擁護事業について

①　権利擁護事業の現状

■地域福祉権利擁護事業の利用件数の推移

地域福祉権利擁護事業の相談件数は、令和元年度において 2,580 件であり、平成 29 年度以降、減少傾向にあります。

一方、契約件数は、令和元年度において 42 件であり、直近５カ年の間、増加傾向にあります。

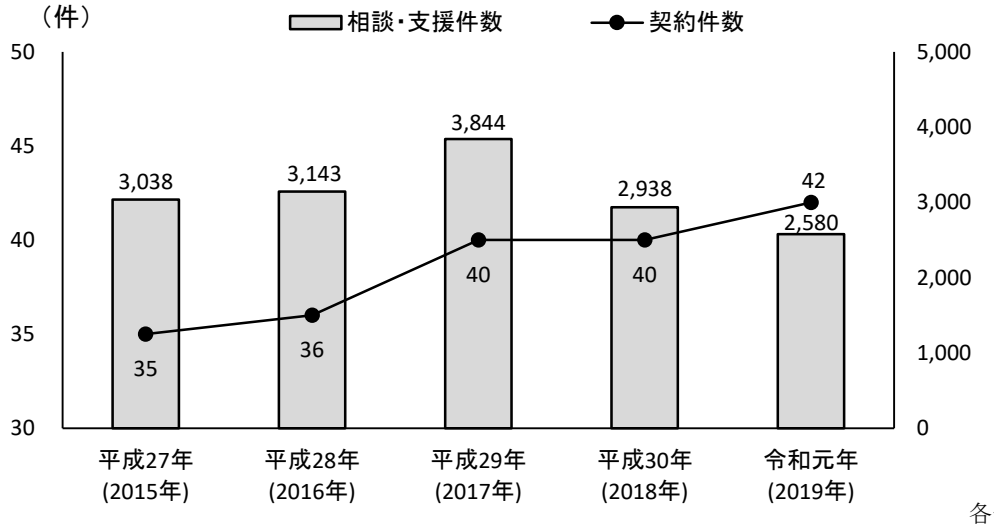

各年年度末現在

■成年後見制度の市長申立て件数の推移

成年後見制度の市長申立て件数は年によりばらつきがあるものの、わずかに増加傾向で推移しています。

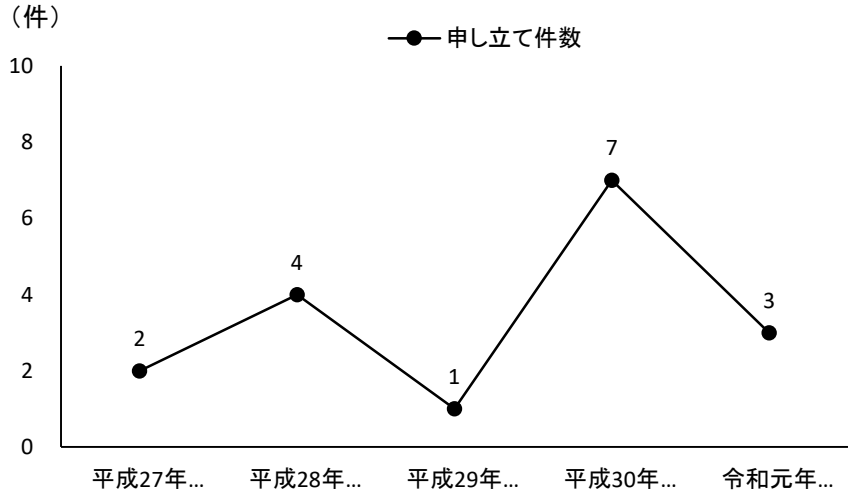

統計資料を東京都に依頼中
・市内被成年後見者数の推移
・市内申立件数の推移

②　権利擁護事業の主な取組

○権利擁護の推進

高齢者、障害のある人、子どもや子育て家庭に関する様々な相談に対して、福祉サービスを分かりやすく、そして利用しやすくなるように案内するため、福祉サービスの利用方法に関する相談や苦情の受付とその解決に向けた支援を行う総合的な相談窓口として、「福祉サービス総合支援事業」を社会福祉協議会に委託して実施しています。

認知症、知的障害、精神障害等により判断能力の不十分な人が地域で安心して生活を送れるよう、福祉サービスの利用手続支援や日常的な金銭管理サービス等を行う「地域福祉権利擁護事業」を社会福祉協議会が「福祉サービス総合支援事業」の中で実施しています。

判断能力の不十分な人の権利を法律的に保護し、財産管理や身上監護等の支援をする「成年後見制度」については、積極的な活用を支援する取組として制度の周知に加えて、利用手続に関する相談、成年後見審判申立てに必要な書類作成の説明や支援を行う「成年後見活用あんしん生活創造事業」を社会福祉協議会に委託して実施しています。

子どもの虐待防止に向けては、子ども家庭支援センターを市の直営事業とすることで、子どもをもつ家庭の支援の拡充や関係機関との連携を強化するとともに、東大和警察と協定の締結し、虐待予防のためのネットワークの構築を図っています。また、近年問題とされる面前ＤＶ※5 の被害防止に向けて、市民に周知し、福祉総務課相談員との連携を図っています。

※５【面前ＤＶ】：子どもに対する心理的虐待の一つで、どちらかの親が子どもの前で、配偶者に暴力をふるったり、暴言を吐いたりする行為。

⑷　民生委員・児童委員等の活動について

武蔵村山市民生･児童委員協議会は、市内を東部地区と西部地区の２地区に分けており、武蔵村山市では東西地区合計で民生・児童委員が 54 人、主任児童委員が４人の合計 58 人(令和２年４月現在)が委嘱され、様々な活動を行っています。

民生･児童委員の活動としては、それぞれの地域で生活に困っている人や障害のある人、一人暮らしの高齢者等が安心して生活を送れるよう相談に応じ、市や関係機関による適切な福祉サービスへつなぐサポートや見守り活動をしています。また、主任児童委員は、各地域の児童委員（民生委員が兼ねている）に助言や協力をし、学校やスクールソーシャルワーカー、子ども家庭支援センター等と連携をしながら、青少年の健全育成を推進するための活動を行っています。

近年、本市では地震や大雨による災害対応や避難行動要支援者への対応等、民生・児童委員に求められる役割が大きくなる一方で、困難性や活動量の増加により民生・児童委員が抱える負担感が増大しており、担い手不足が課題となっています。

民生委員・児童委員の主な活動
○見守り活動 ○定例協議会を実施（８月を除く毎月１回） ○民生委員・児童委員の日（５月 12 日）の活動週間におけるパネル展示を実施 ○二市連絡協議会を実施（東大和市民生委員・児童委員協議会との交流） ○社会福祉関連施設への視察研修を実施 ○地区連絡協議会を実施（地域の児童問題についての情報交換等） ○村山デエダラまつりで相談コーナーを実施 ○社会福祉協議会との懇談会を実施 ○民生・児童委員向けの講演会を実施 ○災害時の避難行動要支援者等への対応 ○各事業への協力（敬老金の配布等）
事項別部会の活動
○子育て支援部会【乳幼児を持つ親の子育て支援の実践に関する事項】 ○児童福祉部会【学齢児童の福祉に関する事項】 ○障害福祉部会【障害者（児）の福祉に関する事項】 ○生活福祉部会【低所得者の福祉に関する事項】 ○高齢福祉部会【高齢者の福祉に関する事項】 ○主任児童委員部会【専門的な児童福祉に関する事項】

⑸　福祉に関する情報提供・広報について

市民に必要な相談や情報等については、利用者のニーズに配慮した相談窓口を充実させるとともに、高齢者や障害のある人等の全ての利用者が使いやすくわかりやすい市のホームページを目指した情報発信に努めています。

また、市報「むさしむらやま」では、福祉情報の掲載を行うとともに、関係各課において、パンフレット等を作成することにより福祉情報の提供に努めています。

その他、公式ツイッター、公式フェイスブックページ及び情報配信メール等による情報提供を行っています。

⑹　福祉教育の推進について

将来、地域を担う子ども達の人材育成において、福祉の教育や学習は大変重要な課題といえます。本市では、市立小・中学校の特別活動や総合的な学習の時間の中でボランティア活動等を行うことで、児童・生徒に社会の一員としての自覚と責任を持たせ、社会奉仕の精神の育成に努めています。

また、特別支援学校に籍を置く児童・生徒と、地域の小・中学生の相互理解を促進させるため、都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、小・中学校（地域指定校）に副次的な籍（副籍）をもち、直接的な交流や間接的な交流を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る副籍制度を実施しており、武蔵村山市教育委員会ホームページ等でも、副籍制度の周知に努めています。

2 高齢者福祉等の現状

⑴ 高齢者の現状

■高齢者数の推移

本市の高齢者人口は、昭和 55 年以降増加傾向にあります。令和２年１月１日現在 18,979 人、高齢化率は 26.2%と、市民の４人に１人以上が高齢者です。高齢化率は、全国平均を下回っていますが、平成 22 年度以降は東京都平均を上回っています。

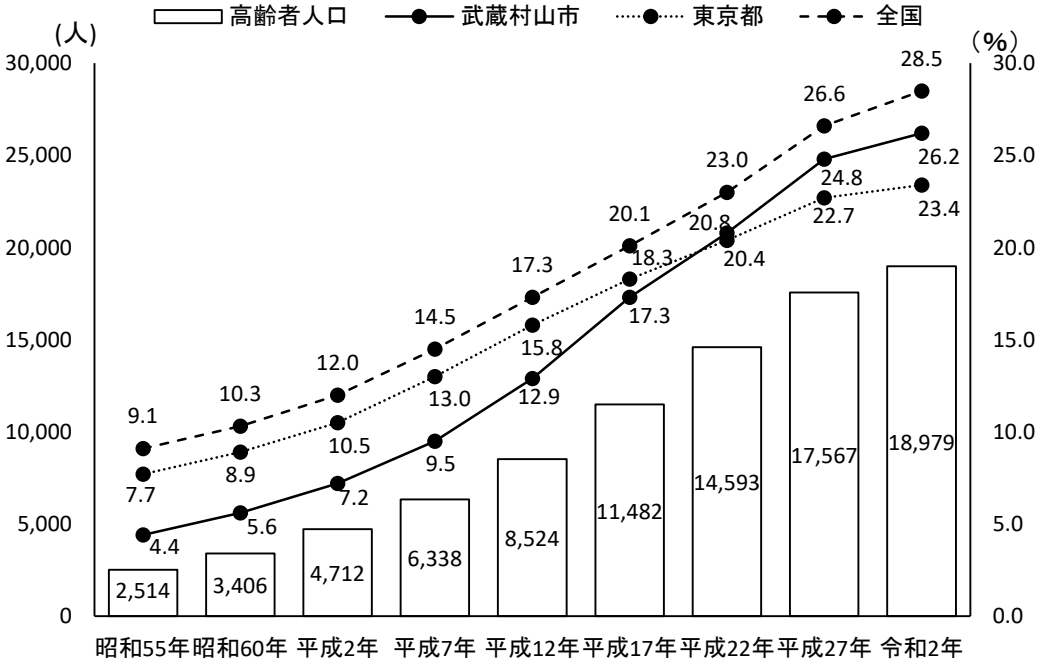

出典：昭和 55 年から平成 27 年までは国勢調査人口

令和２年の数値は、令和２年１月１日現在の住民基本台帳

■高齢者世帯数の推移

本市の世帯数全体は、直近５カ年の間、増加傾向にあり、それに伴って高齢者世帯数も増加しています。特に高齢者一人世帯では、平成 27 年に 2,570 世帯でしたが、令和元年度には 4,335 世帯となっており、約 1.7 倍に増えています。

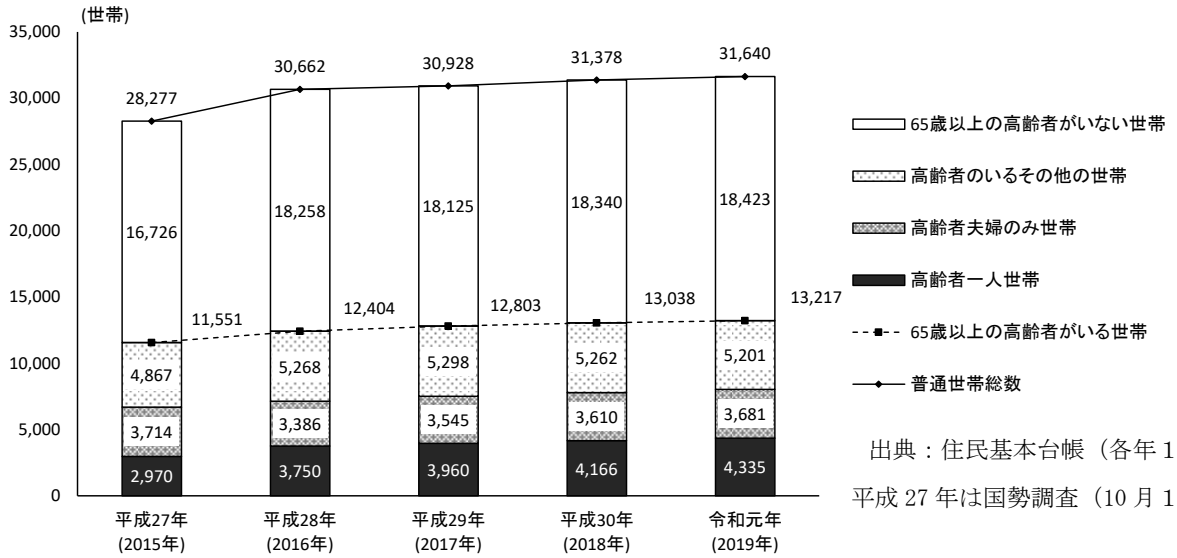

出典：住民基本台帳（各年１月１日）

平成 27 年は国勢調査（10 月１日現在）

■認定者数の推移

本市における認定者数は、高齢者人口の増加とともに要支援・要介護認定を受けている人は、令和元年度で合計 2,903 人であり、直近５カ年の間、増加傾向にあります。

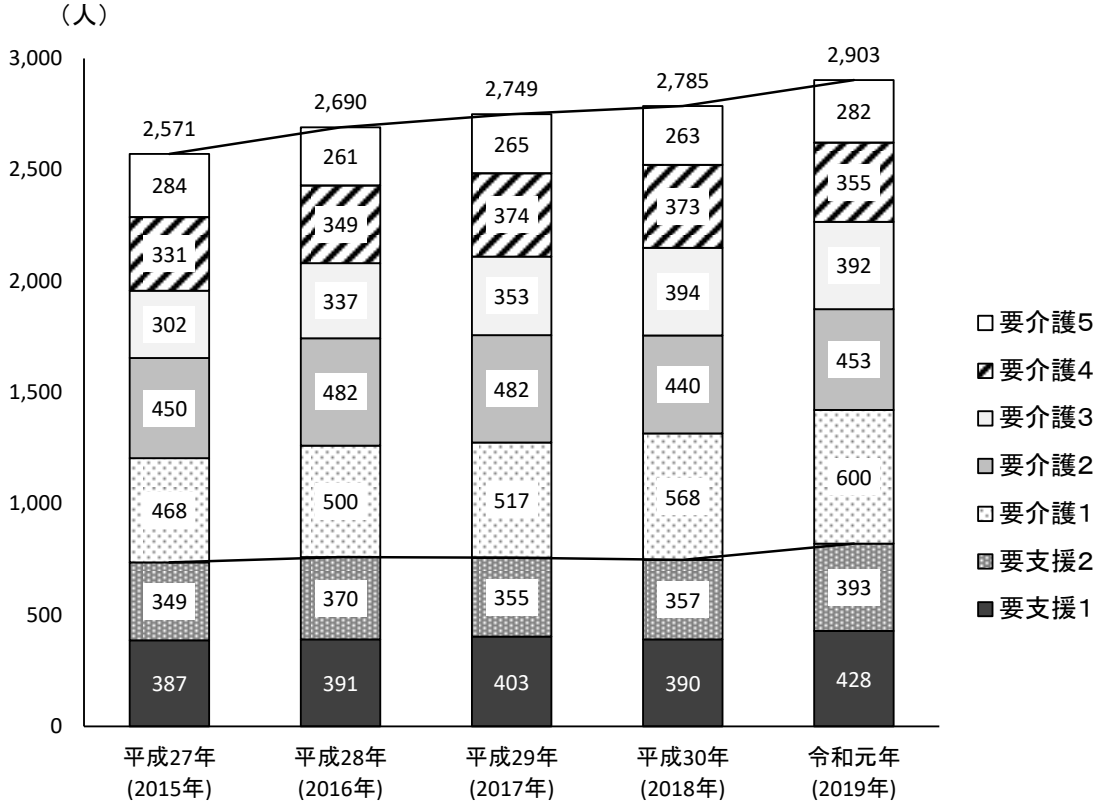

出典：介護保険事業状況報告

第２号被保険者を含む、各年 10 月 31 日現在

⑵　高齢者福祉等に関する主な取組

○サービス提供体制の充実

高齢者福祉に関する施設は、おおむね順調に整備が進んでいます。介護保険施設では特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症高齢者グループホーム等があり、これらの施設群が高齢者向けの介護サービスの中核を担っています。平成 28 年度には、『在宅医療介護連携推進事業』として在宅医療・介護連携支援センターを設置し、医療と介護の連携を強化しています。加えて、近年では、介護人材の不足が社会問題となっていることから、本市では平成 28 年度から独自の認定ヘルパーを養成しており、その修了者に対して市内の介護サービス事業所とのマッチングを実施しています。

○生活支援や介護予防の推進

高齢者の社会参加や、介護予防を目的とする通いの場である「お互いさまサロン」は、平成 28 年度から整備を開始し、令和元年度末には市内 50 か所が活動を行っています。

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備に向けては、市内の地域福祉エリアに配置された生活支援コーディネーターが、地域におけるニーズを把握し、関係機関と連携を解決するよう努めています。

3　障害者福祉の現状

⑴　障害者（児）の現状

■身体障害者手帳の所持者

身体に障害のある人の数（身体障害者手帳所持者数）は、令和元年において 2,333 人であり、直近５カ年の間、微減傾向にあります。

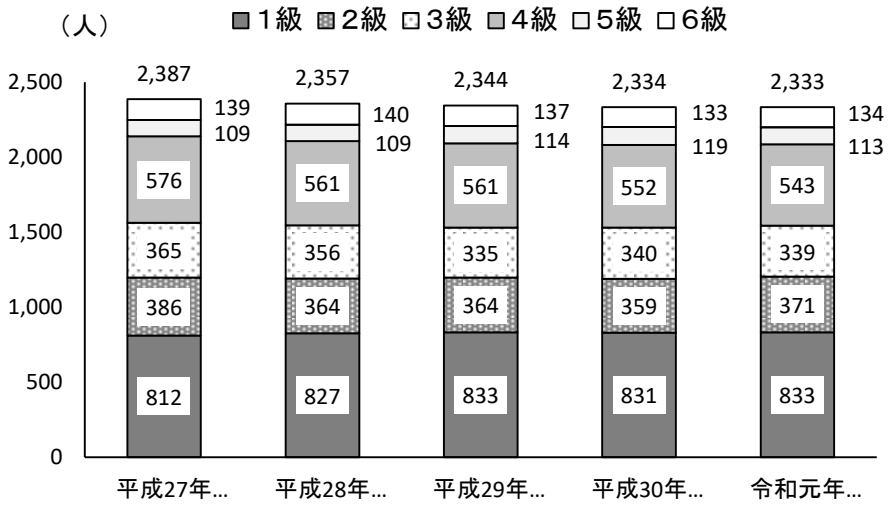

各年 10 月 1 日現在

■愛の手帳の所持者数

知的障害のある人の数（愛の手帳の所持者数）は、令和元年において 585 人であり、平成 28 年以降、微増傾向にあります。

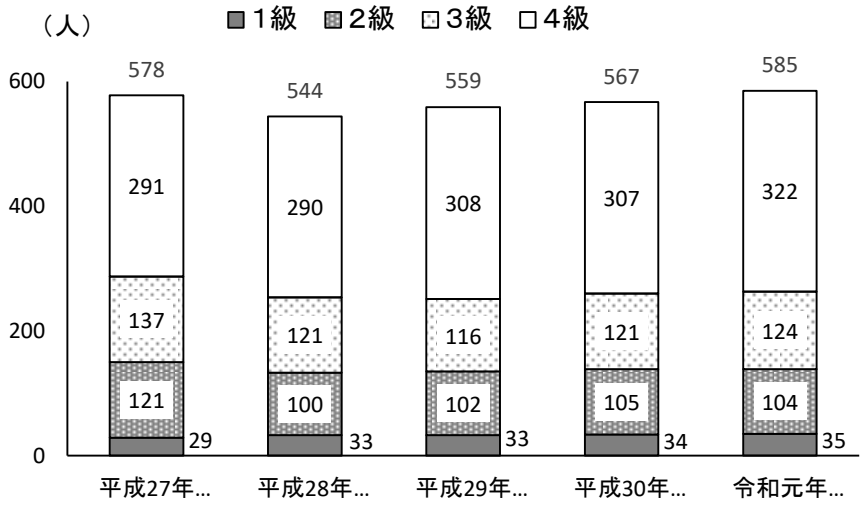

各年 10 月 1 日現在

■精神障害者保健福祉手帳の所持者数

精神障害のある人の数（精神障害者保健福祉手帳の所持者数）は、令和元年において 635 人であり、直近５カ年の間、増加傾向にあります。

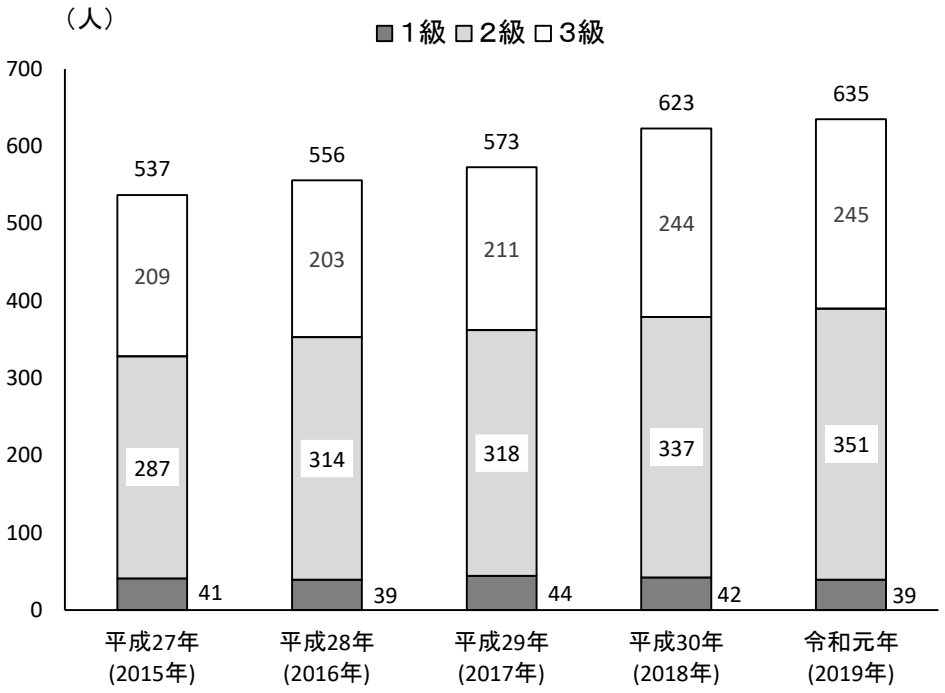

各年 10 月 1 日現在

■自立支援医療者数

心身の障害を除去・軽減するための医療について、公費負担で医療費の自己負担額を軽減する自立支援医療制度の医療者数は、令和元年において 1,262 人であり、平成 28 年以降、増加傾向にあります。

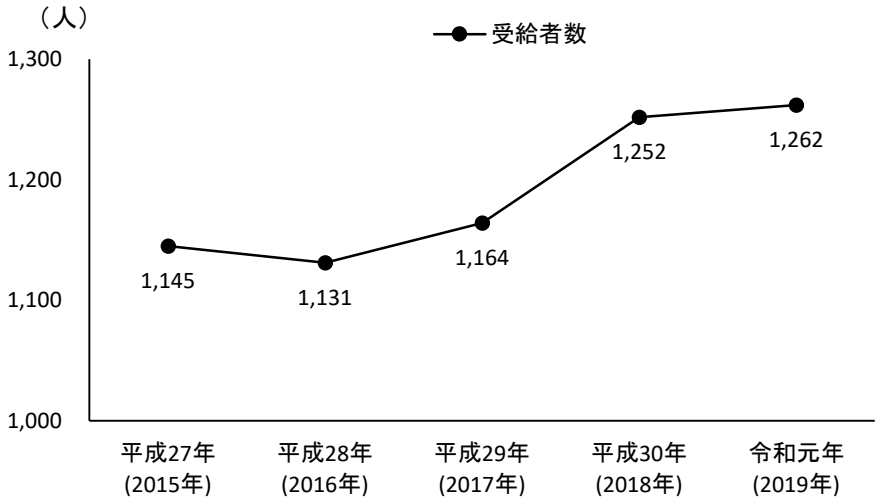

各年 10 月 1 日現在

■難病医療費等助成受給者数

難病医療費等助成受給者数は、令和元年において 932 人であり、直近５カ年では、900 人～1,200 人の間を推移しています。

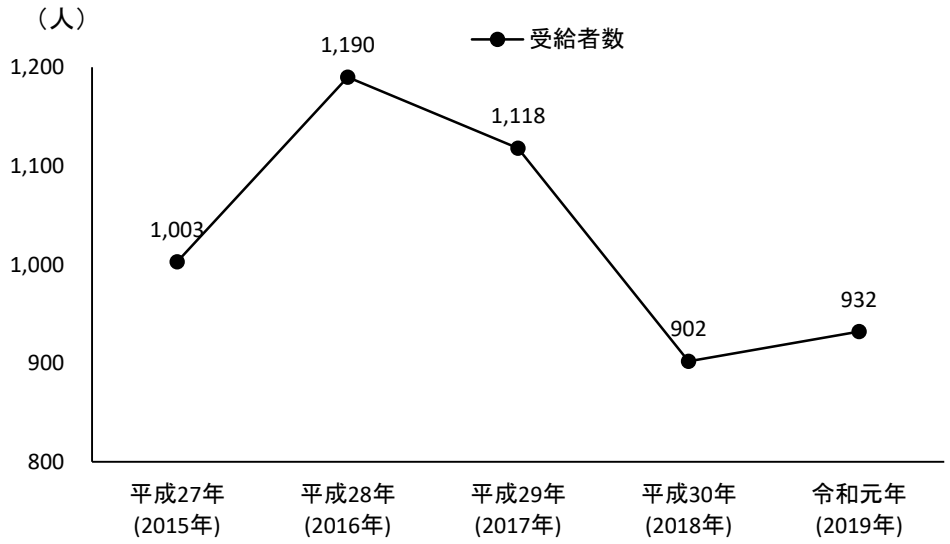

各年 10 月 1 日現在

⑵　障害者福祉に関連する主な取組

○サービス提供体制の充実

障害のある人のためのサービスを提供する市内施設については、児童発達支援、グループホーム等が増設されています。また、災害対策の推進も進められています。

○緊急時への対策

避難行動要支援者対策の推進として、令和２年度においては、要支援者に対し、災害時に支援が必要であることを伝えられるようにする「ヘルプバンダナ」を配布するとともに、市民へ理解を深められるよう、市内各所において実物を掲示する等の周知を図る取り組みを進めています。

○新たな課題への対応

親亡き後の支援体制、児童発達支援、医療的ケア児等新たな課題に対応できるよう、自立支援協議会における各部会の再編成を進め、関係機関従事者、医療機関関係者、当事者やその家族等との活発な議論を進めてまいります。

4　子ども・子育て支援の現状

⑴　子どもと子育て家庭の現状

■年少人口の推移

令和２年において、本市の０～14 歳の子どもの数は、9,965 人と総人口（72,382 人）の 13.8%を占めており、昭和 55 年から比較するとその割合は 15.4 ポイントの減少となっています。人口は、平成 17 年以降増加傾向にありますが、65 歳以上の高齢者人口が増加しているのに対し、15 歳から 64 歳までの生産年齢人口は横ばいとなっています。

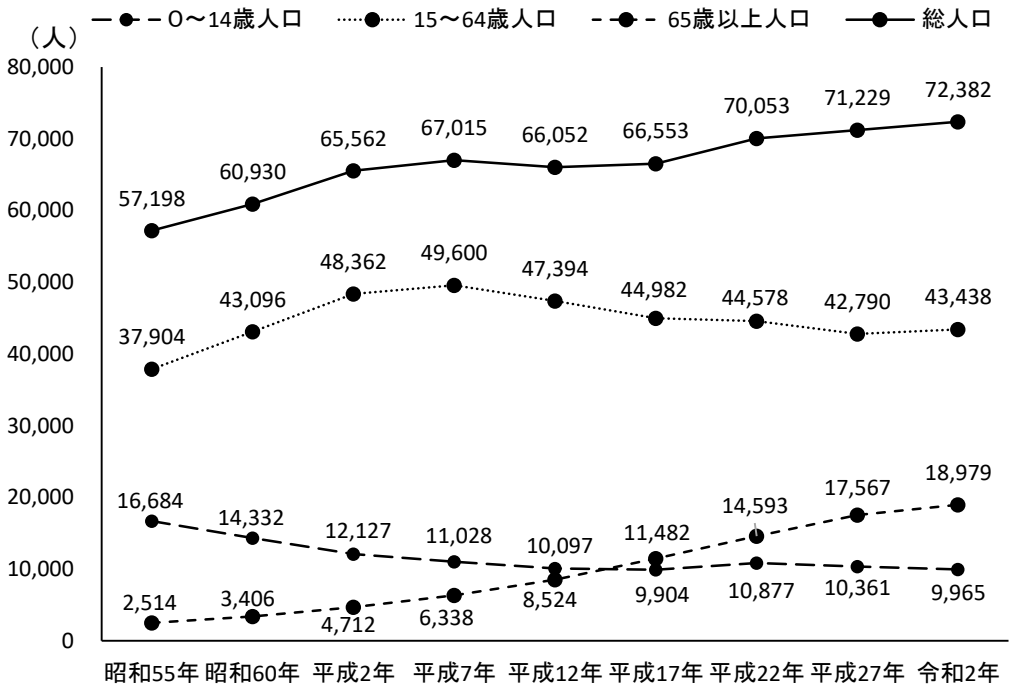

出典：昭和 55 年から平成 27 年までは国勢調査人口

令和２年の数値は、令和２年１月１日現在の住民基本台帳

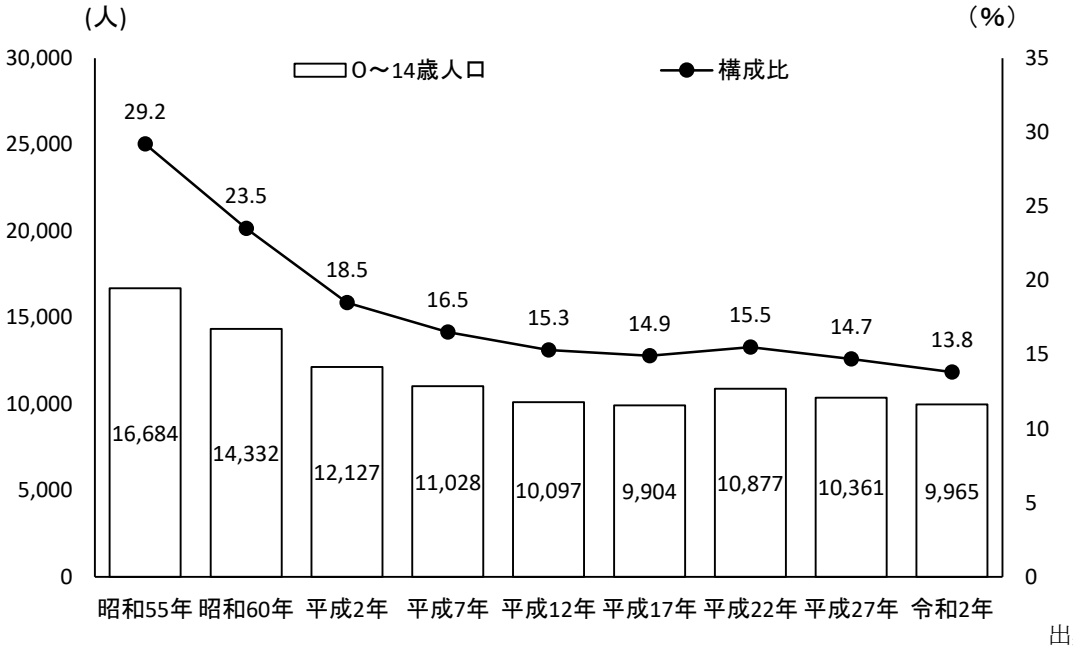

出典：同上

■出生数と合計特殊出生率の推移

本市の出生数は近年、減少傾向にあり、令和２年は〇〇人となっています。出生率（人口千人対）は、平成 30 年度以降全国と東京都を上回っています。

また、令和２年において、武蔵村山市の合計特殊出生率は、〇〇人であり、平成 30 年度以降全国と東京都を上回っています。

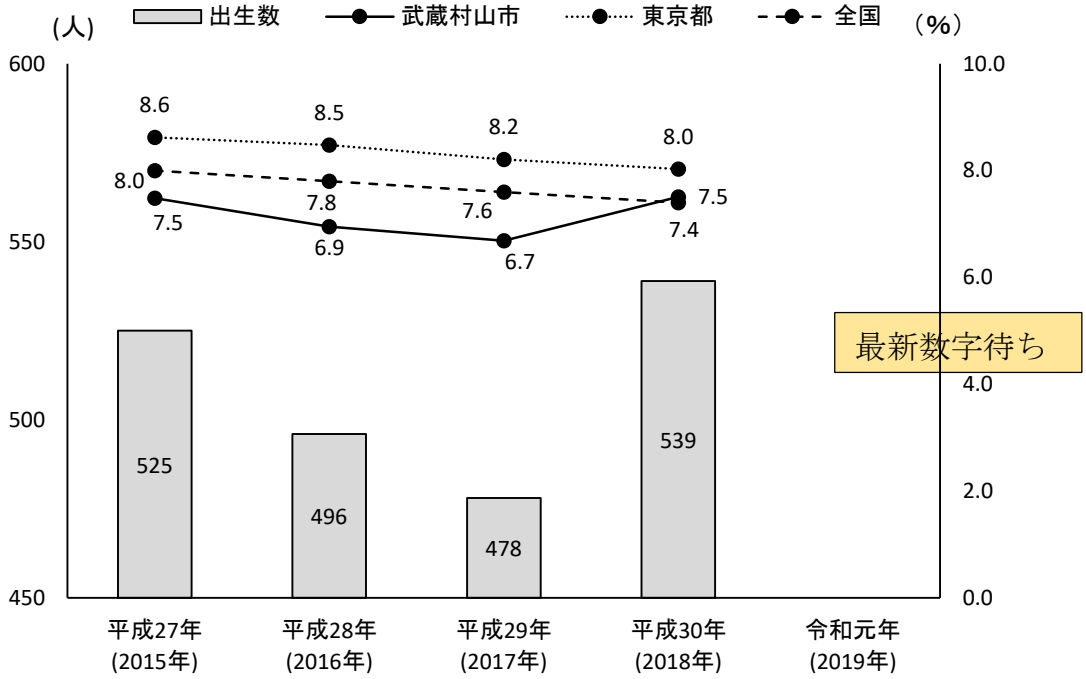

出典：厚生労働省・東京都「人口動態調査」

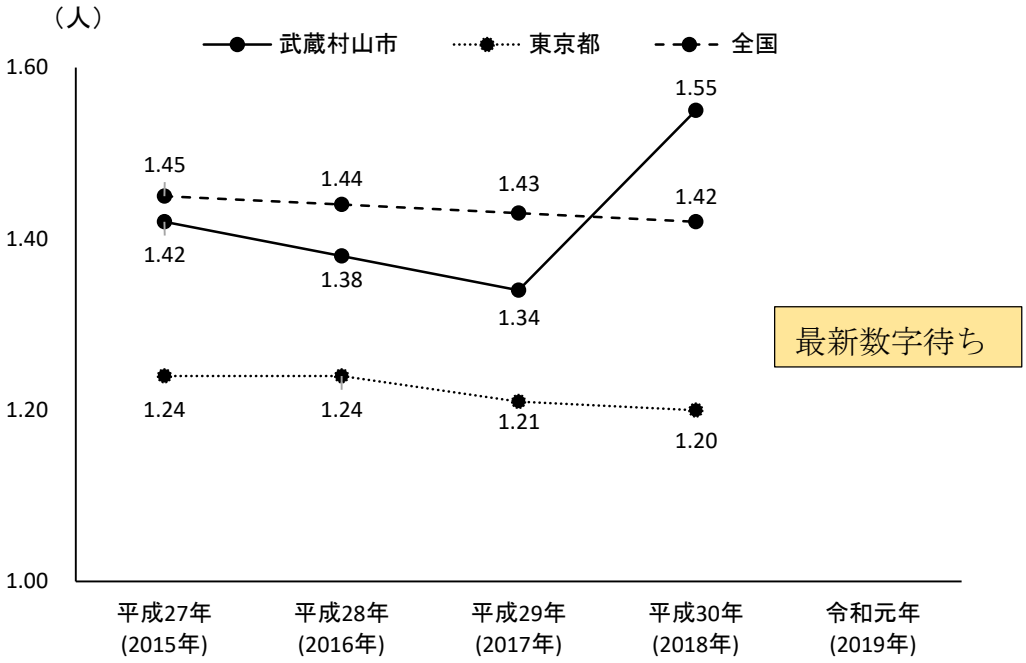

出典：同上

■幼稚園入園児童数の推移（３～５歳）

市内における４幼稚園の入園児童数は、この５年間は減少傾向となっており、令和元年は定員 1,280 人に対し、865 人と、約 67.6%の入園率となっています。

	平成 27 年 (2015 年)	平成 28 年 (2016 年)	平成 29 年 (2017 年)	平成 30 年 (2018 年)	令和元年 (2019 年)
施設数（カ所）	4	4	4	4	4
定員合計（人）	1,280	1,280	1,280	1,280	1,280
入園児童数（人）	938	876	884	862	865
入園率	73.3%	68.4%	69.1%	67.3%	67.6%
うち、管外受託児童数	308	301	288	288	270

各年５月１日現在

■幼稚園入園児童数の推移

市内保育所の入所児童数は、直近５カ年の間、1900 人台で横ばい状態となっています。

	平成 27 年 (2015 年)	平成 28 年 (2016 年)	平成 29 年 (2017 年)	平成 30 年 (2018 年)	令和元年 (2019 年)
設置数（カ所）	13	13	13	13	13
定員合計（人）	1,972	1,972	1,979	1,979	1,979
入所児童数（人）	1,931	1,895	1,920	1,921	1,916
うち、管外受託児童数	56	57	58	64	44

各年４月１日現在

■保育所入所児童数の推移

市内保育所の入所待機児童数は、平成 29 年度以降、大幅に増加し、令和元年度では 45 人となっています。

	平成 27 年 (2015 年)	平成 28 年 (2016 年)	平成 29 年 (2017 年)	平成 30 年 (2018 年)	令和元年 (2019 年)
保育所待機児童数（旧定義）	22	11	27	56	45

入所待機児童数（旧定義）とは、定員不足等により、希望の保育所に入所できない児童の人数

各年４月１日現在

⑵　子ども・子育て支援に関連する主な取組

○サービス提供体制の充実

地域で安心して子育てできる環境づくりや、一人一人の子どもを地域で見守り、明るく心豊かで健全に育成するため、身近で必要なサービスを受けられるよう、地域におけるサービスの提供拠点を整備しています。前計画期間中では、子育て世代包括支援センターとして「ハグはぐ・むらやま」を設置し、妊娠期から出産・子育て期まで切れ目のない支援を実施しています。また、病児保育を利用できる対象児童を拡大し、子どもを持つ親が働きやすい環境を提供に努めています。

○子ども行政の拡充

ＳＮＳ、市報、ホームページ等でも、子ども家庭支援センターの役割や地域の子育て事業の周知に努めると共に、予防接種ナビを「子ども・子育て応援ナビ」にリニューアルし、利便性を高めることで、子育て支援に関連する情報の周知を実施しています。

また、市では、子ども子育てに関連する施策拡充のため、平成 27 年度から健康福祉部内の位置付けられていた子ども育成課と子育て支援課および健康福祉課内の母子保健に関する部門を、新たに子ども家庭部として組織し、子ども青少年課と子ども子育て支援課の２課を編成しています。

5 保健医療の現状

⑴ 保健医療の現状

■特定健康診査・特定保健指導・健康診査の対象者数・実施者数・受診率の推移

国民健康保険被保険者を対象とした特定健康診査の受診率は令和元年において45.7%と、45.0%前後での横ばい傾向となっています。また、特定保健指導の修了者数の割合は、令和元年において22.8%で、平成30年度に大きく上昇しています。

後期高齢被保険者を対象とした健康診査の受診率は令和元年において59.2%と、平成28年度以降、微増傾向となっています。

		区分	平成27年(2015年)	平成28年(2016年)	平成29年(2017年)	平成30年(2018年)	令和元年(2019年)
国民健康保険被保険者	特定健康診査	対象者数	15,496	14,690	13,730	13,067	12,436
		受診者数	7,382	6,616	6,484	5,818	5,679
	特定保健指導	対象者数	826	739	816	701	681
		終了者数	110	88	95	164	155
後期高齢被保険者	健康診査	対象者数	6,716	7,272	7,748	8,190	8,713
		受診者数	3,806	3,985	4,494	4,792	5,155

各年度末現在

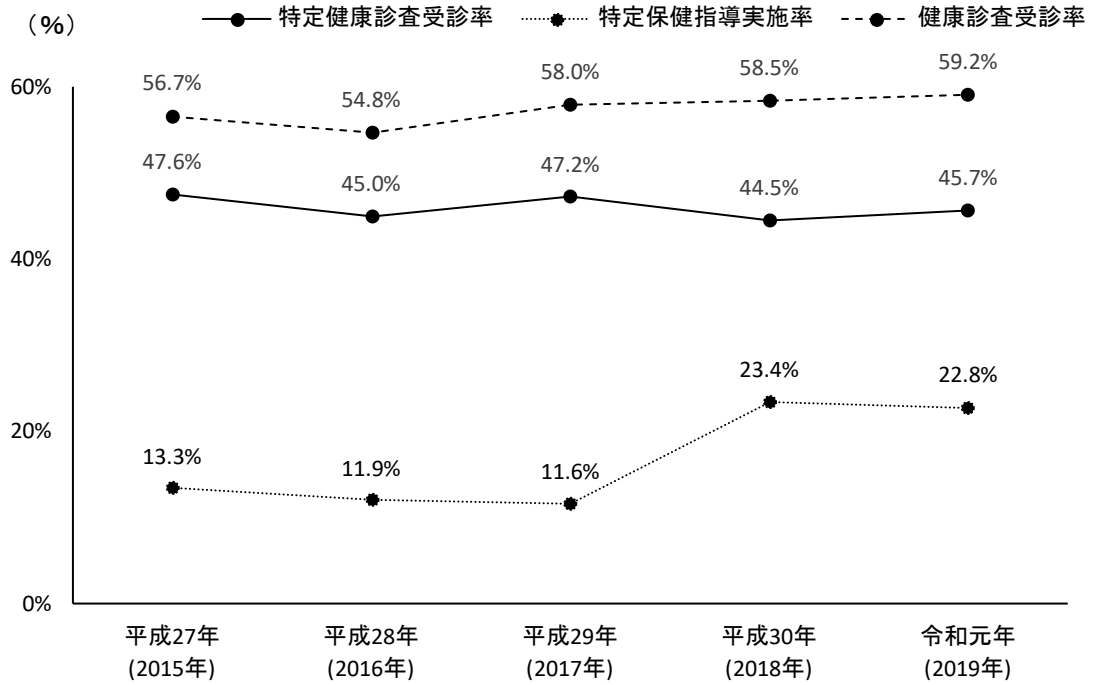

各年度末現在

■後期高齢者医療制度の被保険者数と被保険者１人当たりの給付費の推移

後期高齢者医療制度の被保険者数は令和元年で 9,167 人と、直近５カ年の間増加しています。一方、被保険者１人当たりの給付費は、令和元年で 857,772 円と、850,000 円前後で推移しています。

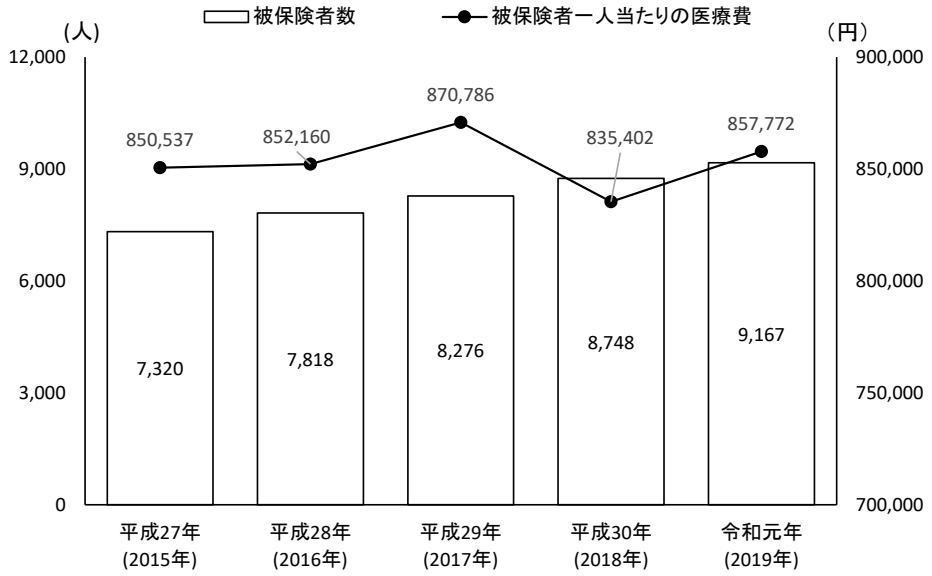

出典：事業概要（東京都後期高齢者医療広域連合）

■健康寿命の推移

本市の健康寿命について、介護保険の要支援・要介護の認定を受けるまでの年齢をみると、要支援１は男性・女性ともに東京都の平均を上回っていますが、要介護２以上になると、東京都の平均を下回っています。

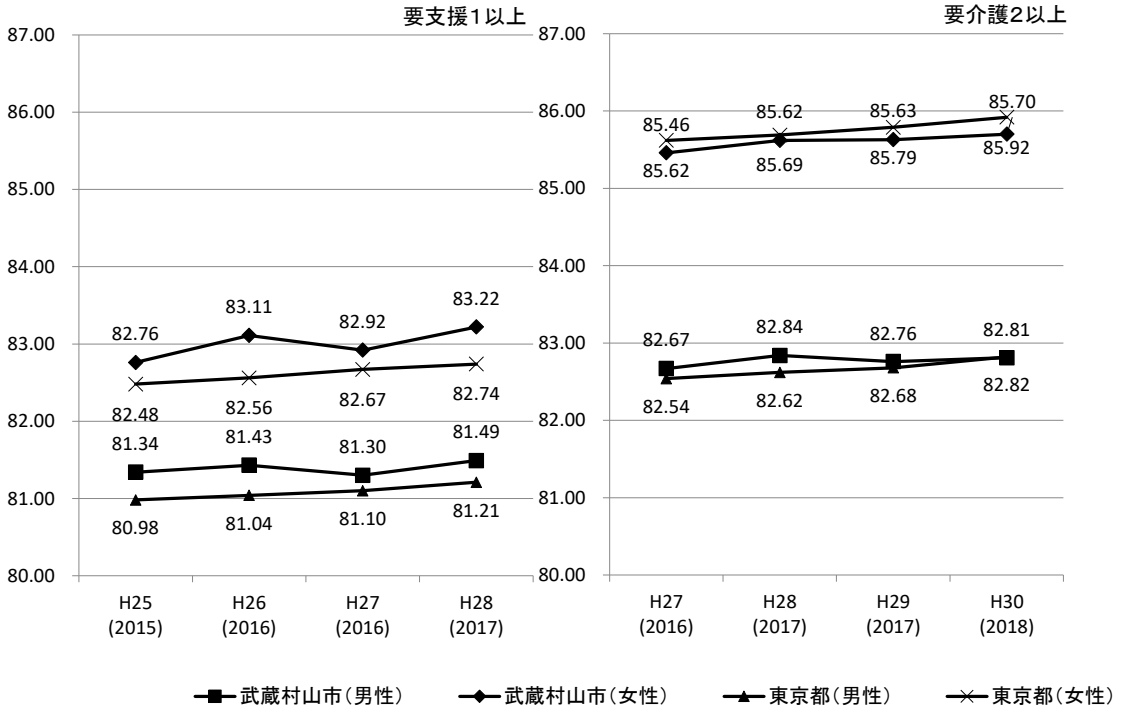

出典：東京都福祉保健局

■自殺者数の推移

本市では、年間 15 人前後の人が自殺によって命を落とされています。また、自殺死亡率（人口 10 万対）は令和元年度において、17.92 人であり、直近５年の間、減少傾向にあります。しかし、平成 29 年度を除き、全国の自殺自死亡率を上回っています。

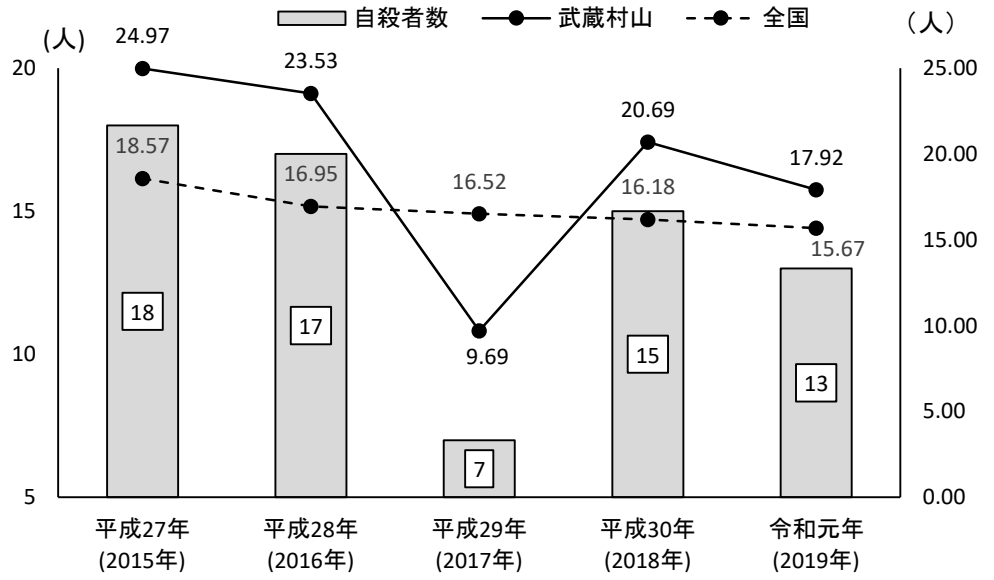

出典：厚生労働省

②保健医療に関連する主な取組

○地域医療の充実

武蔵村山市医師会・歯科医師会・薬剤師会等と連携・協力し、身近な地域にかかりつけの医師や歯科医師を持つことの重要性の周知や病院と診療所との連携のあり方、在宅歯科診療の充実等の施策を推進しています。

また、武蔵村山病院では、認知症疾患医療センターを院内に設置し、認知症疾患に関する鑑別診断や専門医療相談等を実施しています。

○保健事業の推進

本市の保健関連施設は、保健相談センターと子ども・子育て支援センターを拠点に子どもから高齢者までを対象とした保健サービスを提供しています。

成人対象の保健事業としては、武蔵村山市国民健康保険加入者（40 歳以上）や後期高齢者等を対象に、メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防のための特定健康診査等を実施しています。健診結果からは、生活習慣改善の必要レベルを３段階に分けて判定し、特定保健指導へつなげることで市民の健康増進に努めています。

特定健康診査受診時に大腸がん検診を同時に実施する等、受診しやすい環境づくりに努め、受診率の向上を図っています。

また、各種がん検診（胃・大腸・肺・子宮・乳・前立腺）、歯周疾患検診、骨粗しょう症検診、肝炎ウイルス検診、眼科検診を行っています。

母子対象の保健事業としては、子どもと子育てをする親を対象としとして、乳幼児等の健康診査や子どもの栄養と歯科相談、離乳食教室等を行っています。

また、生後４か月までの乳児のいる家庭を助産師や保健師等が訪問して専門的な支援を行う「こんにちは赤ちゃん事業」を実施しています。この事業では、関係部署による連携を強化し、電話による訪問勧奨等訪問実施率を上げる取組を進めており、平成 27 年度で 86.3%に達しています。

妊婦及びその家族を支援する教室としては、「パパとママのためのマタニティクラス」を実施しており、妊娠・出産・育児を学び、妊婦同士の友達づくりにも役立っています。

○健康づくりの促進

市民の健康の維持向上を図るため、食に関する知識の普及や、市における食文化のＰＲ等を通じて、食生活への意識の啓発に向けた取組を進めています。

生活習慣の改善に向けては、健康管理や身体活動、運動に関する取組の支援や、啓発活動に向けた施策を展開しており、健康教室において、従来から実施しているヘルシースリム教室等に加えて、ヨガ体操教室を導入する等、市民のニーズに合わせて取組を進めています。今後も、高齢者のフレイル予防に向けた積極的な分野間の連携が重要となります。

こころの健康をささえるためには、身近な相談窓口や専門機関の情報提供や、子どもの不登校やいじめ等の問題の防止に向けたスクールカウンセラーの活用、子育て世代包括支援センター「ハグはぐ・むらやま」における妊婦・乳幼児・保護者への相談支援、ひとり家庭に対する母子・父子自立支援相談員の相談対応等、専門機関等との連携による早期対応の推進にも努めています。

○自殺防止対策の推進

多摩立川保健所の統計資料によれば本市では、年間 15 人前後の人が自殺によって命を落とされており、年代も幅広く、男女に偏りがない状況です。このため市では「誰もが生き心地のよい社会」を目指して、市民向けの講演会や市職員向けのゲートキーパー研修を行う等、命の大切さを訴える活動を実施しています。また、市民なやみごと相談や子ども家庭支援センターを通じて、市民に寄り添う支援を行うことにより、自殺対策を総合的に取り組んでいます。

6　まちづくり施策の現状

⑴　バリアフリー化の推進について

平成 25 年 10 月に策定した「武蔵村山市まちづくり基本方針（改定)」（都市計画マスタープラン）の中では、市民・事業者・市が協働して高齢者、障害のある人だけでなく全ての人にやさしいまちづくりを推進していくことを目指して、「やさしさ・ふれあいのまちづくり」を基本方針の一つとしています。

既存の道路では、主要幹線道路における歩行空間の確保や主要生活道路の道路拡幅を行い、全ての市民が安全で快適に通行できる道路整備を進めています。

また、バリアフリー化、ユニバーサルデザインについては、歩道の段差改良や整備に際して視覚障害者誘導用ブロックの設置等を進めています。公園の整備に際しても、車椅子に配慮した出入口の改修や和式便器から腰掛け式便器への改修等のバリアフリー化を図り、人にやさしい施設づくりに努めています。

「都営村山団地」では、バリアフリー化された車椅子使用者世帯向けの住宅の整備と、生活援助員による日常生活支援サービスの提供を行う「シルバーピア運営事業」を実施しており、将来の地域を担う子育て支援施設の整備も進め、超高齢社会に対応した環境整備を促進しています。

⑵　利用しやすい公共交通の整備について

軌道交通のない本市では、バス交通が主要な公共交通となっており、各バス会社が運営する路線バスとともに、市内循環バス（MMシャトル）を市民ニーズに対応した利便性の高い交通手段とするべく、常に現状の検証や課題解決のための検討を重ねながら、各種取組を進めています。全ての市民が快適に利用できるよう、市内循環バスの全車をノンステップバスに導入し、バリアフリー化を実施しました。

さらに、市内循環バスによる移動が困難な市南西地域に在住の市民の交通手段とするため、事前登録・予約制の乗合タクシー「むらタク」の運行を行っています。

多摩都市モノレールの上北台・箱根ケ崎間の延伸については、平成 28 年 4 月に国土交通大臣の諮問機関である交通政策審議会から「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」の答申において、多摩地域の主要地区間のアクセス利便性の向上に資するとし、課題はなく、事業化に向けて関係地方公共団体・鉄道事業者等において具体的な調整を進めるべきとされています。その後、東京都の令和２年度予算に、モノレール延伸に向けた現況調査や基本設計等の費用が計上されており、これまでに着実に延伸に向けた歩みが進んでいます。

⑶　災害対策について

災害時における地域住民や地域社会の安全を守るためには、地域ぐるみの対応が必要です。このため、資器材を助成する等により自主防災組織の結成を促進して育成するとともに、総合防災訓練等を通じて地域住民と相互に協力して連携活動できる体制を整備しています。

これまで災害が発生した場合等において、高齢者や障害のある人、乳幼児や子ども、妊産婦等の安否確認や避難誘導等をスムーズに行うことを目的に、平成 13 年度からは希望する人を対象に災害時要援護者名簿を作成し、警察署、消防署及び民生・児童委員に配布して、緊急時の連携体制の整備に努めました。その後、平成 25 年６月には災害対策基本法が改正され、これら支援を必要とする人の呼称を避難行動要支援者とし、その名簿の作成が市町村の義務とされました。これに基づき、本市では避難行動要支援者名簿を整備するとともに、平成 27 年３月に作成した避難行動要支援者避難行動支援プラン（全体計画）をもとに、災害時等の避難支援活動を実効性のあるものにするため、避難支援等関係者と連携して、避難行動要支援者の具体的な避難方法等に関する個別計画を策定しています。

また、災害時、速やかに「災害ボランティアセンター」を設置できるよう協働推進課・社会福祉協議会・武蔵村山市ボランティア・市民活動センターの三者での取組を進めています。

一方、いざ災害が発生した場合、避難所への避難に当たり、新型コロナウイルス等の感染拡大防止対策を徹底することが課題となっています。

⑷　防犯活動等について

①　犯罪に関する現状

■刑法犯の検挙数の推移

東大和警察署管内における過去５年間の刑法犯の検挙件数は平成 27 年から平成 29 年にかけて減少し、その後、年間 300 件前後で推移しています。

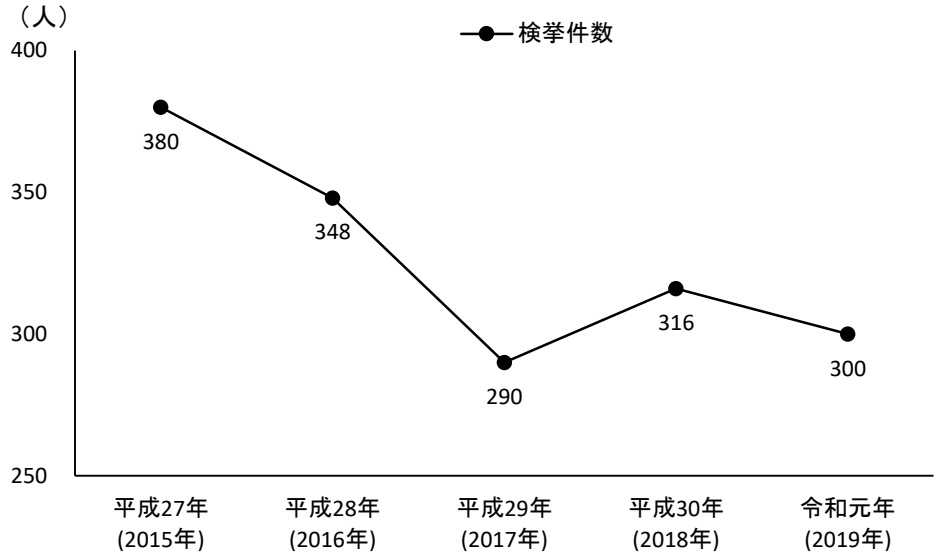

出典：警視庁統計より

■成人刑法犯検挙総数に占める再犯者数の推移

本市の成人刑法犯検挙総数に占める再犯者数の割合（再犯率）は約　％であり、検挙者のうち約　人に　人が再犯者となっています。

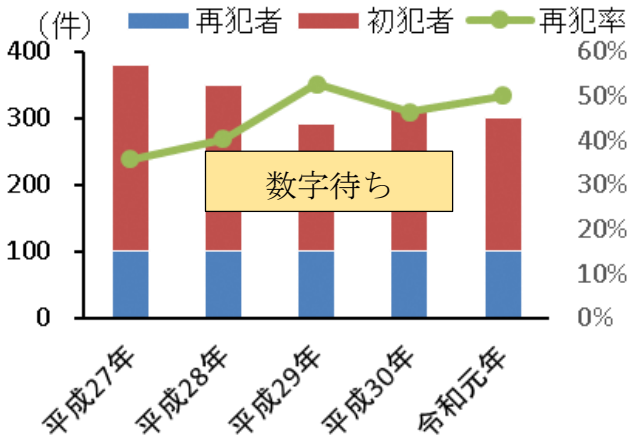

②　防犯活動等に関する主な取組

○防犯活動の推進

住民の主体的な安全・安心のまちづくりを推進するために、自治会等を母体とした自主防犯組織に対し、防犯パトロール資器材等を助成する等、自主防犯組織の結成促進と育成支援を行っています。

また、消費生活における安全性の確保に向けては、平成 29 年に緑が丘出張所での相談環境を整備し、消費者安全法に基づく消費生活センターを設置しました。

○再犯防止の促進

再犯防止の取組については、「社会を明るくする運動」による広報活動に加え、更生保護活動を行う関係団体への支援を行っています。

第２節　市民意識調査からみる地域の現状

1　市民意識調査（市民向け）の結果

本計画に関する市民の意見や考え方を把握し、反映させるために、市内居住の 18 歳以上の市民 3,000 人（無作為抽出）を対象に市民意識調査を実施したところ、1018 人（回答率 33.9%）から回答を得ました。この市民意識調査で地域福祉に関する市民の意識を調査したところ、次のような結果が見受けられました。

⑴　地域を支える人づくり

○隣近所との付き合いの程度

となり近所との付き合いの程度については、「あいさつをする程度の人がいる」が約４割、「立ち話をする程度の人ならいる」が３割近くでそれぞれ高く、あまり積極的な近所付き合いを持たない人が多いことがうかがえます。

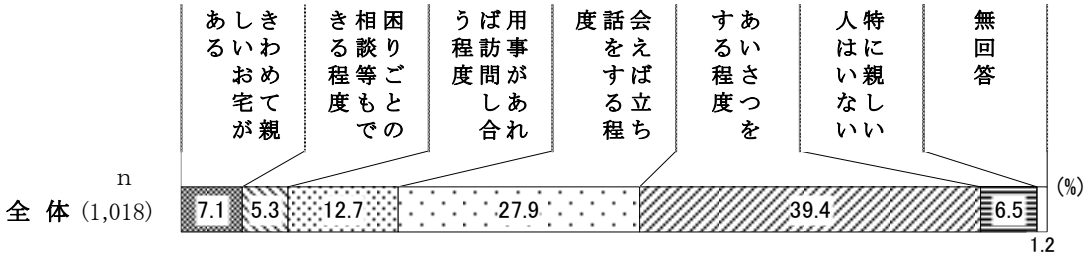

○隣近所との今後のつきあいの程度

隣近所との今後のつきあいの程度については、「適度につきあえる人がいれば、つきあいを広げたい」が全体では３割近くでした。しかし、年代別にみると、30～39 歳が４割以上で特に高くなっており、定住や子育ての始まり等により地域に馴染み始める年代であることがうかがえます。

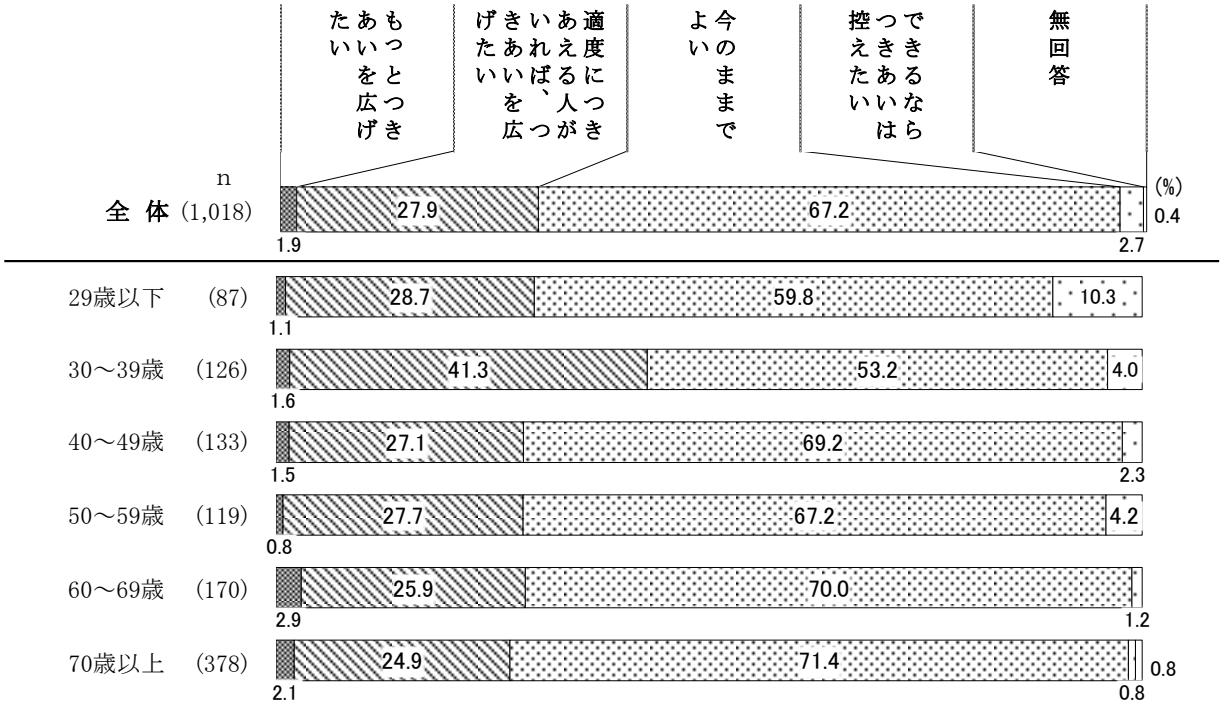

○「近所付き合いとしてしてもらいたいこと」と「近所付き合いとしてできると思うこと」

近所付き合いとしてしてもらいたいことについてところ、「災害時の手助け」と「安否確認の声かけ」が特に高くなっています。反対に、近所付き合いとしてできると思うことについて聞いたところ、こちらも「災害時の手助け」、「安否確認の声かけ」が特に高くなっています。このことから、助け合いでできることと、してほしいことの要望は同じであることがうかがえます。

上位３位の比較	第１位	第２位	第３位
近所付き合いとして してもらいたいこと	災害時の手助け （45.5%）	安否確認の声かけ （30.7%）	話し相手（9.9%）
近所付き合いとして できると思うこと	災害時の手助け （55.4%）	安否確認の声かけ （52.2%）	話し相手（33.0%）

○ボランティア・ＮＰＯ活動の経験

ボランティア、ＮＰＯ活動の経験について聞いたところ、「現在活動している」と回答した人は１割未満、「以前活動していたが、現在は活動していない」を合わせた活動経験のある人についても２割にとどまっています。一方、近所つきあいの程度別でみると、付き合いが密なほど活動経験がある人の割合は高くなります。

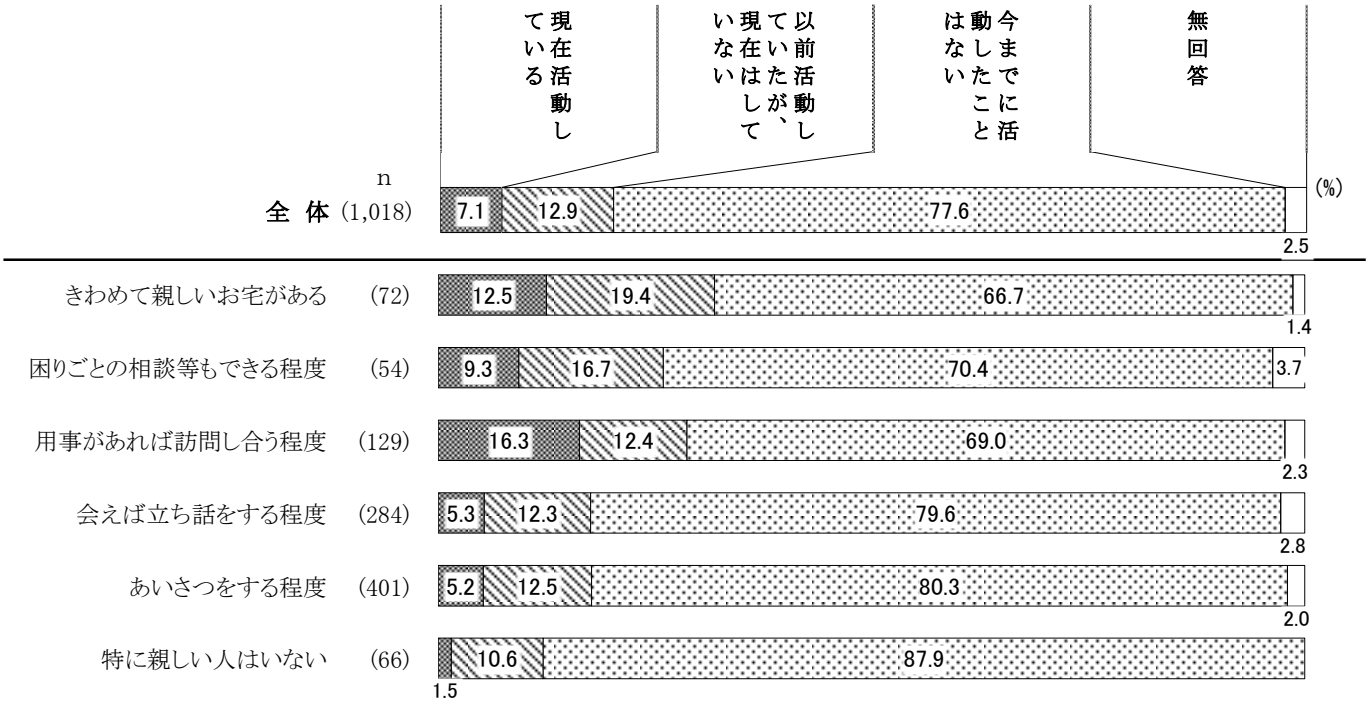

○地域における助け合い（今後）

地域における助け合いにおける今後の方向性については、「市民一人ひとりが、協力できることをする方がよい」が７割近くと多数を占めており、「福祉は行政の仕事なので、行政が行う方がよい」は約２割となっています。公助のみよりも共助による助け合いの方が幅広く支持されていることがわかります。

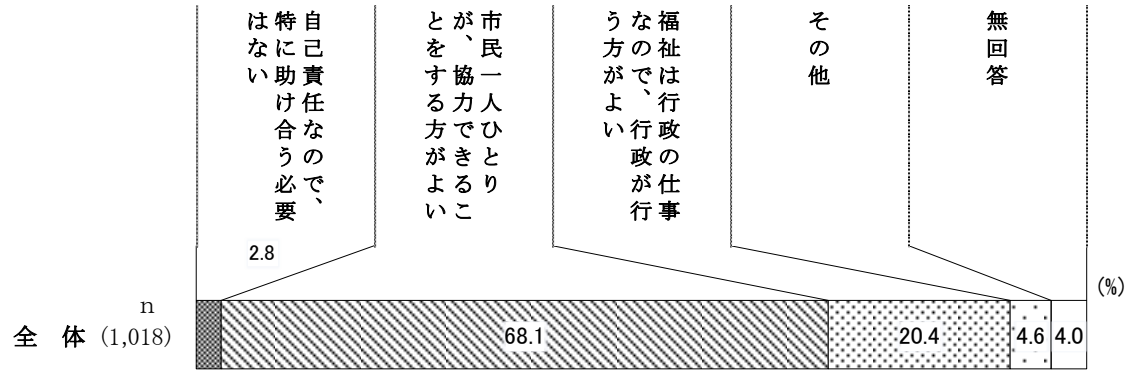

⑵　市と市民が一体となった地域づくり

○ボランティア・ＮＰＯ活動の輪を広げていくために必要なこと

ボランティア、ＮＰＯ活動の輪を広げていくために必要なことについて聞いたところ、「気軽に相談できる窓口を設置する」と「活動に関する情報を積極的に発信する」が高くなっており、地域福祉活動の基盤強化に向けては、相談体制や情報の発信体制が望まれていることがうかがえます。

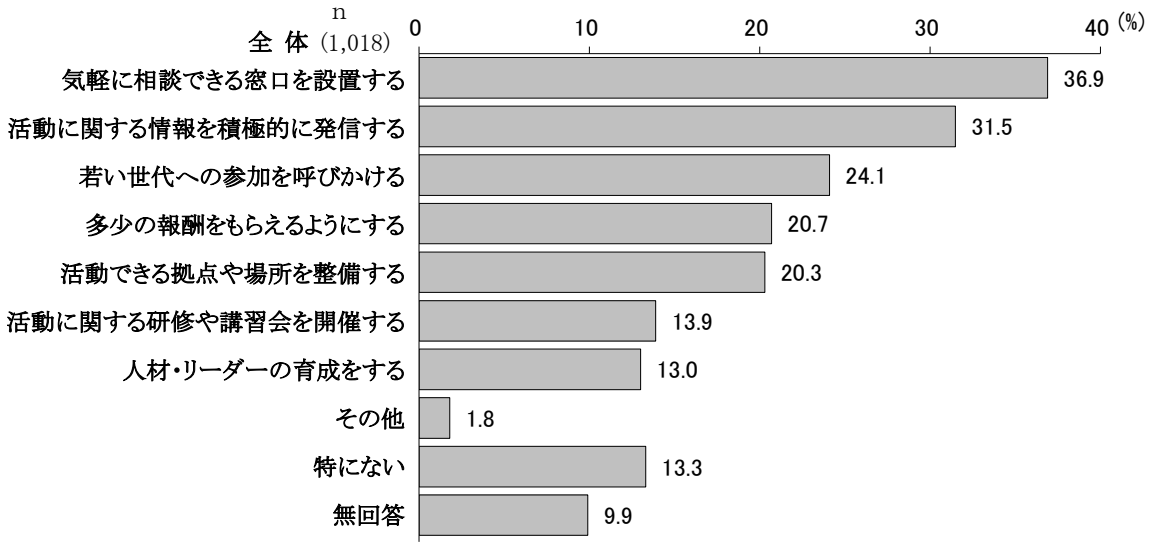

○安心して暮らしていくために、自治会やボランティア団体に活動してもらいたいこと

安心して暮らしていくために、活動してもらいたいことについて聞いたところ、自治会やボランティア団体に活動してもらいたいことについては、「災害が起きたときの対応」が突出して高く、非常時の際に助け合うことのできる地域の力が望まれています。

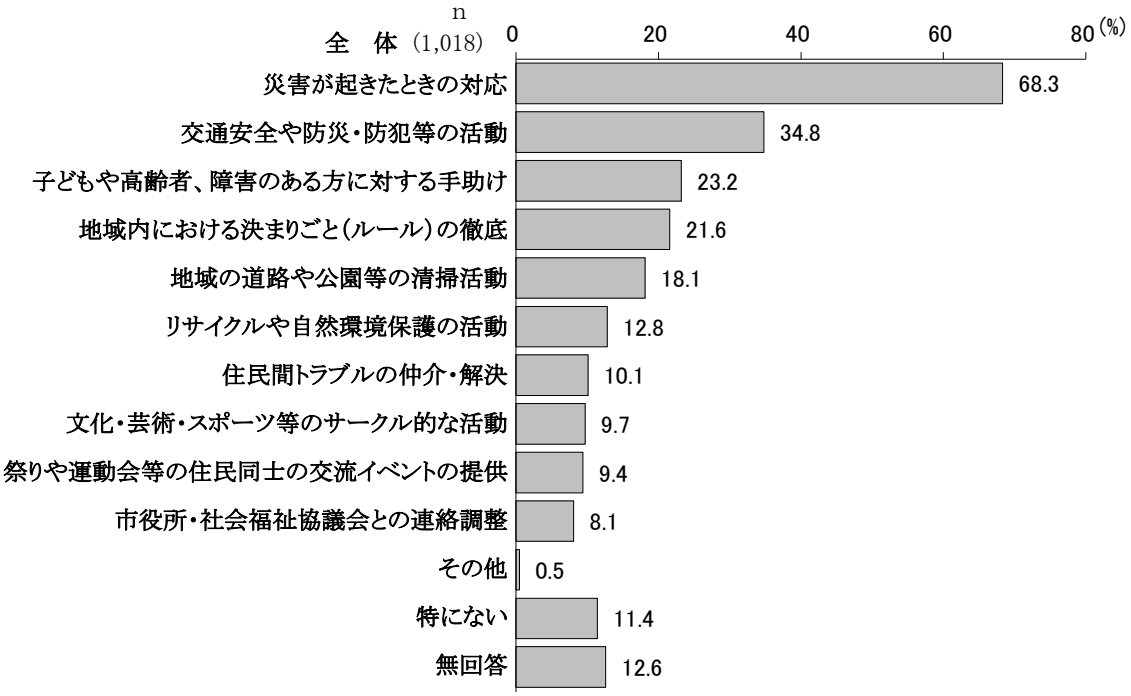

○自殺を考えたことの割合

自殺を考えたことの割合については、「考えたことがある」と回答した人は全体で２割以上となっています。年代別にみると、59 歳以下の若手から中年世代で３割以上と特に高くなっています。また、人とのつながりという点でみると、世帯構成が単身世帯、近所つきあいにおいて特に親しい人はいない人の割合が３割を超えて、特に高くなっています。自殺が個人的なことにとどまらず、人とのつながり・ソーシャルキャピタルの観点から、地域の中で解決するべき問題でもあるという意識が広がっていくように啓発に取り組んでいくことが重要です。

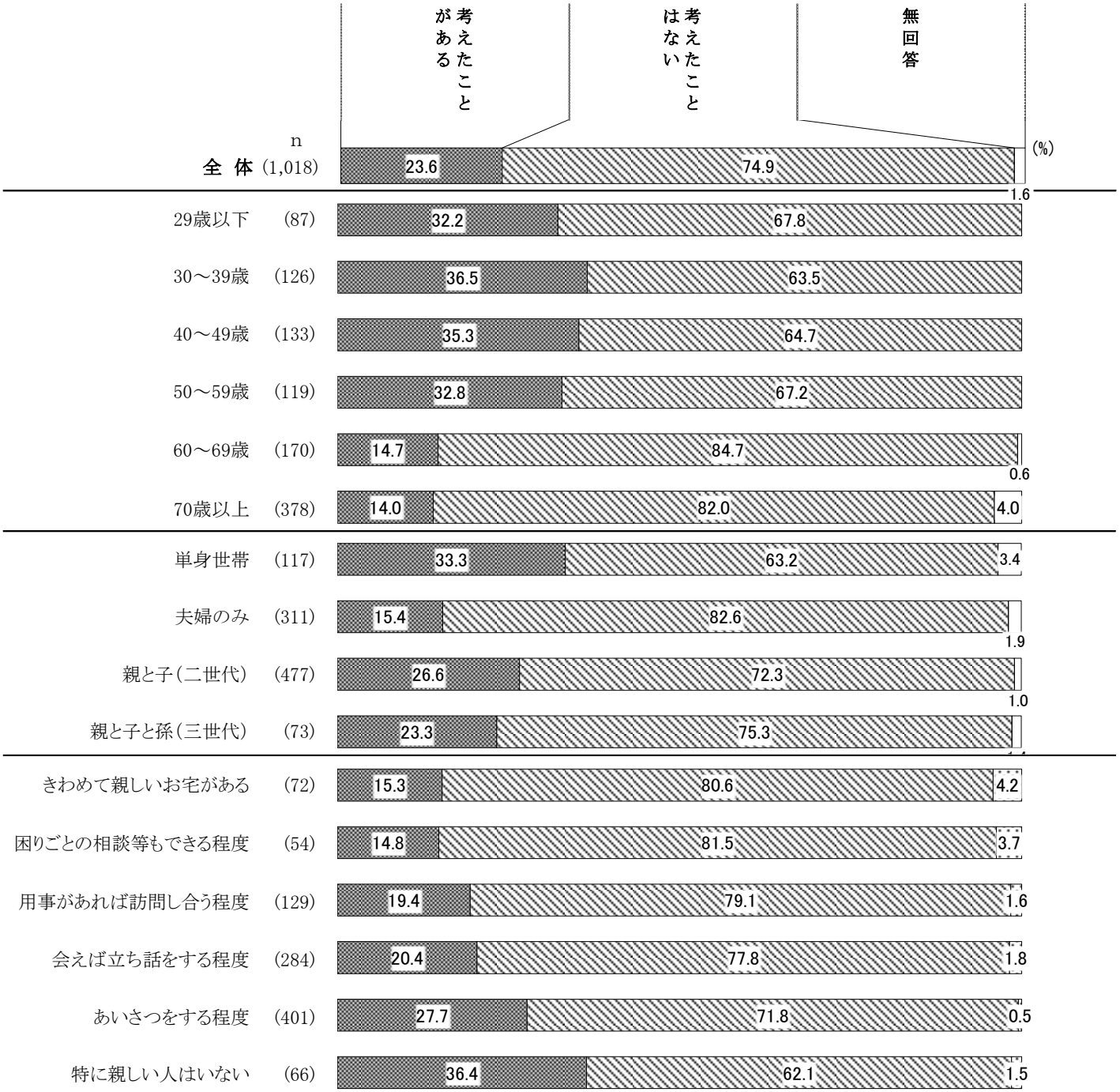

○災害時要支援者名簿登録の認知度

災害時要支援者名簿登録の認知度については、「名称も内容も知っている」としっていると回答した人は１割程度であった。非常時に避難の支援が必要な人に対し、地域でどのように対応するかという議論に向けても、名簿登録の認知度向上は重要な課題だといえます。

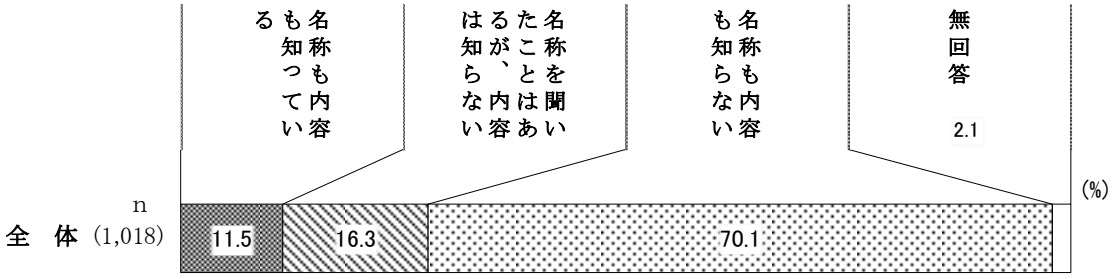

○犯罪や非行をした人たちの立ち直りへの協力意向

犯罪や非行をした人たちの立ち直りへの協力意向について聞いたところ、「どちらかといえば思わない」と「思わない」と合わせた『消極的』な回答が過半数を占めている一方で、「思う」と「どちらかといえば思う」を合わせた『積極的』な回答は約３割となっています。犯罪や非行をした人たちの社会復帰のためには、地域の住民の理解と協力を得て、社会の中で孤立することのないよう支援することが重要であることから、理解促進に向けたより一層の広報・啓発活動の推進が重要であるといえます。

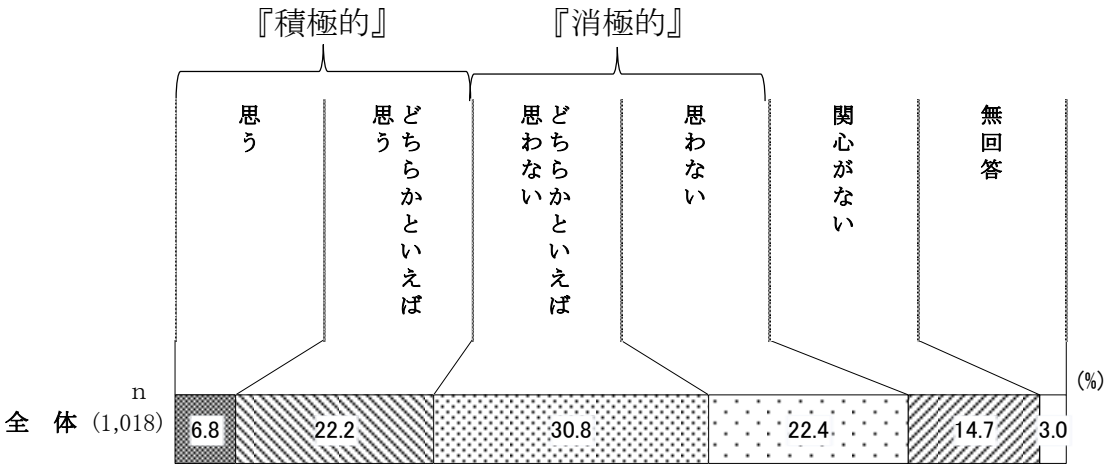

○再犯防止のために必要なこと

再犯防止のために必要なことについては、「居宅と仕事を確保し生活基盤を築かせる」といった経済的・環境的な取り組みと、「保護観察官や保護司の指導を充実強化」といった制度的な取り組みの２軸が特に高くなっています。

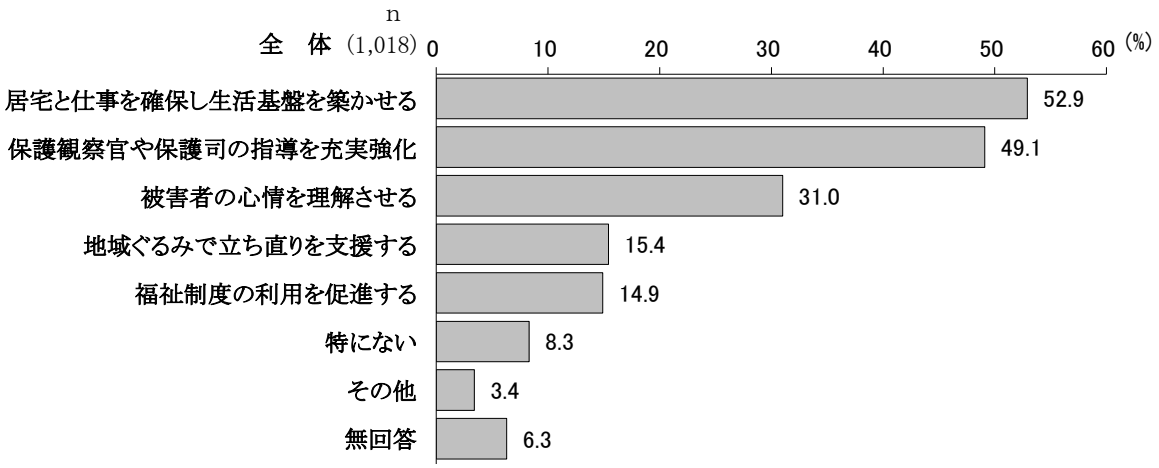

⑶　包括的な支援の仕組みづくり

○福祉サービスの利用について

福祉サービスの利用状況をみると、「利用している（したことがある）」が２割近くとなっていました。

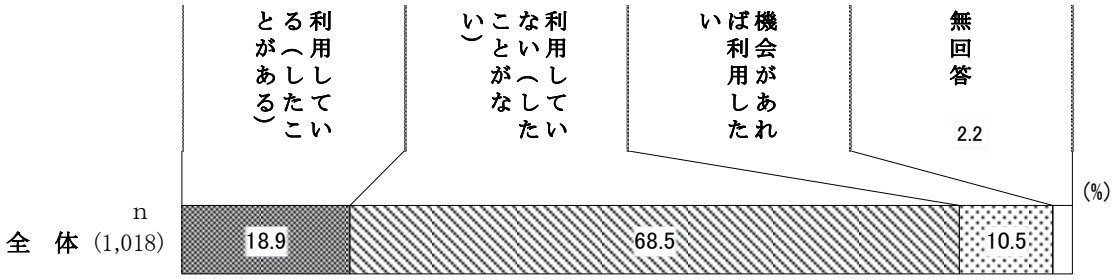

○福祉サービスの利用に関する不都合や不満

福祉サービスの利用者に、利用に関する不都合や不満を聞いたところ、「不都合や不満を感じたことはない」と「無回答」を除いた４割以上の人が困ったこととしていずれかの項目に回答しており、「福祉サービスに関する情報が入手しづらかった」や「どのサービスがよいのかわからず、選びにくかった」といった福祉情報に関する項目が上位となっていました。

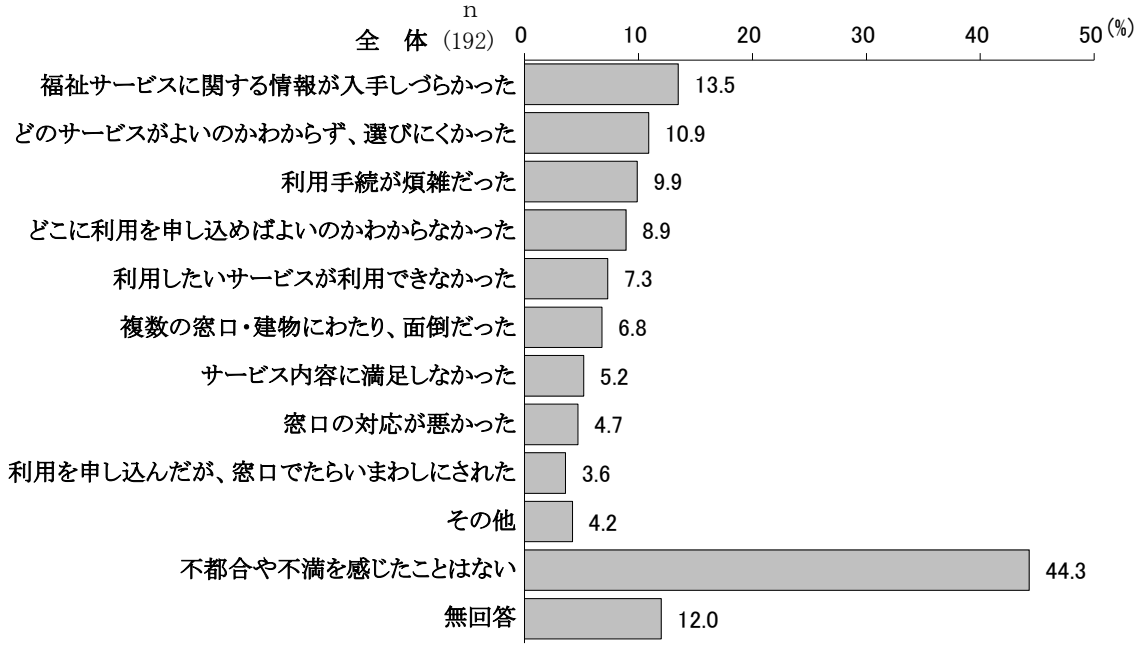

○福祉サービスの利用していない理由

福祉サービスの利用者していない人に、利用していない理由を聞いたところ、２割以上の人が「サービスの内容や利用の仕方がわからない」と回答しており、情報がそれを必要とする人のもとに届く仕組みの強化が必要とされています。

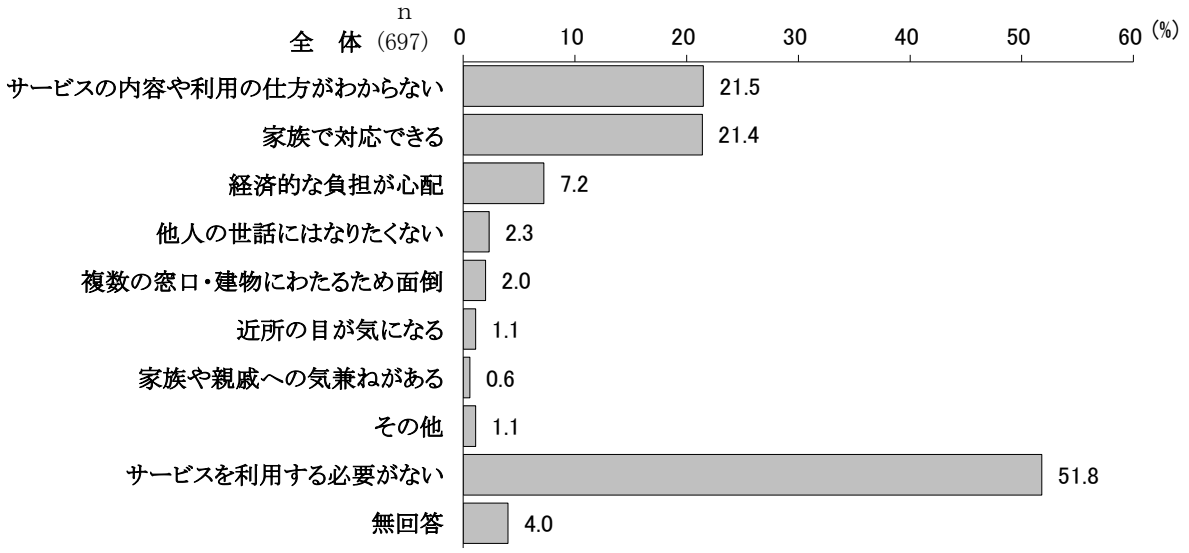

○社会福祉協議会の認知度

社会福祉協議会の認知度について聞いたところ、「知っている」と回答した人は２割半ばとなっています。

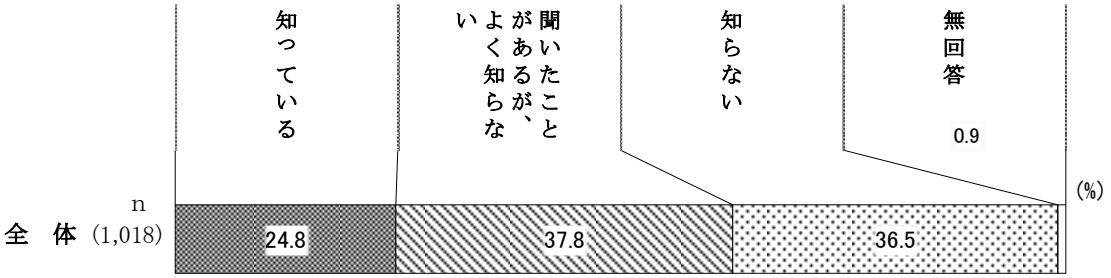

○社会福祉協議会が行う活動・支援として、今後、充実してほしいもの

社会福祉協議会が行う活動・支援として、今後、充実してほしいものについて聞いたところ、「気軽に相談できる福祉総合相談の充実」と「障害者、高齢者に対する相談支援の充実」の相談支援に関することが上位２つを占めていました。

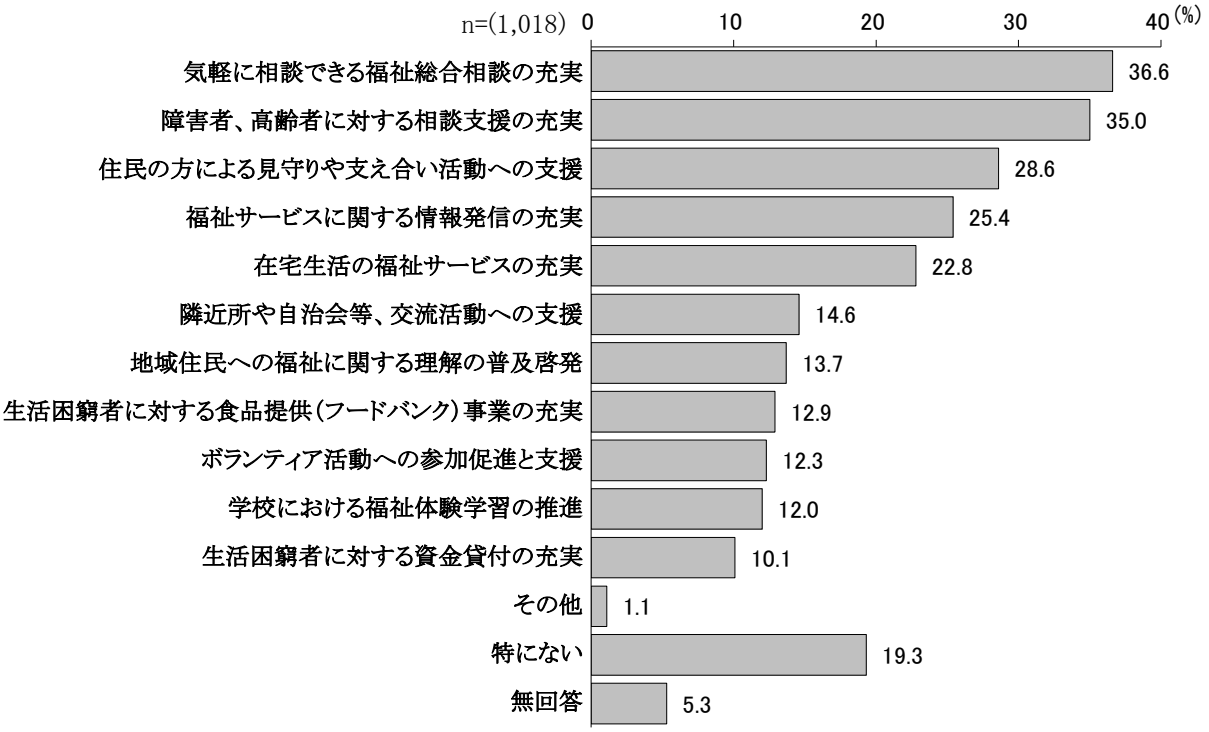

○地域福祉権利擁護事業の認知度

地域福祉権利擁護事業については、「名称も内容も知っている」は１割未満でした。

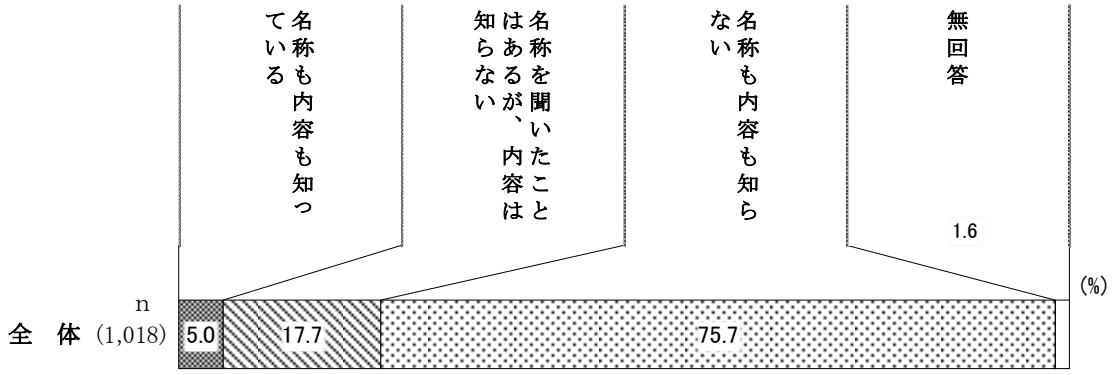

○成年後見制度の認知度

地域福祉権利擁護事業については、「名称も内容も知っている」は３割程度でした。

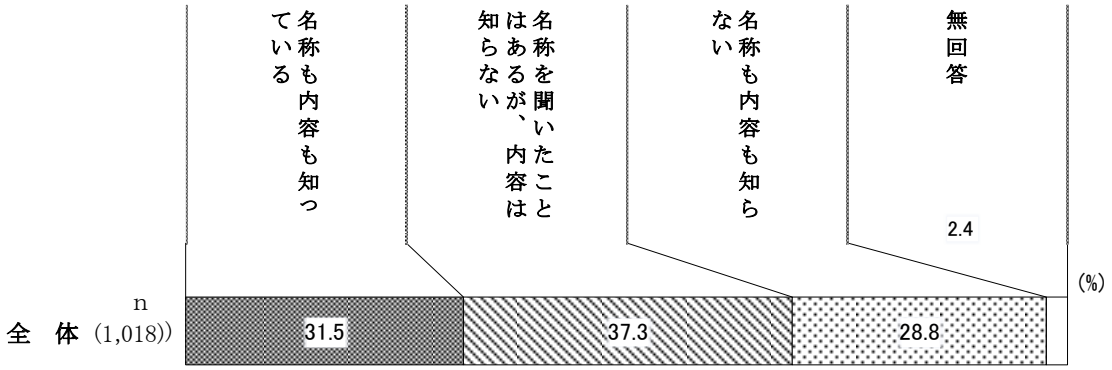

○生活困窮者自立支援制度の認知度

生活困窮者自立支援制度の認知度について聞いたところ、「知っている」と回答した人は１割程度となっています。

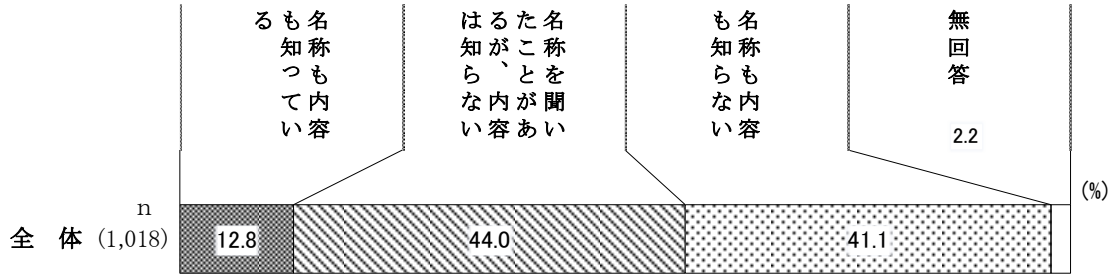

2　市民意識調査（団体向け）の結果

本計画に地域福祉に関する福祉団体関係者の意見や考え方を把握し、反映させるため、武蔵村山市ボランティア・市民活動センターに登録している 107 団体を対象に市民意識調査を実施したところ、63 団体から回答を得ました。この市民意識調査で団体の状況や地域の活動等を調査したところ、次のような結果が見受けられました。

○地域福祉活動において連携・協力している団体（機関）

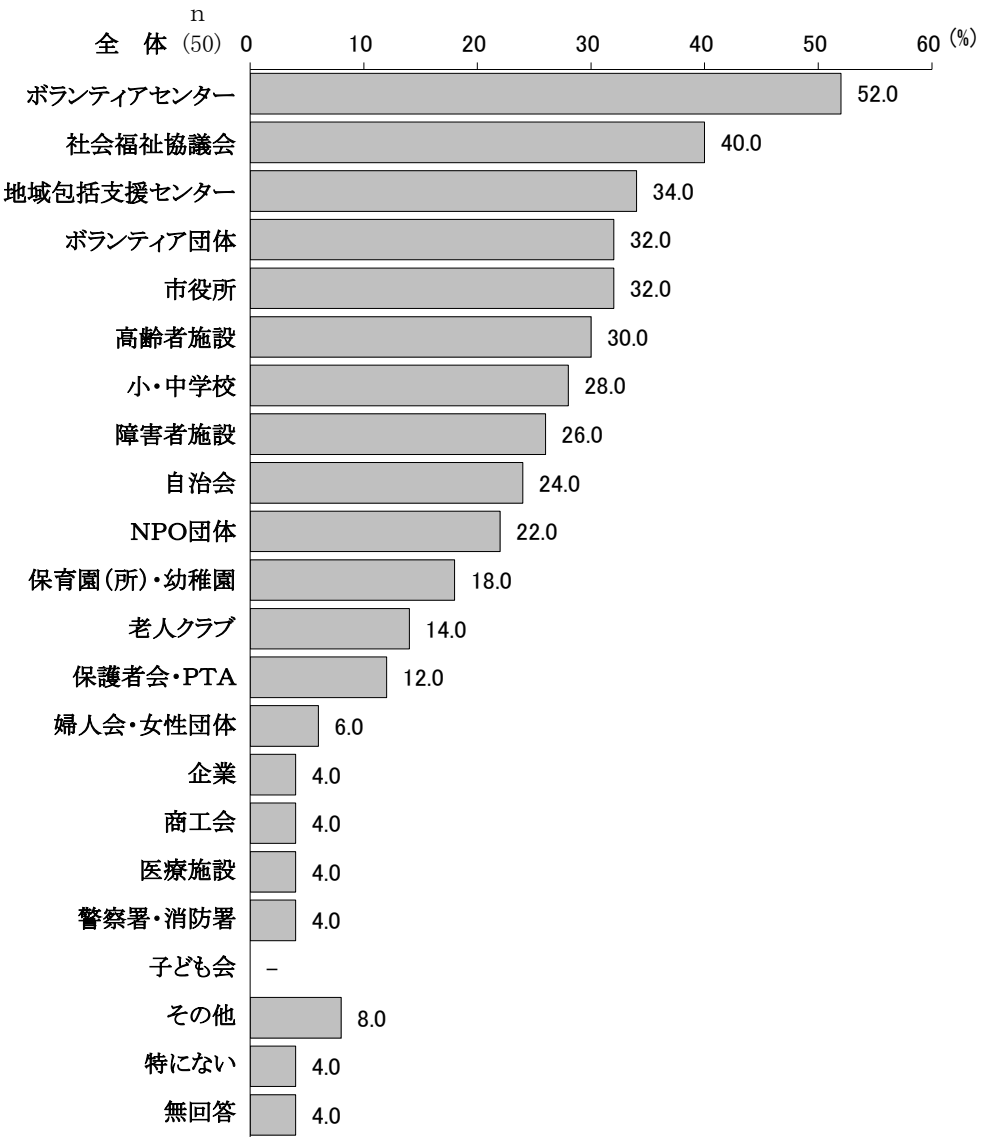

地域福祉活動を行っている団体に対し、活動に際して連携・協力している団体（機関）について聞いたところ、「ボランティアセンター」が過半数を占めています。また、「社会福祉協議会」、「地域包括支援センター」、「市役所」等の公的機関や、「ボランティア団体」も３割程度で高くなっています。

○活動上での人材（メンバー・ボランティア等）の状況

活動上での人材（メンバー・ボランティア等）の状況については、「やや不足」と「かなり不足」を合わせた『不足』が過半数を占めています。

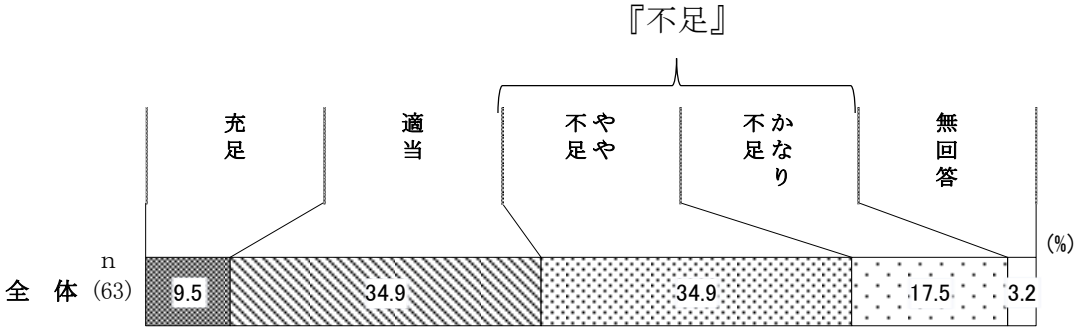

○活動を行う上での課題

活動を行う上での課題については、「活動の中心となるリーダーや後継者が育たない」と「メンバーが高齢化してきている」の人材に関する項目が、特に高くなっています。

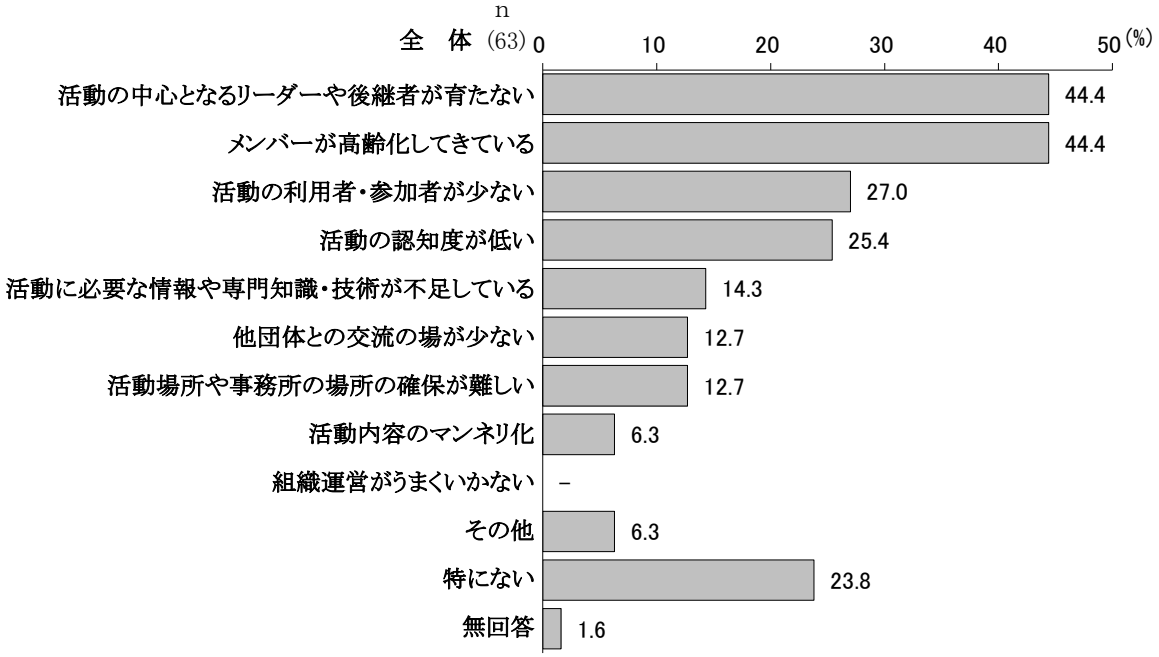

○今後の活動にあたり必要だと思う行政支援

今後の活動にあたり必要だと思う行政支援について聞いたところ、「とても必要」と「少し必要」を合わせた『必要』と回答した割合が高い項目については、「(F) 市民への情報発信」や「(E) 活動に関わる情報提供」といった情報提供と、「(A) 場所の提供」が特に高くなっています。

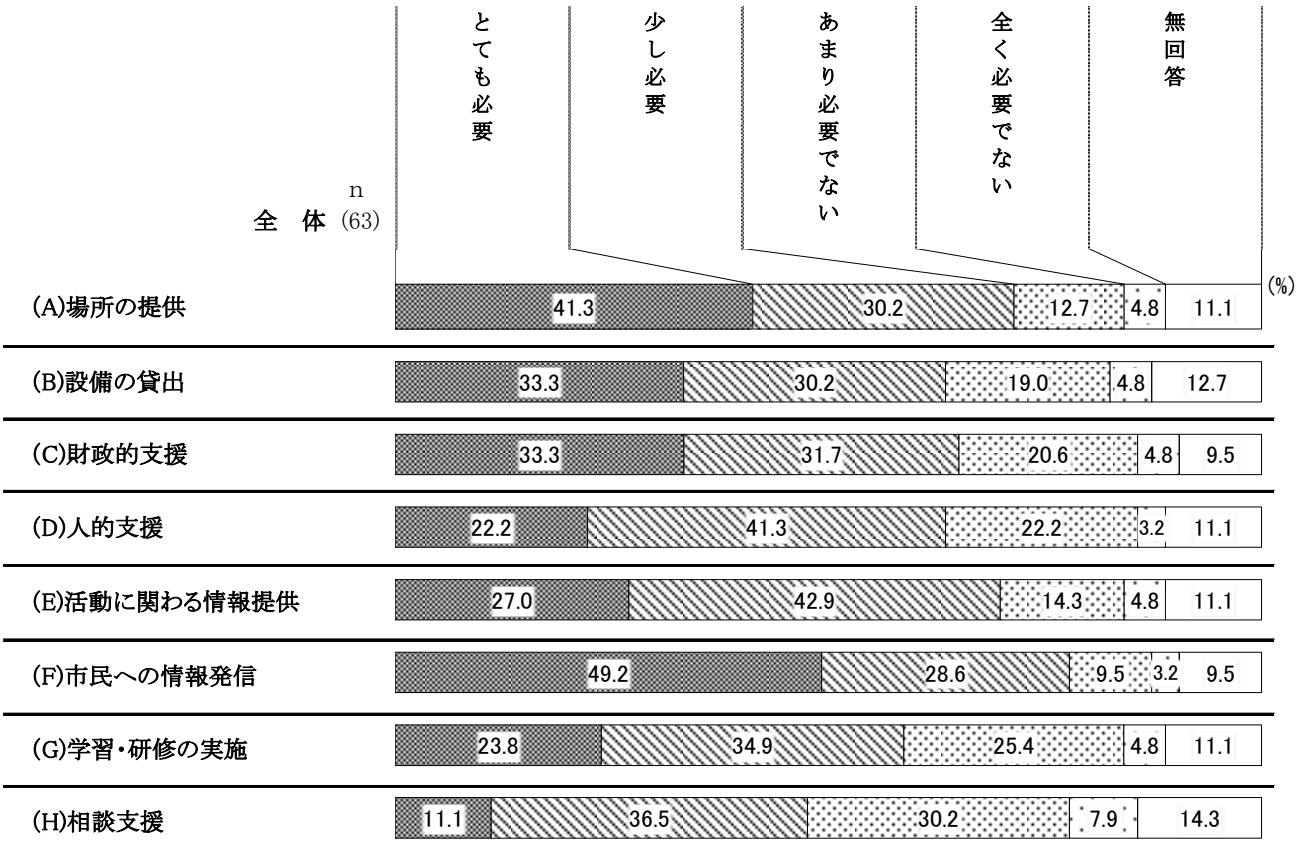

○今後の活動にあたり市民に期待すること

今後の活動にあたり市民に期待することについて聞いたところ、「活動への参加・協力」が７割近くで特に高くなっています。

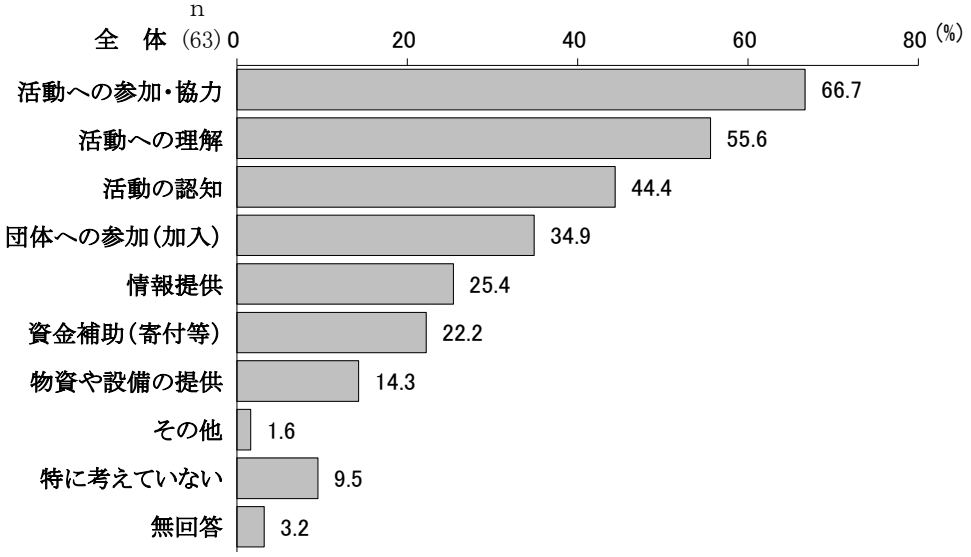

○地域の人々からの日常の困りごと、福祉における課題

活動をしている中で、地域の人々からどのような日常の困りごと、福祉における課題等について聞いたところ、以下のような意見が挙げられました。

分野	内容
高齢者・介護予防等の支援	・話しする場、相手がいない ・高齢世帯、独居高齢者の情報不足 ・認知症高齢者を介護する家族への支援（情報提供等）
障害者支援	・障害をお持ちの方自身の高齢化、障害をお持ちの方の御家族の高齢化 ・ろう者の社会への完全参加と、平等の実現 ・福祉サービスがわからない ・障害のある子供をどのように育てていけばよいか悩んでいる ・動ける重症心身障害児者のショートスティ先が不足 ・障害のある子もない子も一緒に遊べる場所づくりは必要
子ども・子育て支援	・養育家庭への支援 ・保護者が仕事等で留守にしている時間帯（夕方から保護者が自宅に帰宅するまで等）に利用できる福祉サービスの新設 ・乳幼児とその親の居場所が少ない ・子育てに関する地域の情報の一括した提供が必要 ・乳幼児健診の時間が子どものお昼寝の時間で困る ・スポーツ以外の学校間を越えた子供の交流が少ない ・学校でのいじめ
福祉分野を横断する活動	・だれでもつどえる場、情報交換が出来る場所が少ない ・自治会館の設備が不十分・老朽化
コミュニティ活動、その他	・福祉関係のお手伝いに伺う時、駐車場が無い ・交通の便の悪さ ・福祉サービスが 24 時間態勢ではないこと ・歩道に高齢者や障害者の歩行の妨げになる障害物がある（民家の樹木、不法駐輪、段差等） ・地域活動を推進するリーダーの不足

※　表記については原則としてそのままの掲載としているが、意見の主旨を損なわないよう一部要約したものもある。

第３節　市民意識調査からみる地域福祉に係る課題

1　地域を支える人づくり

市民意識調査（市民向け）の結果をみると、あまり積極的な近所付き合いを持たない人が多い一方で、30～39 歳では今後のつきあいを広げていきたいと考えている人が多いことがわかります。定住や子育ての始まり等により地域に馴染み始める時期に地域と接点を広げていくことによって、今後の地域福祉意識が根付く可能性があります。特に、近所づきあいが密であるほど、ボランティア・ＮＰＯ活動の経験率も高くなっていることから、積極的な近所付き合いの機運を醸成することが地域の力の向上のポイントと言えます。

また、多くの市民にとって助け合いでできることと、してほしいことの要望（災害時の手助けや安否確認の声かけ）は同じであり、両者の思いを地域の中でどのようにして繋いでいくかが、地域福祉を「我が事・丸ごと」を捉える関係性の構築に向けて重要な課題となります。市民の意識としては、７割の人が「市民一人ひとりが、協力できることをする方がよい」と回答しており、公助のみよりも共助による助け合いの方が幅広く支持されていることから、地域共生社会の実現に向けて市民の理解は得られやすいと見込まれるため、今後の関心を高めていくことが重要です。

市民意識調査（団体向け）の結果をみると、「活動の中心となるリーダーや後継者が育たない」と「メンバーが高齢化してきている」の人手不足が活動上の課題として挙げられており、団体が市民に望むこととしても、「活動への参加・協力」が過半数を超えています。市民が地域福祉を始めとする市民活動に積極的に関わることができるよう、地域全体における意識づくりが必要不可欠となっています。

また、団体が地域福祉活動に際して連携・協力している団体（機関）について、「特にない」と回答した団体は１割未満であり、多くの団体が互いに連携して活動を行っている状況がうかがえます。過半数が連携していると回答したボランティアセンターを中心に、団体同士のネットワーク形成の促進が期待されます。

2　市と市民が一体となった地域づくり

市民意識調査（市民向け）の結果をみると、ボランティア・ＮＰＯ活動の輪を広げていくために必要なことは「気軽に相談できる窓口を設置する」と「活動に関する情報を積極的に発信する」といった情報発信に関することが高くなっており、市民と団体との接点が増やしていくことが、活動参加への契機、ひいては地域福祉活動の基盤強化につながると考えられます。

また、市民が自治会やボランティア団体の活動に期待することの１位が「災害が起きたときの対応」であるように、安心・安全のまちまちづくりには、地域力の向上が不可欠となります。しかし、災害時要支援者名簿登録の認知度は１割程度にとどまっており、避難の支援が必要な人へ地域がどのように対応するか等、非常時に向けた体制の整備は急務となっています。

加えて、単身世帯や、近所に特に親しい人のいない方を中心に、自殺を考えたことのある方の割合が高くなっています。市民一人一人が、「自殺は誰にでも起こり得る身近な問題」であり、「その多くが防ぐことができる社会的な問題」でもあることを認識し、自殺を考えている人が発しているサインに気づくことができるよう、啓発に努めていくことが重要です。

再犯防止に目をむけると、再犯防止のために必要なことについては、「居宅と仕事を確保し生活基盤を築かせる」と「保護観察官や保護司の指導を充実強化」が特に高くなっており、社会的な環境面での支援と、行政的な制度面での支援の２軸をともに推進していくことが肝要であるといえます。また、犯罪や非行をした人たちの立ち直りについて積極的な回答は３割程度なっているのが現状です。犯罪や非行をした人が地域で孤立せず、ふたたび自立した地域の一員として活動できるよう、理解の促進に向けた取り組みが望まれます。

市民意識調査（団体向け）の結果をみると、今後活動にあたり必要だと思う行政支援については、市民意識調査（市民向け）と同様に、「市民への情報発信」が高くなっていました。加えて、「場所の提供」を要望する声も高く、自由記述の地域の人々からの日常の困りごと、福祉における課題についても、活動拠点や設備の改善に関する意見が複数寄せられています。コミュニティの活性化に向けて、地域の人々の交流や地域活動の拠点となる場所づくりのニーズの高さが窺えます。

3　包括的な支援の仕組みづくり

市民意識調査（市民向け）の結果をみると、福祉サービスを利用したことがあるのは、市民の２割で、そのうちの４割以上が利用に関する不都合や不満を抱いていました。特に、不都合や不満の理由としては「福祉サービスに関する情報が入手しづらかった」「どのサービスがよいかわからず。選びににくかった」等福祉の情報に関することが上位となっています。また、福祉サービスを利用してないひとのうち２割が、「サービスの内容や利用の仕方が良く分からない」と回答しています。支援を必要とする人の生活課題が多様化、複雑化するなかで、適切なサービスが届くよう、情報提供や相談支援の体制を強化していく必要性があります。

その一方で、福祉サービスと住民の架け橋であり、相談支援の主要な担い手でもある社会福祉協議会の認知度は、決して高くはありません。また、生活困窮者自立支援制度等の制度自体の認知度も低い現状にあります。支援の仕組みづくりのためには、支援のための制度それ自体と、制度につなぐための相談機関・団体の周知が重要な課題となります。

加えて、権利擁護の観点からは、権利擁護事業について「名称も内容も知っている」と回答した人は１割未満、成年後見制度について認知度事業の「名称も内容も知っている」と回答した人は３割程度でいずれも高くはなく、認知度の向上や、利用普及が課題となっています。

第３章　計画の基本的な考え方

第１節　めざすべき姿（基本理念・基本視点）

1 基本理念

本計画の基本理念を次のとおり掲げ、これからの地域福祉計画における市民・事業者・市の共通の目標とします。

〇〇〇〇〇〇〇

2 基本視点

計画の「基本理念」を実現するため、次の視点に留意しながら計画を推進していくこととします。

〇〇〇〇〇〇〇

第２節　計画の基本目標

1 計画の基本目標

第五次計画では、第四次計画の基本目標を踏まえ、その後の社会情勢や国・都の動き、アンケート結果等から見られる地域福祉の課題への対応を考慮して、下記のような３つの基本目標を掲げ、市民等との役割分担と連携・協働のものとの実現に努めていきます。

≪基本目標１≫地域を支える人づくり

地域の課題を『我が事・丸ごと』として捉えることで、市民一人一人が地域を支える担い手であるという意識をもち、ボランティア団体・NPO 法人、個人ボランティア等において、活発な活動ができる人づくりを目指します。

主な取り組みとしては、福祉教育、広報、意識啓発活動等の推進や、ボランティア・市民活動センターを中核として支援を行うとともに、コミュニティの活性化を図るために、多様な活動の主体が連携・協働するネットワークづくりを支援します。

≪基本目標２≫市と市民が一体となった地域づくり

住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らすことができるように、市と市民が一体となった地域づくりを推進します、

主な取り組みとしては、福祉活動の基盤となる場や制度の整備や、公共の場におけるバリアフリー化等の福祉的な配慮を推進するとともに、避難行動要支援者への支援や見守り活動の充実等、地域の防災対策の拡充を推進します。また、出所者の生活基盤の整備や、孤立と自殺を防ぐ地域づくりに向けた支援と啓発を行います。

≪基本目標３≫包括的な支援のしくみづくり

複合的な課題を抱える人や、地域での孤立している人を、支援の手から取りこぼさないよう、必要なサービスを必要な人が受け取ることのできる包括的な支援の仕組みづくりを目指します。

主な取り組みとしては、保健や医療と連携した福祉サービスの充実や、サービスの広報システムの拡充、相談支援体制の強化等、総合的かつ包括的な支援体制を整えるとともに、生活困窮者や生活保護受給者などの個々のケースに対して、関係機関と連携しながら自立の促進を支援します。

2　施策の体系

基本目標	取組の方向性
１．地域を支える人づくり	１－１　福祉教育の推進と担い手の育成
	１－２　様々な地域福祉活動や交流の推進
	１－３　活動団体間のネットワークづくりの推進
２．市と市民が一体となった地域づくり	２－１　地域福祉活動の基盤の強化
	２－２　快適な生活環境の推進
	２－３　安全・安心のまちづくりの推進
	２－４　再犯防止の推進（武蔵村山市再犯防止推進計画）
	２－５　地域における孤立と自殺の防止（武蔵村山市自殺対策計画）
３．包括的な支援のしくみづくり	３－１　福祉サービス充実の基盤づくり
	３－２　相談体制・情報提供の充実
	３－３　権利擁護の推進（武蔵村山市成年後見利用促進基本計画を含む）
	３－４　保健・医療等の推進
	３－５　就労促進のための支援体制づくり
	３－６　生活困窮者への自立支援
	３－７　生活保護受給者への自立支援
	３－８　重層的な支援体制の整備に向けた検討

第３節　エリア設定の考え方と将来推計人口

1　地域福祉エリアの設定

計画では、地域福祉を推進するため、地域福祉活動のエリアを設定します。エリア設定は、包括的な支援体制を整備していくうえで、「住民の身近な圏域」おいて、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境を整備するために重要です。

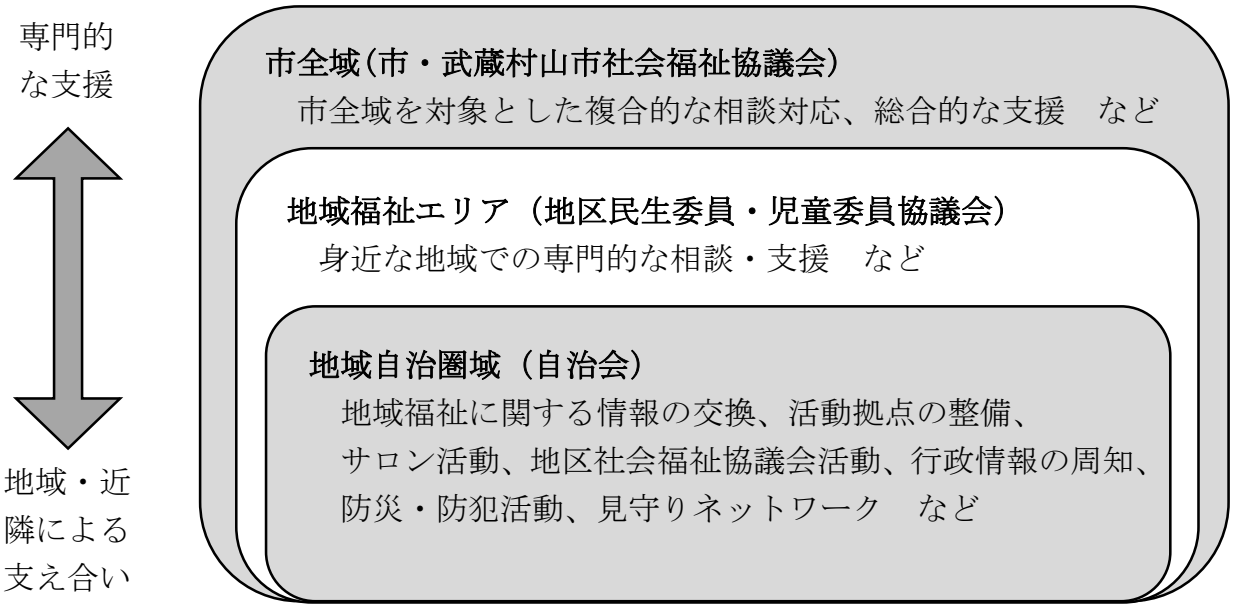

本市では、平成６年２月に策定した「武蔵村山市老人保健福祉計画」で市内を４つのエリアに分けた「地域福祉エリア」を設定し、その後、平成 18 年３月に策定した「武蔵村山市第二次地域福祉計画（平成 18 年度～平成 22 年度)」において、日常生活における行動範囲や生活環境条件等を考慮して、新たな「地域福祉エリア」を設定し、地域における保健・福祉サービスの提供体制の整備を行ってきました。

引き続き４つのエリアを「地域福祉エリア」として設定し、分野別計画や関連施策等との調整を図ります。

【地域福祉エリアに含まれる町名】

エリア名	町名
西部エリア	伊奈平、岸、残堀、中原、三ツ木、三ツ藤、大字三ツ木（横田基地内）
北部エリア	神明、中央、中藤、本町
南部エリア	榎、大南、学園
緑が丘エリア	緑が丘

【地域福祉エリアの地図】

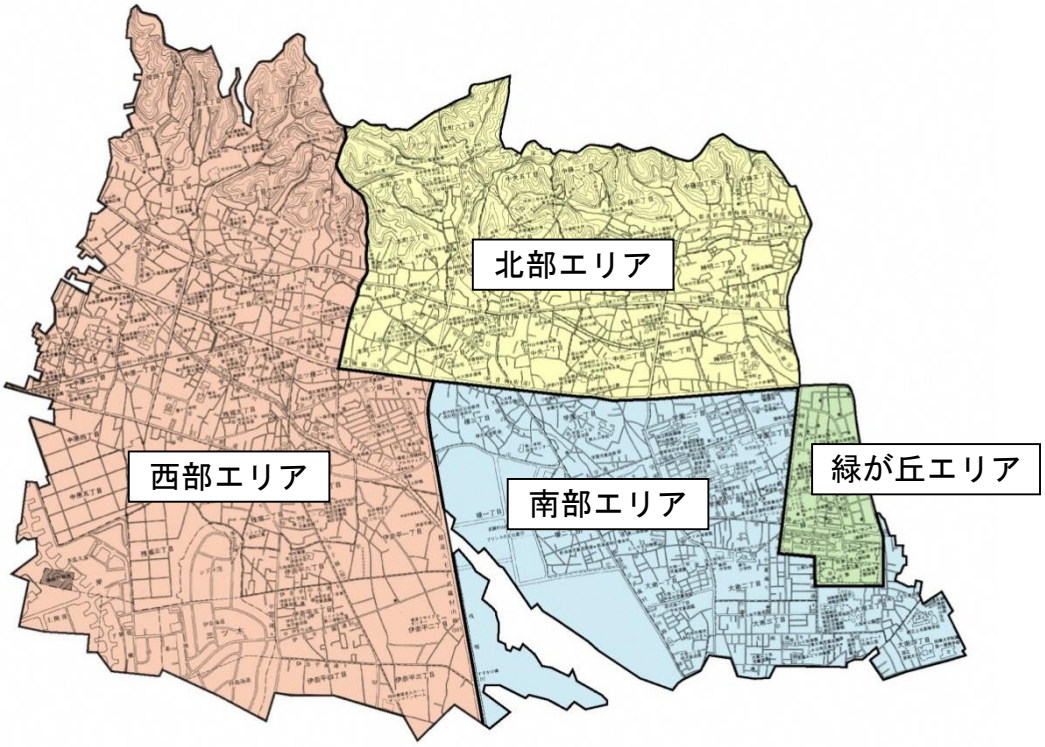

（２）将来推計人口

本計画における将来推計人口は、「第五次長期総合計画」に掲げる将来推計人口を踏まえ、各年の 10 月１日を基準として、住民基本台帳で推計するものとし、令和８年の人口を 74,805 人とした計画を策定します。

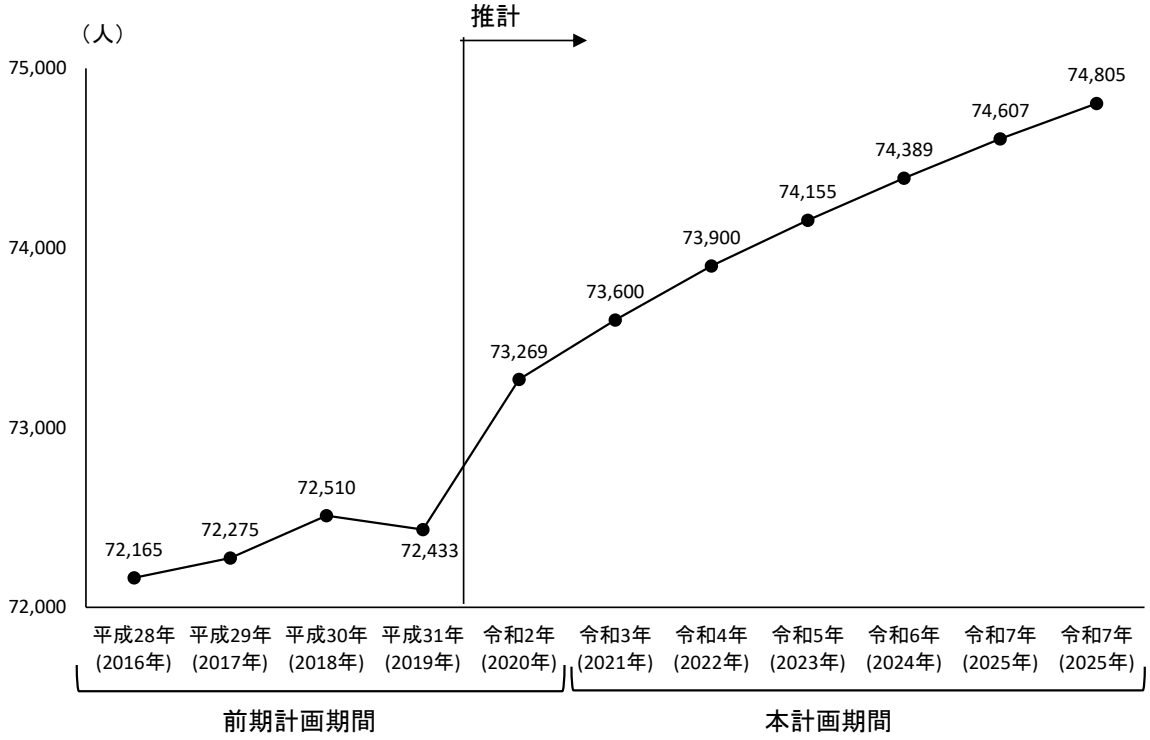

出典：武蔵村山市第二期まち・ひと・しごと創生総合戦略（トレンド推計）
備考：令和元年度までは実績値

追加資料３

第４回地域福祉計画策定懇談会の日程について

令和２年１１月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9 ①ＰＭ	10	11	12 ②ＰＭ	13	14
15	16	17	18	29	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	12/1	2	3	4	5

第１候補日　１１月　９日　午後２時から　　会場調整中

第２候補日　１１月１２日　午後２時から　　会場調整中